

酒々井町
一般廃棄物処理基本計画

令和 2 年 3 月

令和 7 年 3 月(改訂)

酒々井町

目 次

	Page
第 1 章 計画策定にあたって（計画の概要）	1
第 1 節 計画の背景・目的.....	1
第 2 節 計画目標年次の設定.....	2
第 3 節 関係法令.....	3
第 4 節 計画の位置づけ.....	4
第 5 節 計画の対象区域と廃棄物の範囲.....	5
第 6 節 計画の進行管理.....	6
第 2 章 地域特性.....	7
第 1 節 人口動態.....	7
第 1 項 人口と世帯数.....	7
第 2 項 性別構造.....	7
第 2 節 地域概要.....	8
第 1 項 位置及び地勢.....	8
第 2 項 気象.....	9
第 3 項 産業動向.....	10
第 4 項 土地利用状況.....	11
第 3 章 ごみ処理基本計画.....	12
第 1 節 ごみ処理の状況及び実績.....	12
第 1 項 ごみ処理の現状.....	12
第 2 項 ごみ処理の体制.....	24
第 3 項 中間処理の現状.....	25
第 4 項 ごみ処理経費の推移.....	26
第 2 節 ごみ処理の評価.....	27
第 3 節 現行目標の達成状況及び評価.....	28
第 1 項 2018（平成 30）年度目標達成状況.....	28
第 2 項 ごみ処理行政の動向.....	29
第 1 項 国の方針及び県の計画など.....	29
第 2 項 国・県の動向及び達成目標.....	30
第 4 節 ごみ処理の課題の抽出.....	33
第 4 章 ごみ処理基本方針の策定.....	35
第 1 節 ごみ処理基本方針.....	35
第 1 項 ごみ処理基本方針.....	35
第 2 項 ごみ発生・排出抑制の施策.....	36
第 3 項 ごみ発生量及び処理量の見通し.....	39
第 4 項 ごみの発生・排出抑制施策の展開.....	56
第 5 項 ごみの適正処理に関する基本的事項.....	58
第 5 章 生活排水処理基本計画.....	61
第 1 節 生活排水処理の現状.....	61
第 1 項 生活排水の処理体系.....	61
第 2 項 生活排水の処理形態別実績.....	62

第2節	生活排水処理の体制.....	63
第1項	収集・運搬の状況.....	63
第2項	現有施設の状況.....	64
第3項	生活排水処理経費の状況.....	65
第3節	生活排水処理の施策.....	66
第4節	現行目標の達成状況及び評価.....	67
第5節	生活排水処理の課題の抽出.....	67
第6章	生活排水処理基本方針の策定.....	68
第1節	生活排水処理基本方針.....	68
第1項	生活排水処理基本方針.....	68
第2項	生活排水排出抑制の施策.....	68
第2節	生活排水処理基本計画の策定.....	70
第1項	生活排水の発生量及び処理量の見通し.....	70
第2項	生活排水排出抑制施策の展開.....	75
参考資料	77
用語集	77

第1章 計画策定にあたって（計画の概要）

第1節 計画の背景・目的

国では、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。循環型推進基本計画では、第三次循環型推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030（^{エスディジーズ}SDGs）が採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）が定められました。

千葉県では、あらたに「第10次千葉県廃棄物処理計画（2021（令和3）年3月）」を策定し、「県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切に作る持続可能な循環型社会を築く。」という目標を掲げています。また、「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、食品ロスの削減や廃プラスチックなどの再資源化促進などの新たな課題へ対処するため、市町村や事業者の連携のもと、持続可能な社会の構築を目指し、実効性のある施策の展開を図っていくことになりました。

国では、2024（令和6）年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」を公表し、「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現できるように取り組んでいくとされ、また循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を加速するための取組を一段と強化する必要があるとされました。

酒々井町（以下、「本町」という。）では、「酒々井町一般廃棄物処理基本計画（平成17年策定、平成25年改訂（以下、前計画）という。））」を策定し、循環型社会の形成を推進してきました。その後、現状における本町の廃棄物行政の課題や本町の上位計画である「第5次酒々井町総合計画」などの上位計画を踏まえつつ、2020（令和2）年3月に「酒々井町一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、本町の上位計画である「第6次酒々井町総合計画」が2022（令和4）年3月に策定されたこと、2021（令和3）年3月の千葉県のあらたな「第10次千葉県廃棄物処理計画」策定や、2024（令和6）年8月の国のあらたな「第五次循環型社会形成推進基本計画」公表を踏まえ、「酒々井町一般廃棄物処理基本計画」から5年後の中間見直しを行い、更に計画の質を高めるべく、改訂をするものです。

第2節 計画目標年次の設定

計画期間は、ごみ処理基本計画策定指針に準じ、2020（令和 2）年度を初年度とする 10 年間とし、中間目標年度を 2024（令和 6）年度、目標年度を 2029（令和 11）年度と定めておりましたが、見直し後の計画期間は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間とします。



図 1-1 計画の期間

第3節 関係法令

本計画策定に係る循環型社会の構築に向けた法体系を以下に示します。



図 1-2 一般廃棄物処理基本計画と上位計画等の関係

第4節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

計画の位置づけを以下に示します。

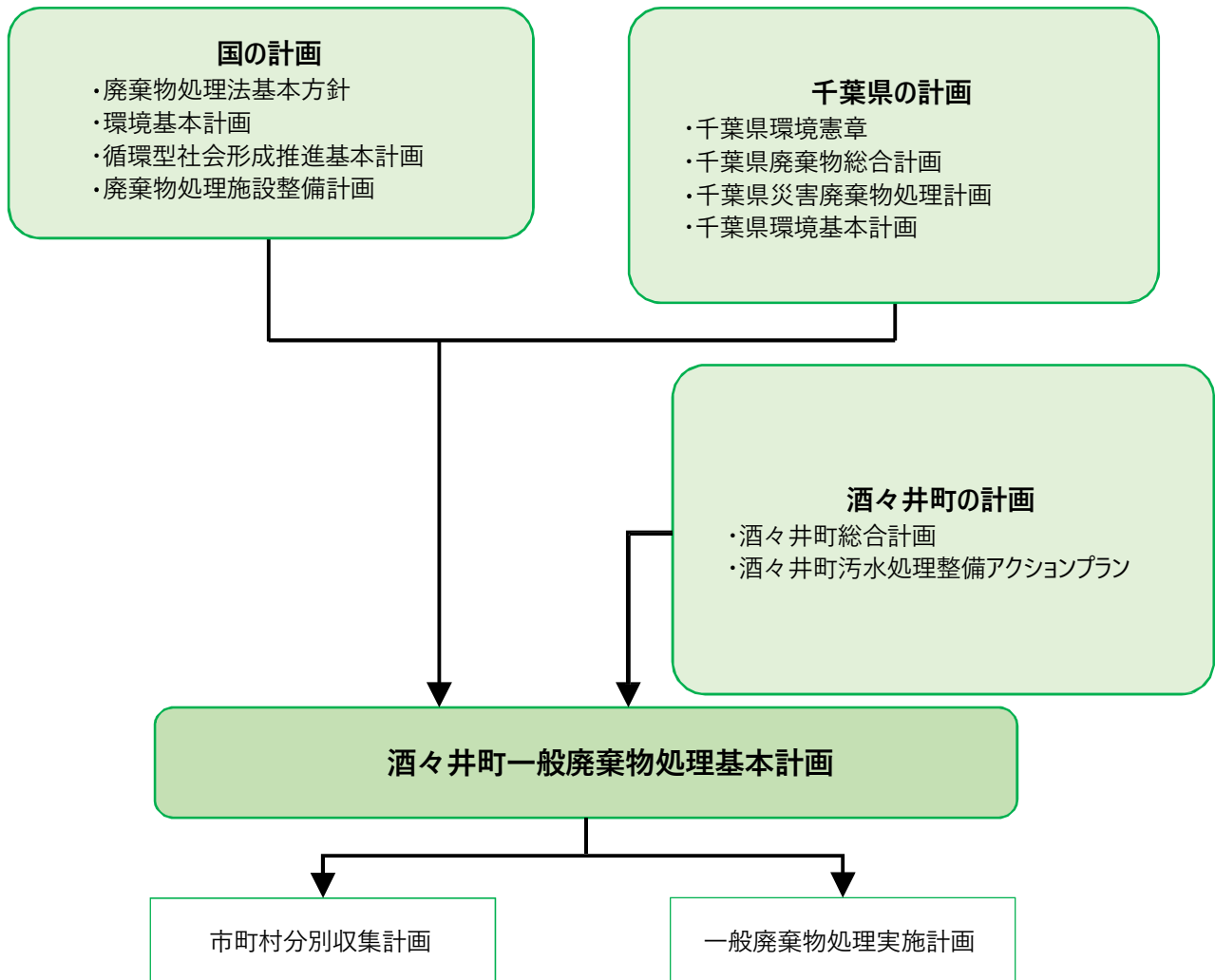


図 1-3 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第5節 計画の対象区域と廃棄物の範囲

対象区域は行政区域内全域とし、廃棄物の範囲は一般廃棄物とします。

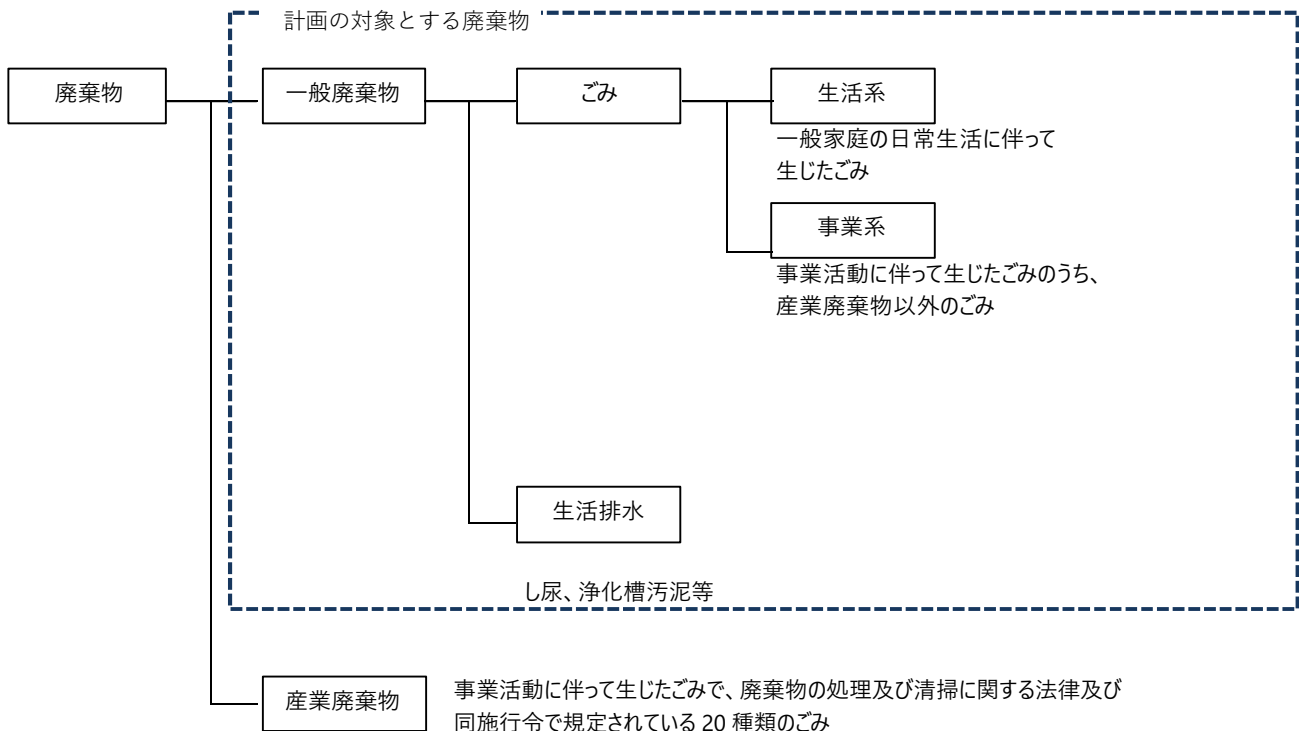


図 1-4 計画の対象とする廃棄物

第6節 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。計画の評価については、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、計画の進行状況を管理するものとします。

計画の進捗状況については、概ね5年を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。

PDCA サイクルの概念図を示します。

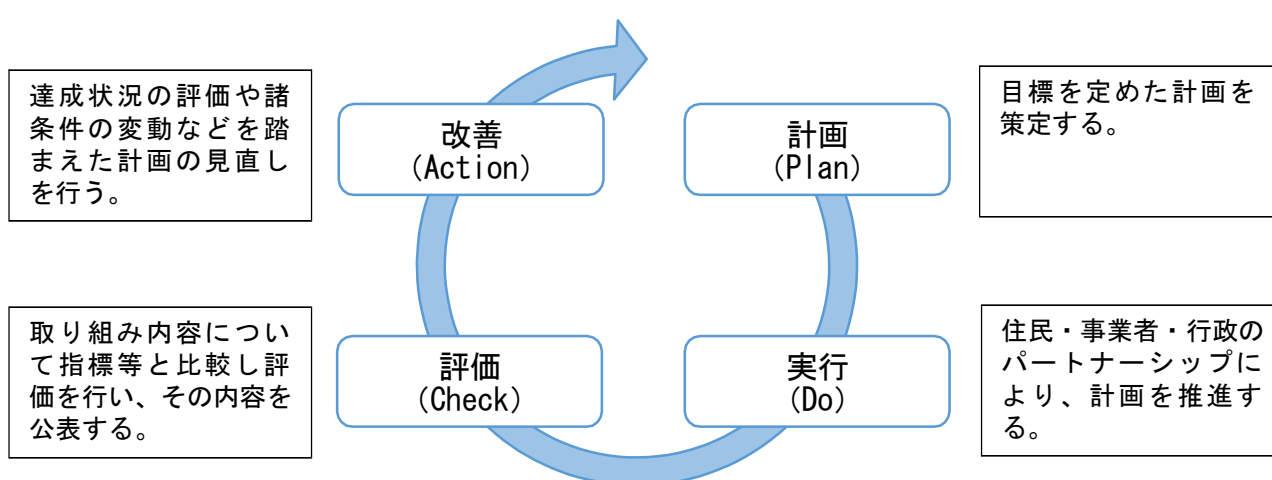


図 1-5 PDCA サイクルの概念図

第2章 地域特性

第1節 人口動態

第1項 人口と世帯数

本町の人口及び世帯数の推移は以下のとおりです。人口は2014（平成26）年度以降やや減少傾向を示していますが、世帯数は増加傾向にありますので、1世帯当たりの人口は、減少傾向にあります。

表2-1 人口と世帯数の推移

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
人口	(人)	21,438	21,238	21,144	21,010	20,918	20,741	20,699	20,521	
世帯数	(世帯)	9,527	9,563	9,609	9,714	9,866	9,849	9,894	9,854	
1世帯当たりの人口	(人/世帯)	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.1	2.1	2.1	
		2022	2023	2024						
人口	(人)	20,344	20,303	20,078						
世帯数	(世帯)	9,854	10,009	10,009						
1世帯当たりの人口	(人/世帯)	2.0	2.0	2.0						

出典：住民基本台帳（各年度10月1日）

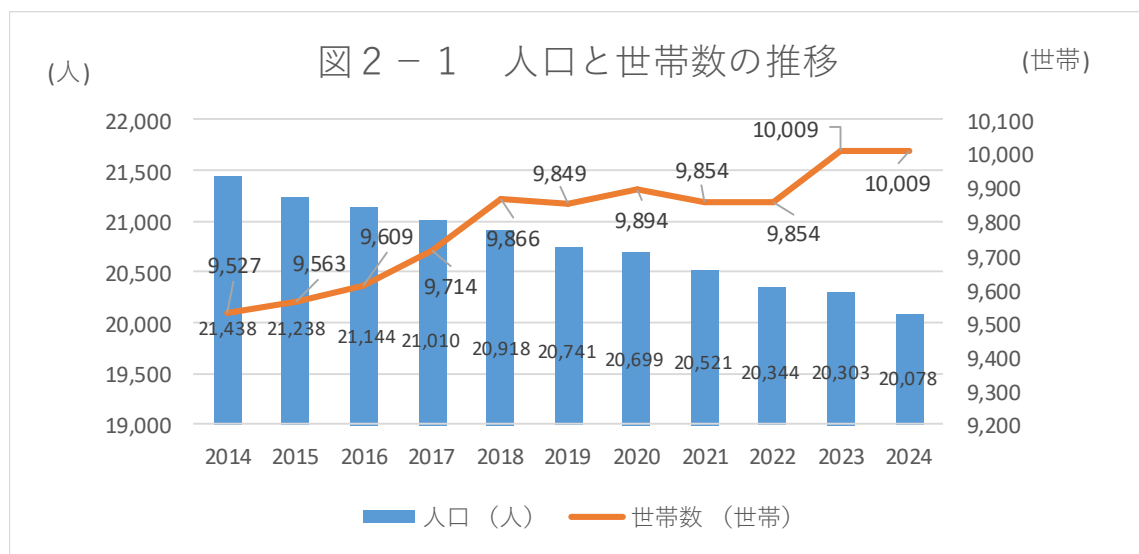


図2-1 人口と世帯数の推移

第2項 性別構造

本町の男女別の人口推移は以下のとおりです。男女比率は、2015（平成27）年度を境に女性が50%を上回りましたが、概ね約50%で推移しています。

表2-2 男女構成比の推移

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
男性 (人)	10,723	10,579	10,548	10,435	10,388	10,296	10,281	10,228	10,117	10,055
(男性比率)	(50.0%)	(49.8%)	(49.9%)	(49.7%)	(49.7%)	(49.6%)	(49.7%)	(49.8%)	(49.7%)	(49.5%)
女性 (人)	10,715	10,659	10,596	10,575	10,530	10,445	10,418	10,293	10,227	10,248
(女性比率)	(50.0%)	(50.2%)	(50.1%)	(50.3%)	(50.3%)	(50.4%)	(50.3%)	(50.2%)	(50.3%)	(50.5%)

出典：住民基本台帳（各年度10月1日）

第2節 地域概要

第1項 位置及び地勢

1. 位置及び地勢、交通

本町は、千葉県の北部、北総台地に位置し、都心から 50 キロメートルの圏内にあって、北西部に印旛沼を配し、緑豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれています。

歴史的には、約 3 万年前の旧石器時代の遺跡や全国でもまれな「奈良二彩」（奈良時代）が出土し、千年前の荘園印東庄の景観が残り、戦国時代には下総国の守護職であった千葉氏宗家の居城が千葉から酒々井町の本佐倉城に移され、以後 100 年余の間、下総地方を統治する中心的役割を果たしました。

天正 19（1591）年、徳川家康により「酒々井町」の町立てが行われました。江戸時代には佐倉藩に属し、その後城下町として、また、徳川幕府直轄の佐倉牧（野馬牧場）の野馬会所の地として、さらには成田山や芝山参詣客の宿場町として栄えました。

そして明治 22 年に町村制が施行され、近隣 16 か町村が合併して酒々井町が誕生し、以来、独立独歩の町として着実な歩みを続けてきました。

首都圏近郊に位置しながら、緑豊かな自然環境に囲まれていることに加え、昭和 53 年の成田国際空港の開港などを背景に、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加がありました。

また、昭和 57 年の国道 51 号バイパスの開通をはじめ、平成元年には JR 酒々井駅の橋上駅舎が完成し、平成 13 年には長年の悲願であった快速列車の全便停車が実現しました。さらには中央公民館やプリミエール酒々井などの公共施設等の整備を進め、それまでの農業中心の町から優れた広域交通体系や都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口 2 万人を超える町へと発展し、現在に至っています。

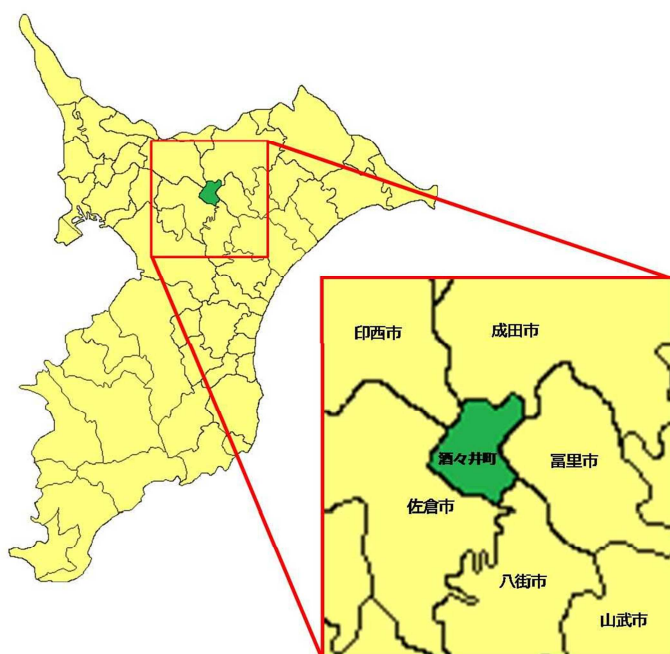


図 2-2 酒々井町の位置

第2項 気象

年間平均気温は 16.6℃と比較的温暖です。また、最高気温は 8 月で 34.3℃、最低気温は 1 月で氷点下 2.1℃となっています。降水量は、年間 1,331 mm程度です。

表 2-3 地域の気温と降水量

	気 温 (°C)			降水量 (mm)
	平均気温	日最高気温	日最低気温	
1月	3.9	10.0	-2.1	21
2月	5.9	11.9	-0.4	39
3月	11.9	17.7	6.0	101
4月	15.6	21.4	9.9	61
5月	18.3	23.8	13.2	194
6月	22.7	27.8	18.5	269
7月	27.9	33.6	23.4	33
8月	28.8	34.3	24.9	101
9月	26.1	30.9	22.3	334
10月	17.3	23.6	11.5	96
11月	13.0	19.4	7.0	57
12月	7.4	14.4	1.3	27
年次	16.6	22.4	11.3	1,331

資料：気象庁アメダス（佐倉観測所）データ（2023年）

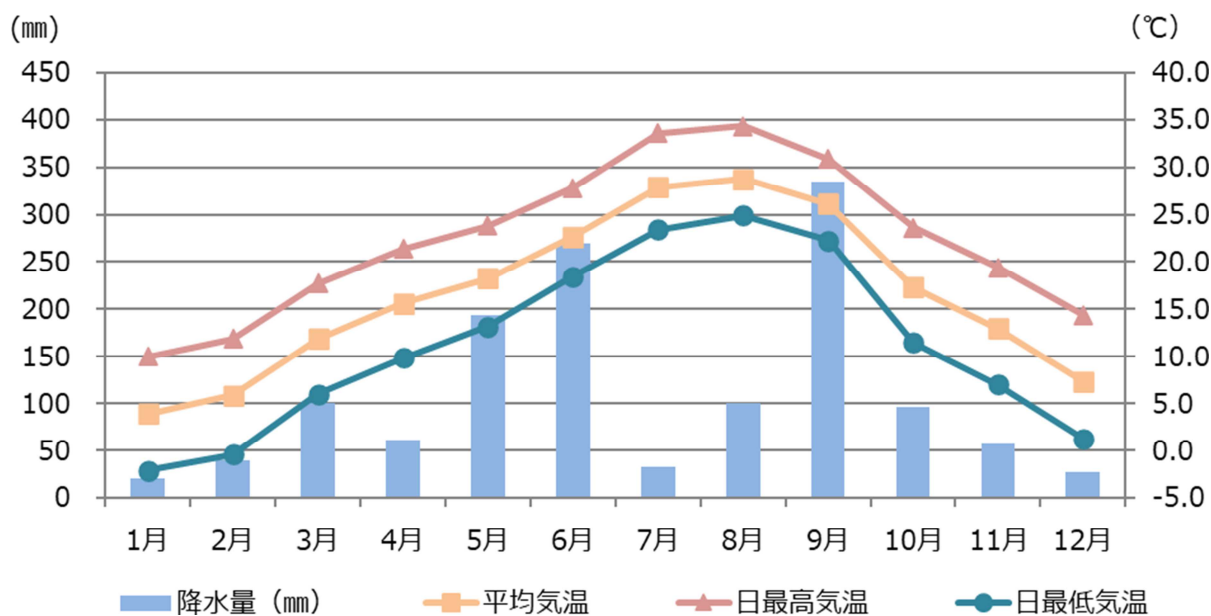


図 2-4 地域の気温と降水量

第3項 産業動向

本町の産業別事業所数と従業者数を示します。事業所数の90%近くをサービス業などの第3次産業が占めています。

表 2-4 産業別事業所数

事業所数 (単位:事業所)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
2016年度	4	81	624	709
2021年度	3	69	678	750

表 2-5 産業別従業者数

従業者数 (単位:人)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
2016年度	44	1,291	4,854	6,189
2021年度	58	1,112	6,535	7,705

表 2 - 4 産業別事業者数

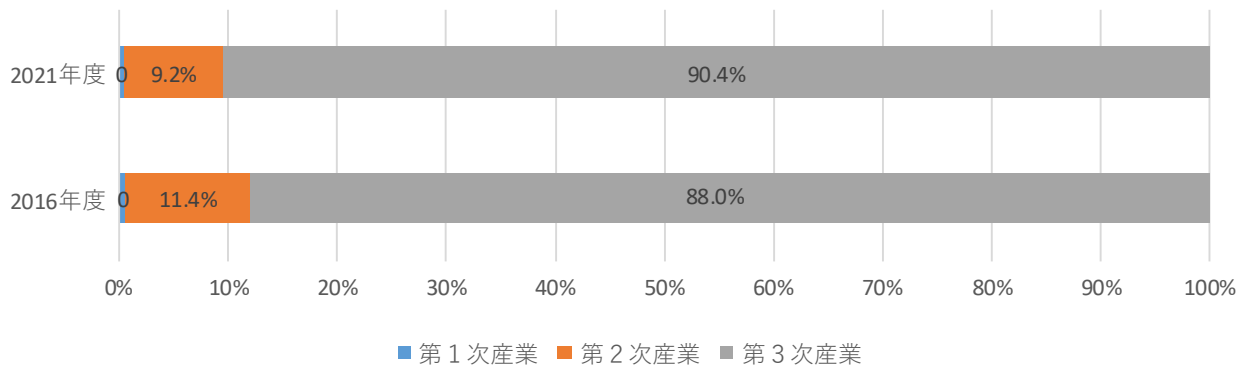
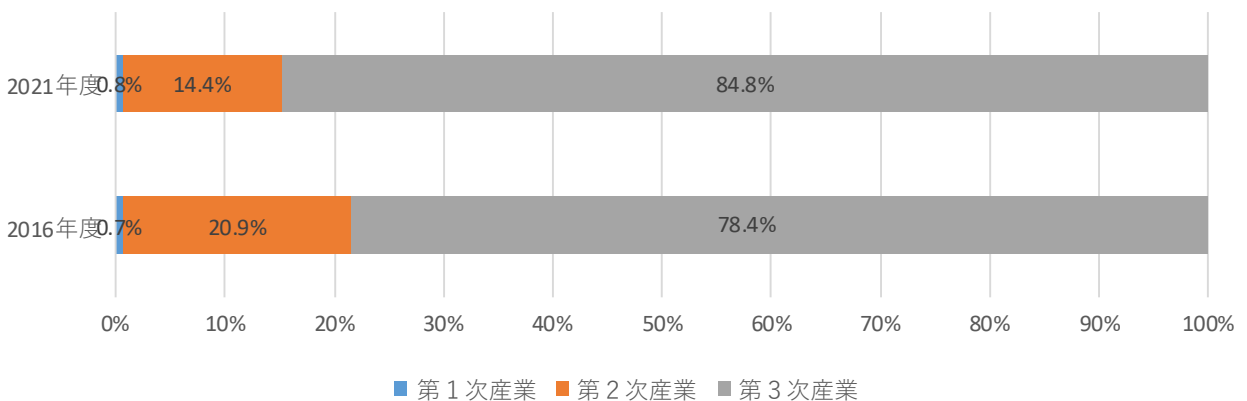


表 2 - 5 産業別従事者数



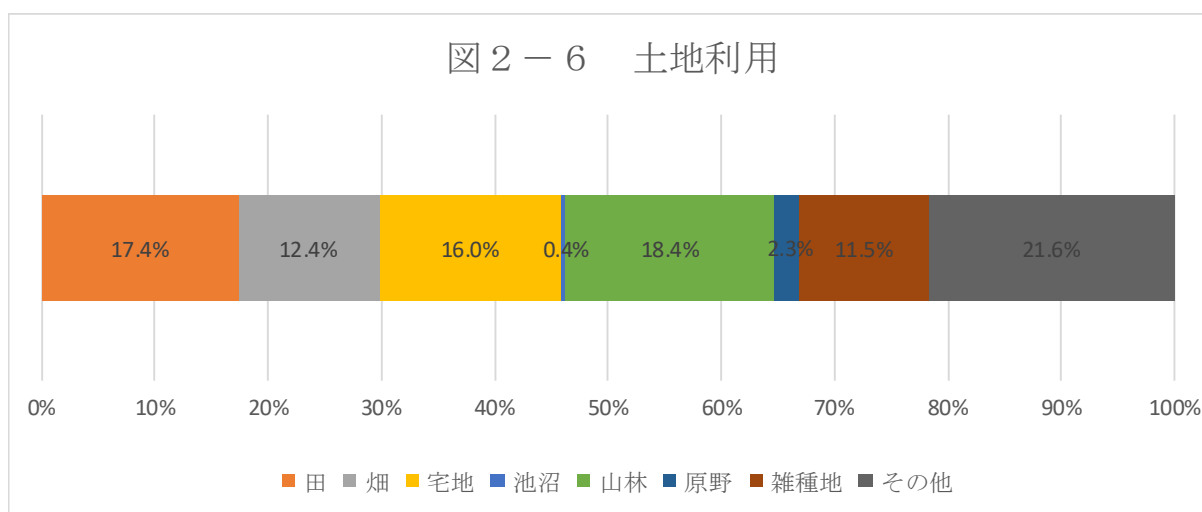
出典：経済センサス

第4項 土地利用状況

本町の16.0%が宅地です。また、田・畑で約30%を占めています。

表 2-6 土地利用

	総数	田	畑	宅地	池沼
土地利用 (ha)	1,901	331	236	305	7
		山林	原野	雑種地	その他
		350	43	218	411



出典：千葉県統計年鑑 2022（令和4）年

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の状況及び実績

第1項 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

本町におけるごみ処理の流れを以下に示します。もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ、ビン、カン、は、佐倉市と酒々井町の1市・1町で構成される佐倉市、酒々井町清掃組合酒々井リサイクル文化センターで焼却処理、破碎・選別、一時保管等の処理をして資源化しています。可燃残渣は焼却し、焼却灰等は民間事業者にて資源化または最終処分しています。破碎・選別後の不燃残渣などは埋立処分しています。一部の資源物は、直接資源化しています。

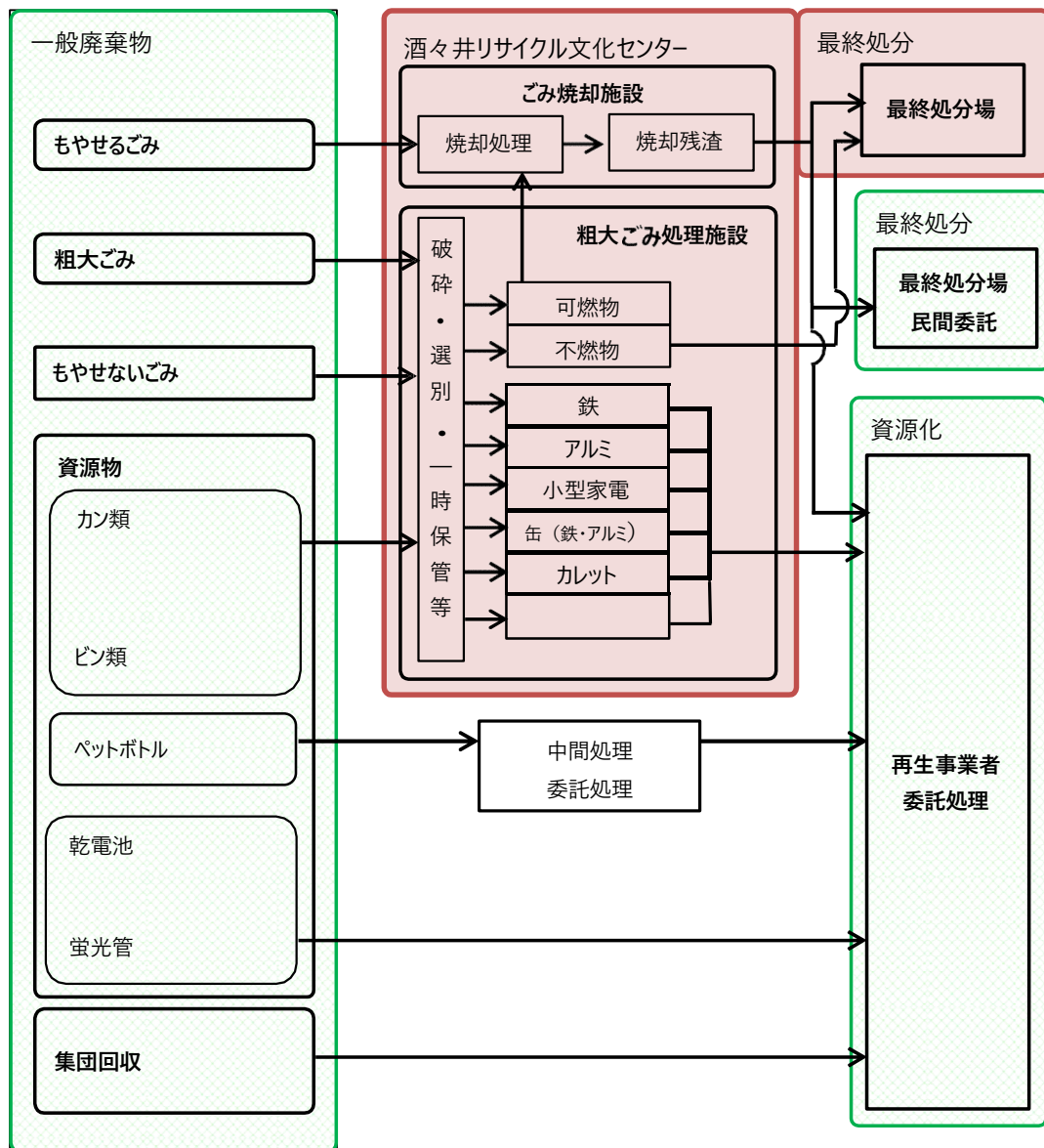


図 3-1 ごみ処理の流れ

表 3-1 ごみの収集区分

収集区分	ごみの品目例
もやせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・台所のごみ（料理くず、残飯等）・布くず・皮革製品等 ・ゴム類・ビニール類・発泡スチロール・貝がら・アルミはく ・プラスチック製品（シャンプー・洗剤容器、玩具等） ・資源として利用できない紙類・カセットテープ・CD 等 ・油（紙にしみこませたもの）
もやせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器類（茶わん、皿、植木鉢、花びん、化粧品容器等） ・ガラスくず・かがみ・金属くず ・電球・蛍光灯（割れたもの）・灰・カミソリ等
ビン類	・空きビン（飲料用、食料用のビン等）
缶類	・空きカン（ビールやジュースのカン・スプレーのカン、お菓子のカン等）
粗大ごみ	・電子レンジ、ステレオ、ふとん、じゅうたん、タンス、机、イス、網戸、トタン等

表 3-2 排出方法

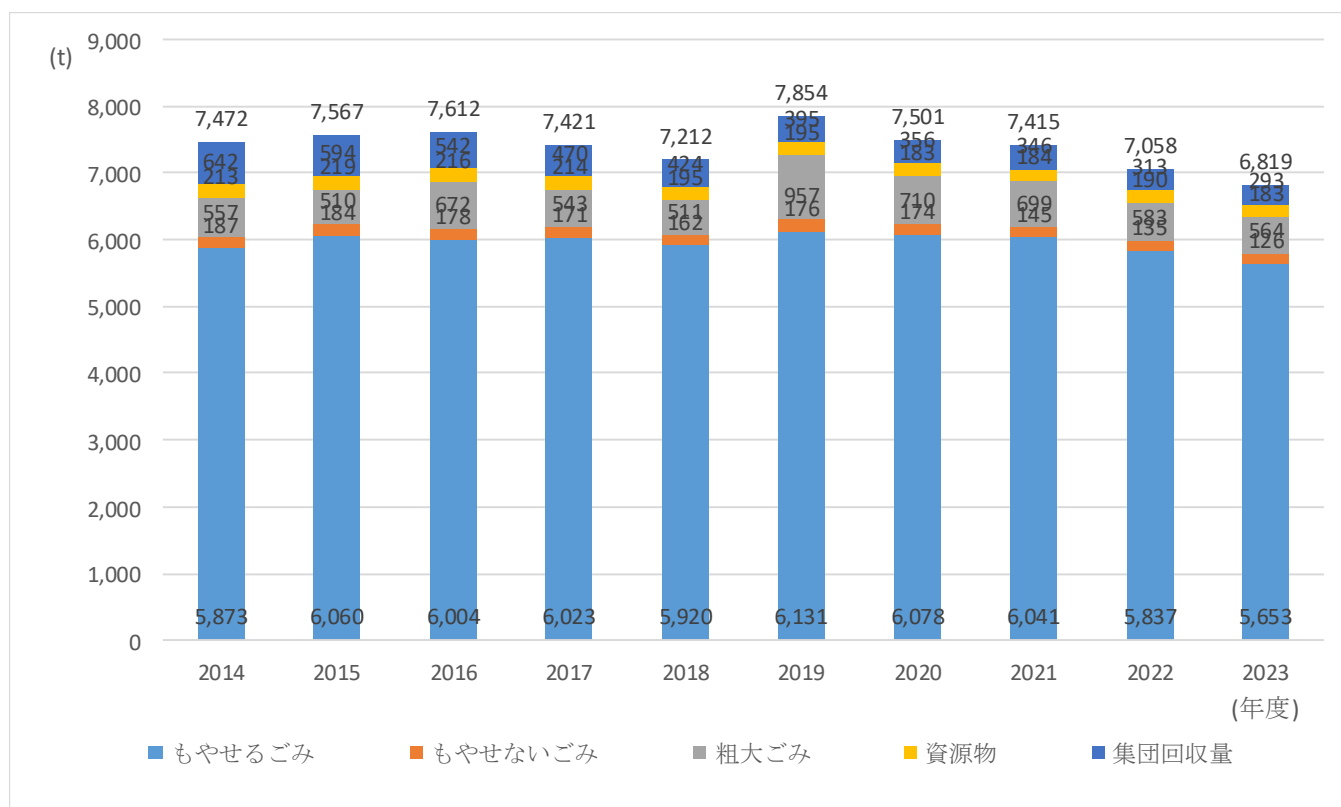
分別区分	排出容器	収集回数	収集場所
もやせるごみ	指定ゴミ袋	2 回/週	ごみ集積所
もやせないごみ		1 回/月	
ビン		2 回/月	
カン			
粗大ごみ	処理券/処理袋	予約制	戸別収集/直接搬入
ペットボトル	—	随時	協力店店頭
乾電池	—	随時	協力店/経済環境課窓口
蛍光灯	—	随時	
二次電池	回収専用ボックス	随時	協力店/経済環境課窓口
パソコン	—	随時	（一社）パソコン 3R 推進協会
家電リサイクル法 対象品目	—	随時	家電販売店、日本通運千 葉東支店
新聞・雑誌・ダンボー ル・牛乳パック	—	随時	地域の資源回収協力団 体

2. ごみ処理実績

1) 種類別排出量の推移

過去5年間のごみ排出量の実績は以下のとおりです。

年間のごみ排出量は、年々減少傾向にあります。種類別に見るともやせるごみが約8割を占めています。ごみ排出量に占める各排出量の割合は、ほとんど変動していません。2023（令和5）年度では、もやせるごみ82.9%、もやせないごみ1.8%、粗大ごみ8.3%、資源物2.7%、集団回収4.3%となっています。



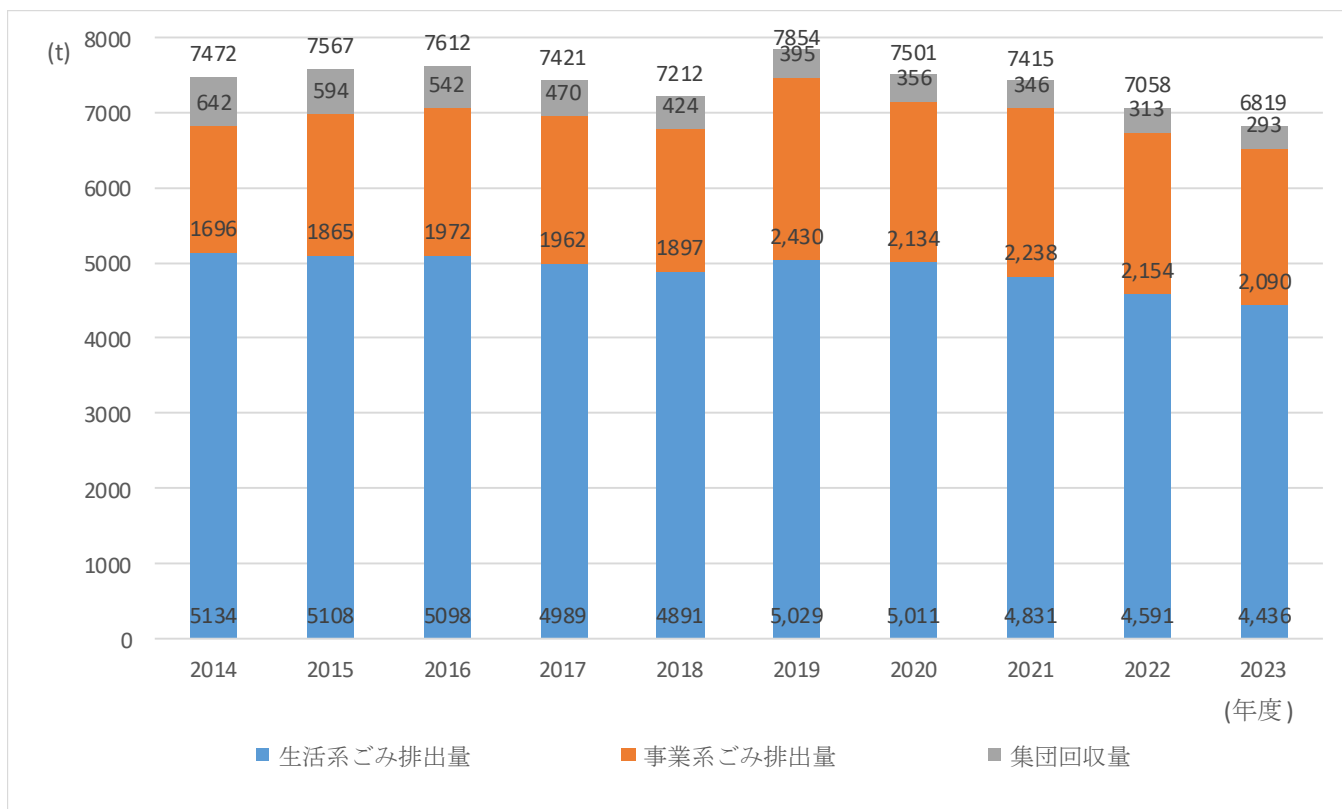
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-2 種類別排出量の推移

2) 排出形態別排出量の推移

排出形態別排出量の推移は以下のとおりです。

2019（令和 元）年度からの推移をみると生活系ごみは減少傾向にあり、事業系ごみは横ばい傾向にあります。全体に占める割合では、事業系ごみが横ばい、生活系ごみは、減少しています。2023（令和 5）年度では、生活系ごみ 65.1%、事業系ごみ 30.6%、集団回収 4.3%となっています。



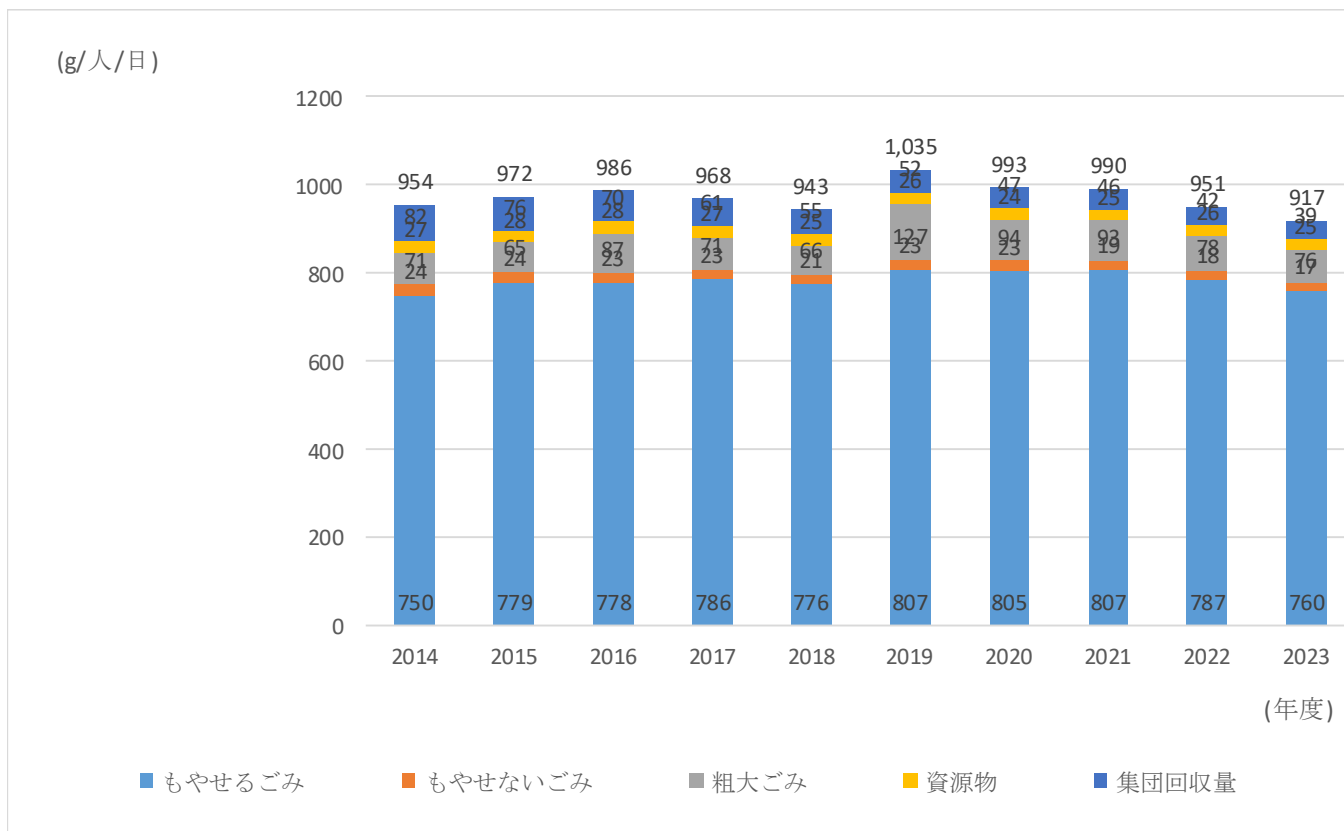
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-3 排出形態別排出量の推移

3) 1人1日当たりの総排出量の推移

1人1日当たりの排出量の推移は以下のとおりです。

生活系と事業系を合わせたもやせるごみは、増加傾向を示していますが、他の項目が減少しているため、2019（令和元）年度以降減少傾向で推移しています。



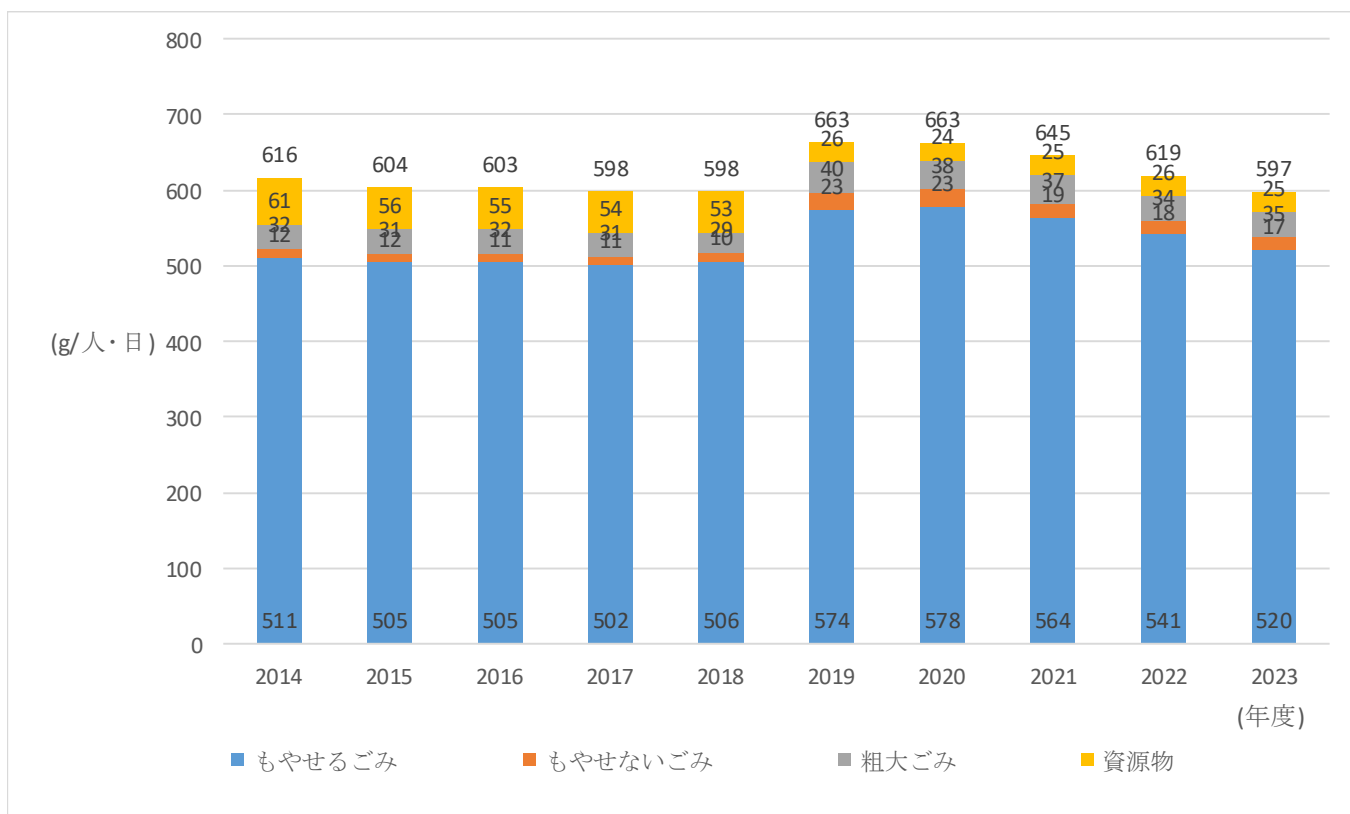
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-4 1人1日当たりの総排出量の推移

4) 1人1日当たり生活系ごみ排出量の推移

1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推移は以下のとおりです。

2020（令和2）年度以降減少傾向を示しています。排出物中のもやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみの割合には大きな変化はなく、2023（令和5）年度ではもやせるごみが排出量の87.1%、燃やせないごみが2.8%、粗大ごみが5.9%、資源物が4.2%を占めています。

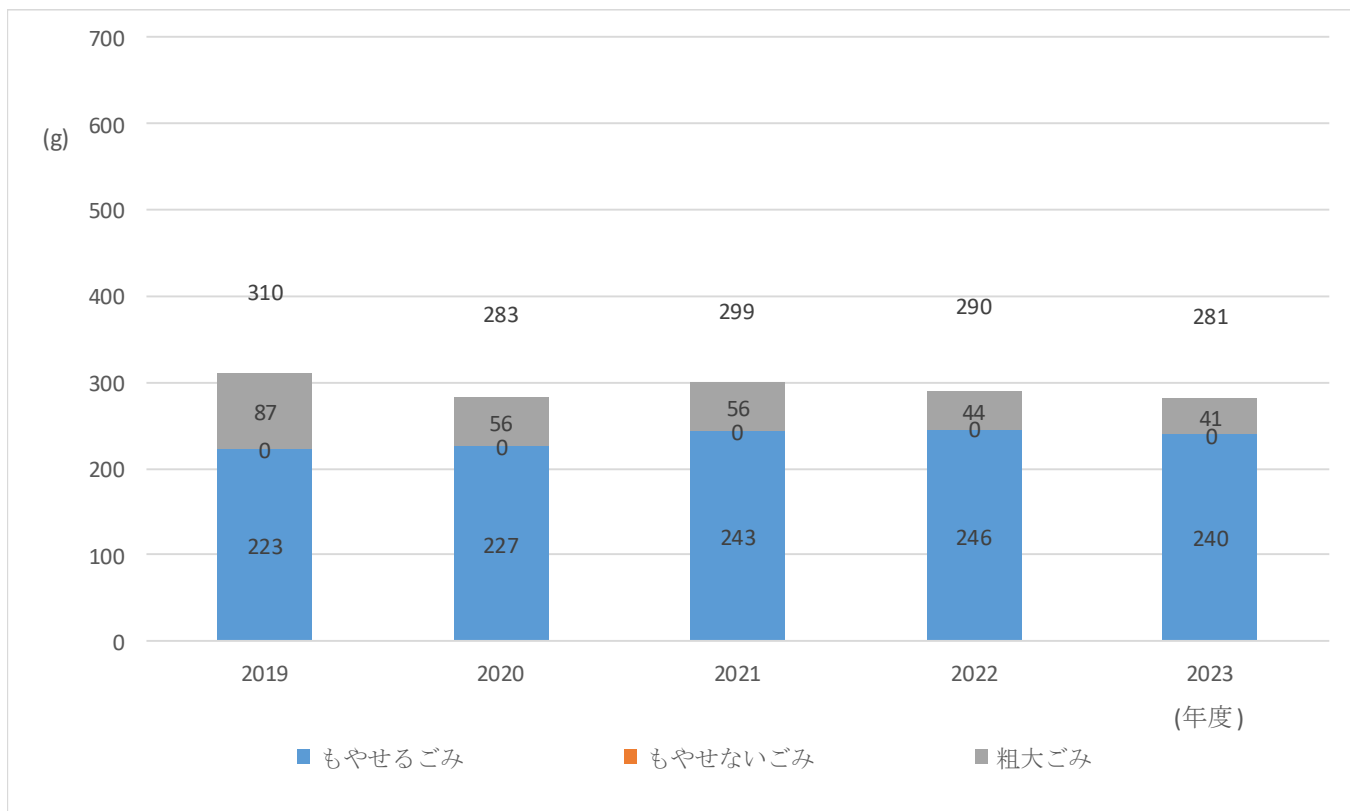


※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-5 1人1日当たり生活系ごみ排出量の推移

5) 1 日当たり事業系ごみ排出量の推移

事業所から排出された 1 日当たりの事業系ごみの排出量の推移は以下のとおりです。
粗大ごみ量は 2019（令和 元）年度以降減少傾向、もやせるごみ量は年々増加傾向で推移しています。2023（令和 5）年度では、もやせるごみ量が約 85.4%を占めています。

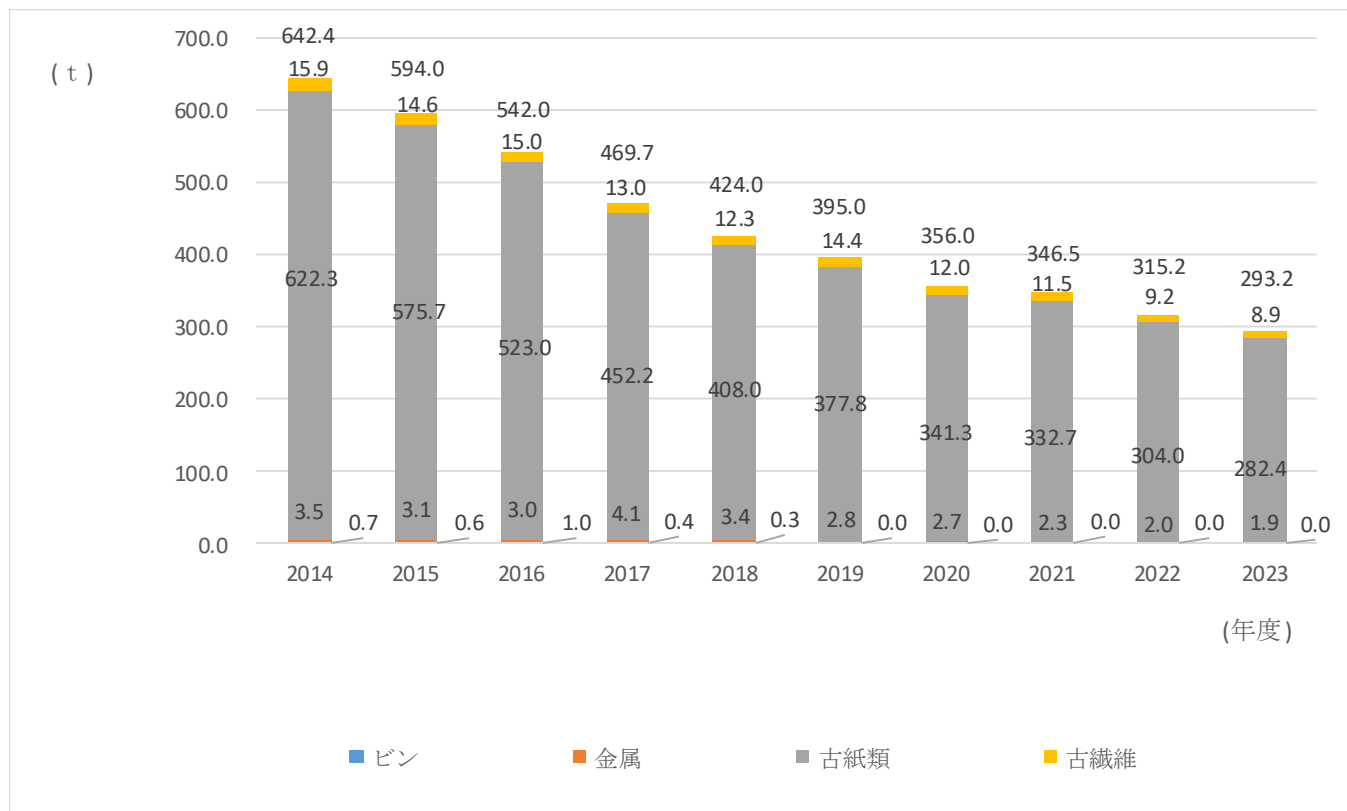


※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-6 1 日当たり事業系ごみ排出量の推移

6) 集団回収量の推移

集団回収では、ビン、金属、古紙類、古繊維が回収されています。2019（令和 元）年度は、年間 395 t の資源が地域の活動によって回収されていますが、2023（令和 5）年度は、293 t と年々回収量の減少が顕著となっています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 3-7 集団回収量の推移

7) 中間処理量の推移

本町での焼却処理量の推移を図 3-8、破碎処理量の推移を図 3-9、資源化量と資源化率を図 3-10 に示します。

分別されたもやせるごみは、酒々井リサイクル文化センター内の焼却施設で焼却処理を行っています。焼却処理量は徐々に減少傾向で推移し、2023（令和 5）年度では 5,653t となっています。破碎処理量は 2020（令和 2）年度から年々減少傾向で推移し、2023（令和 5）年度では 529t となっています。資源化されているものは、分別収集された資源ごみ、もやせないごみから分別された資源物、酒々井リサイクル文化センター内の焼却施設からの焼却灰等があります。リサイクル率は 2023（令和 5）年度で 14.0%となっています。

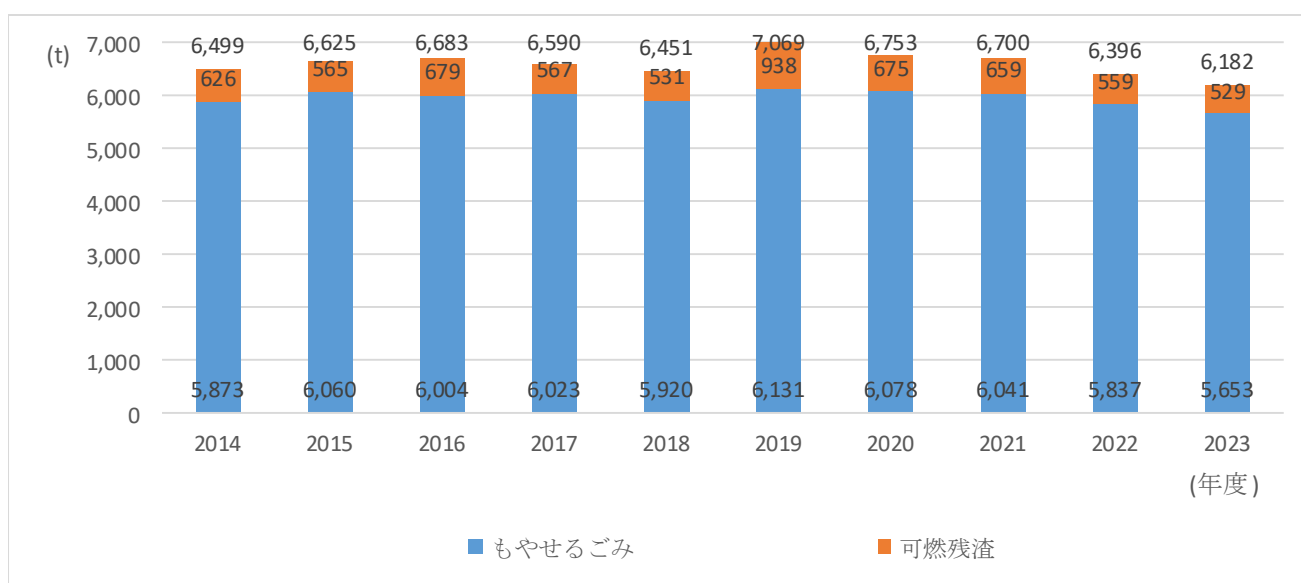


図 3-8 焼却処理量の推移

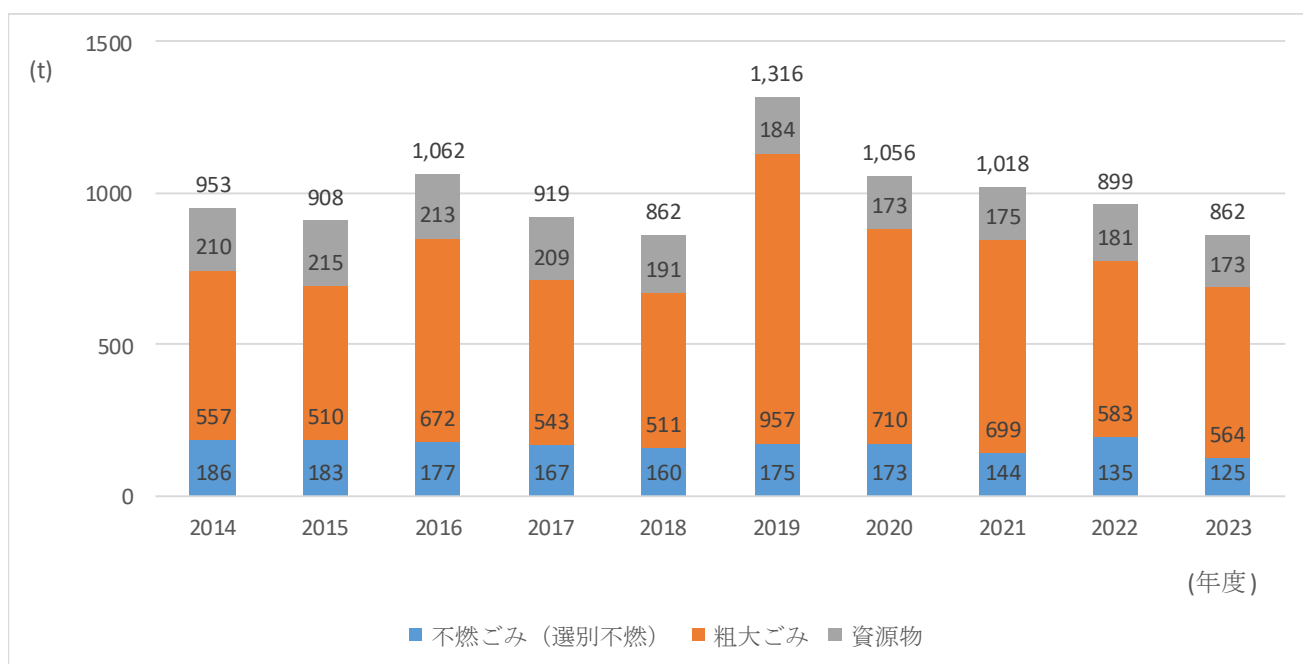


図 3-9 破碎処理量の推移

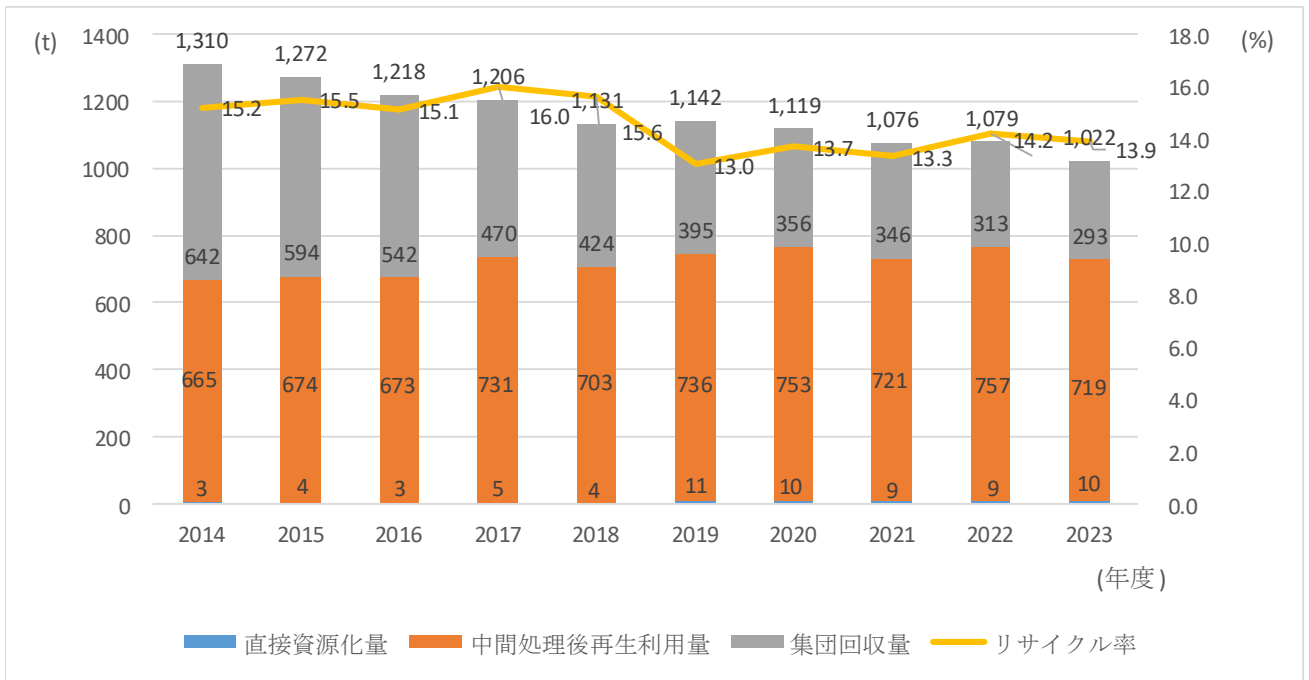


図 3-10 資源化量とリサイクル率

8) 最終処分量の推移

最終処分量は、2020（令和 2）年度以降減少傾向となっており、最終処分率は概ね 5%以下で推移しています。最終処分量が少ない理由は、焼却灰や固化灰を回収し、民間事業者にてリサイクルしているためです。

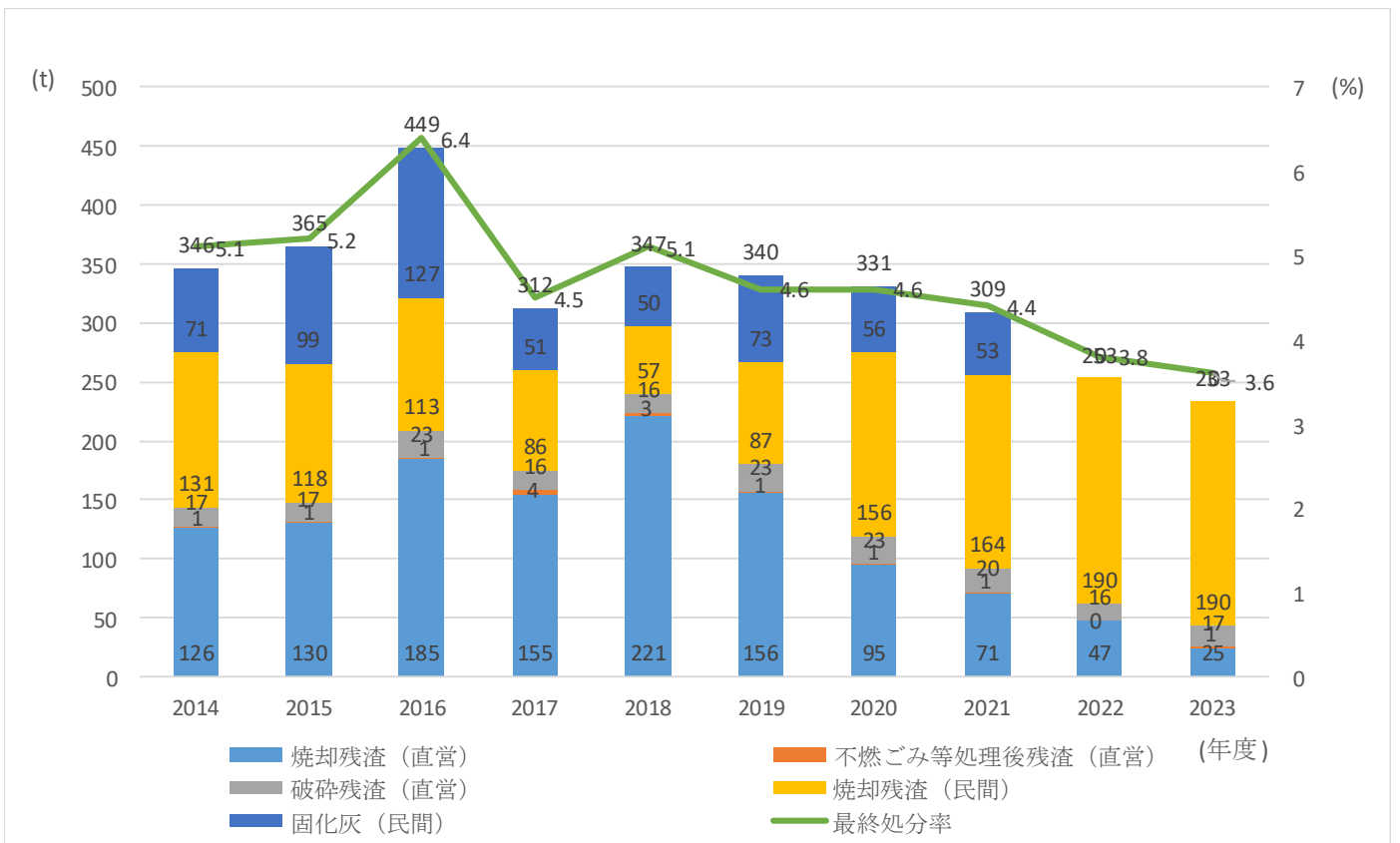


図 3-11 最終処分量と最終処分率の推移

3. ごみの性状

1) もやせるごみの組成の推移

もやせるごみの組成の推移を以下に示します。

採取年度によりばらつきはありますが、紙類の割合が約 50%を占めており、そのあとにはプラスチック類、厨芥類と続いています。他の項目に関しては、大きく変わっていません。

2023（令和 5）年度では、紙類が 42.4%、プラスチック類が 30.3%、厨芥類が 16.4%を占めています。

表 3-3 もやせるごみの組成の推移

	2019	2020	2021	2022	2023
紙類	46.7	52.4	51.3	47.3	42.4
厨芥類	13.4	22.2	12.8	14.6	16.4
布類	4.4	4.1	7.0	2.3	3.4
草木類	6.1	4.9	6.3	6.9	6.6
プラスチック類	27.9	16.1	22.3	27.8	30.3
ゴム・皮革類	0.2	0.0	0.1	0.4	0.0
その他	0.2	0.3	0.1	0.6	0.7
金属類	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2
ガラス類	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
セトモノ・石・砂類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乾電池	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

小数点第一位を四捨五入しているため合計が 100 にならないところがあります。

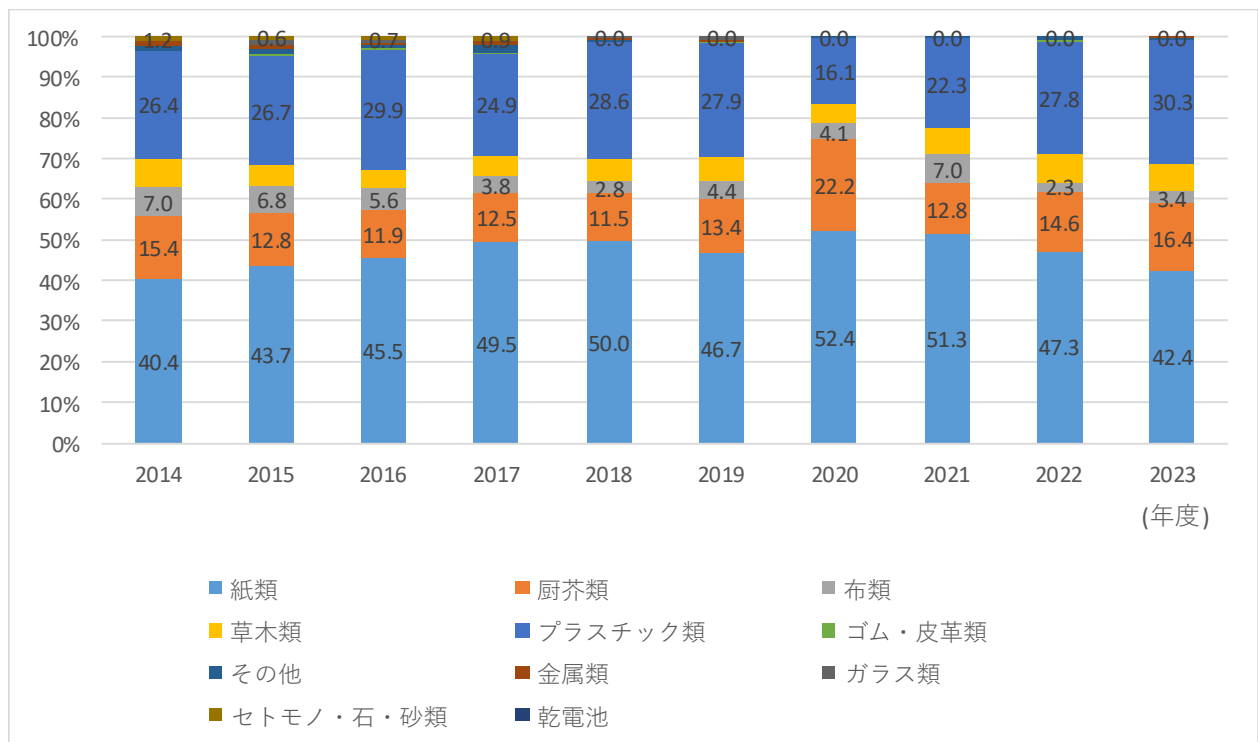


図 3-12 もやせるごみの組成の推移

2) 可燃ごみの三成分

可燃ごみの三成分分析値の推移、単位容積重量と低位発熱量の推移を以下に示します。

水分、灰分、可燃分の割合は、大きく変化していません。単位容積重量や低位発熱量もほぼ横ばいで推移しています。

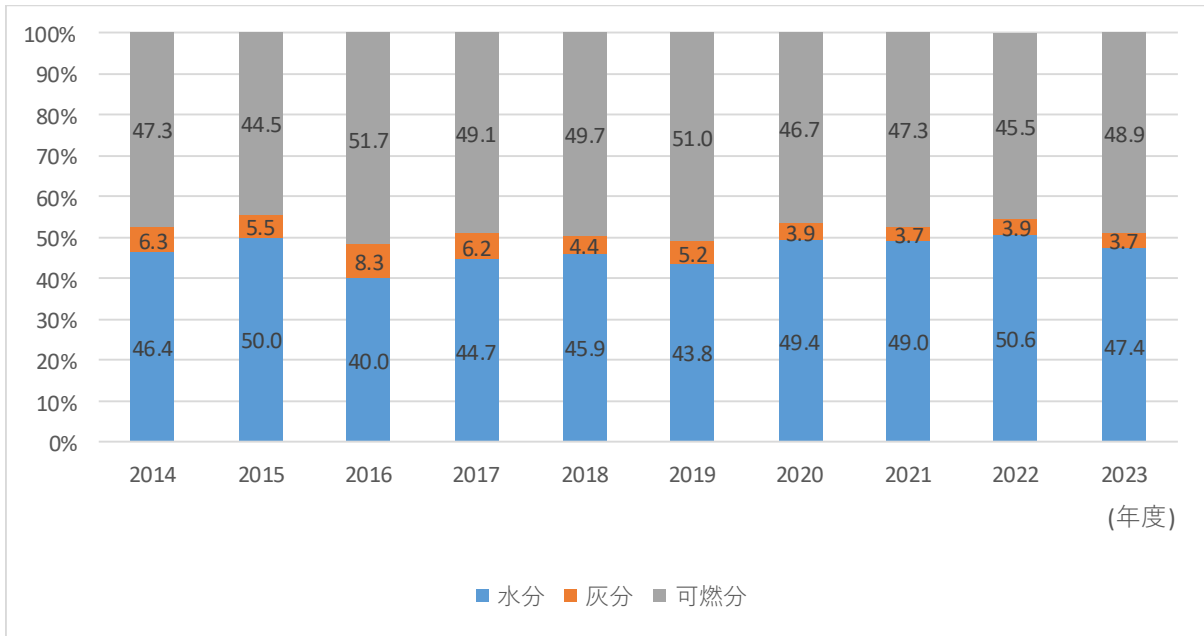


図 3-13 可燃ごみの三成分分析

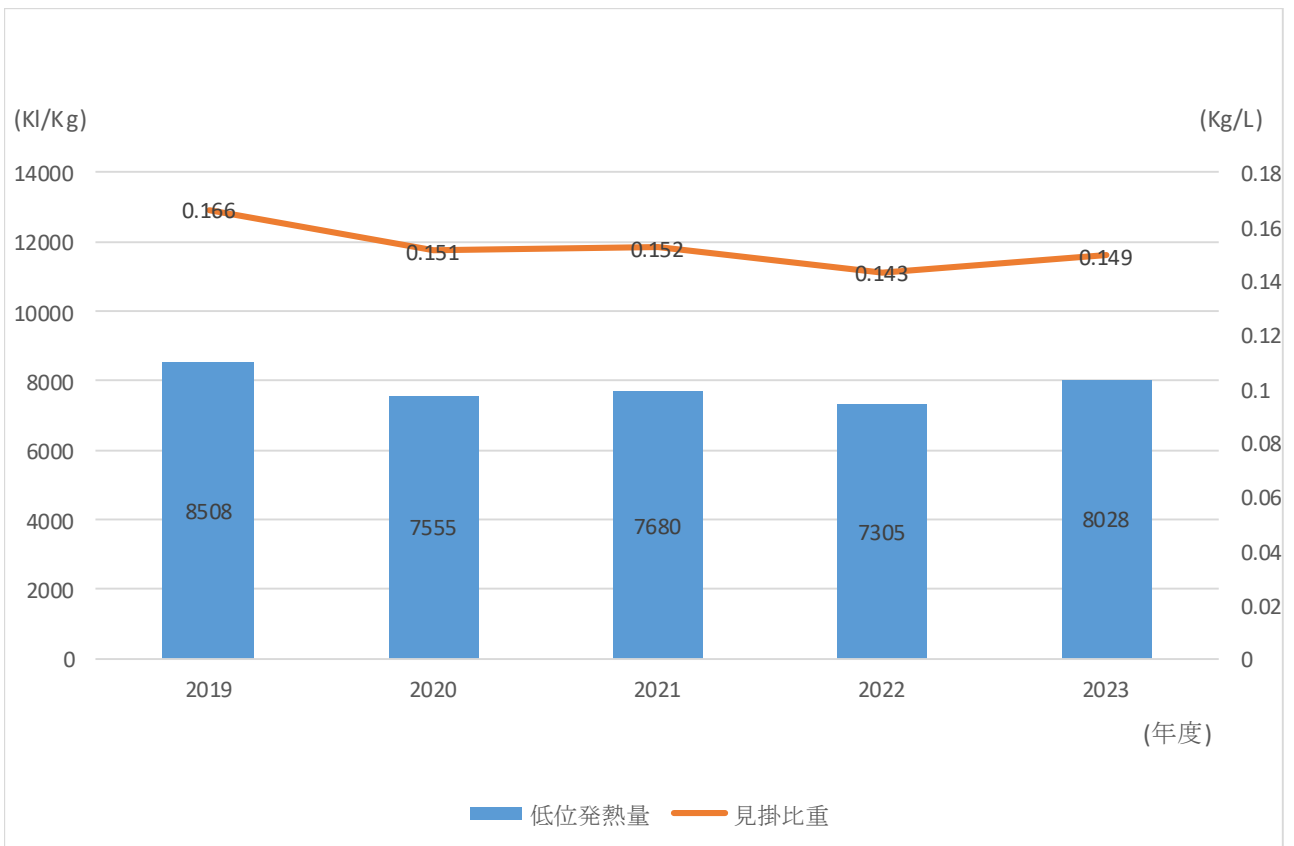


図 3-14 単位容積重量と低位発熱量

第2項 ごみ処理の体制

1. 生活系ごみの処理体制

本町では家庭からのごみ（もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ、ビン類、カン類）は委託による収集運搬としています。

表 3-4 収集・運搬の状況

分別区分	収集方法	収集頻度	収集運搬者
もやせるごみ	ごみ集積所収集	2回/週	委託業者
もやせないごみ		1回/週	
ビン		2回/月	
カン			
粗大ごみ	戸別収集	随時	許可業者
ペットボトル	協力店店頭回収	随時	
容器包装プラスチック	役場拠点回収	随時（予定）	
乾電池	協力店店頭回収 /経済環境課窓口	随時	
蛍光灯			

表 3-5 収集・運搬体制

	単位	直営	委託	許可
収集車	（台）	0	13	54
積載量	（t）	0	30	143

2. 事業系ごみの処理体制

事業系（一般廃棄物）ごみは、事業者の責任で適正処理することとなっています。その他、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬となります。

第3項 中間処理の現状

1. 中間処理の状況

中間処理の状況を以下に示します。

分別収集されたもやせるごみは、酒々井リサイクル文化センターごみ焼却施設にて焼却処理します。もやせないごみ、粗大ごみ、資源ごみは、酒々井リサイクル文化センターで破碎処理、選別、一時保管ののち、民間事業者にて資源化されます。

直接持ち込みのごみに関しても概ね同様の処理をしています。

表 3-6 中間処理の状況

分別区分		中間処理の概要
もやせるごみ		酒々井リサイクル文化センターごみ焼却施設にて焼却処理 焼却灰等は、民間にて資源化
もやせないごみ		酒々井リサイクル文化センター最終処分場にて最終処分
粗大ごみ	可燃性	酒々井リサイクル文化センター粗大ごみ処理施設にて破碎後、焼却処分
	不燃性	酒々井リサイクル文化センター粗大ごみ処理施設にて破碎後、鉄、アルミ、カレットは資源化、他の不燃物は酒々井リサイクル文化センター最終処分場にて最終処分
資源ごみ	カン	町施設または酒々井リサイクル文化センターにて一時保管後、委託業者にて資源化
	ビン	
	ペットボトル	
	容器包装プラスチック	
廃乾電池		
廃蛍光管		

2. 中間処理施設

可燃ごみ処理施設及び再資源化処理施設の概要を表 3-7 に示します。

表 3-7 酒々井リサイクル文化センターの施設状況

区分	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
名称	酒々井リサイクル文化センター ごみ焼却施設	酒々井リサイクル文化センター 粗大ごみ処理施設
所在地	千葉県印旛郡酒々井町墨 1506 番地	
所管	佐倉市、酒々井町清掃組合	
処理能力	260 t / 日 (平成 31 年度現在)	50 t / 5 h
処理方式	流動床式焼却炉	衝撃型
竣工	昭和 62 年 3 月 基幹的設備改良工事：平成 31 年 3 月	昭和 62 年 3 月

第4項 ごみ処理経費の推移

ごみ処理に係る経費の状況を以下に示します。

2023（令和5）年度で処理経費の約40%を収集運搬費が占めています。1人当たり経費は約9,000円/年、1t当たり経費は約28,000円であり、2019（令和1）年度から増加傾向にあります。

表3-8 処理経費の推移

（単位：千円）

区分	2019	2020	2021	2022	2023
組合分担金	79,074	79,924	73,732	64,483	75,697
人件費	21,153	20,772	21,088	21,571	20,725
収集運搬費	72,236	73,081	73,086	76,102	78,054
中間処理費	273	268	285	246	245
最終処分費	0	0	0	0	0
車両購入費・その他	17,254	15,485	27,064	35,869	19,035
合計	189,990	189,530	195,255	198,271	193,756
1人当たりの処理経費(円)	9,160	9,156	9,515	9,746	9,543
1t当たりの処理経費(円)	24,190	25,267	26,332	28,092	28,414

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果、酒々井町

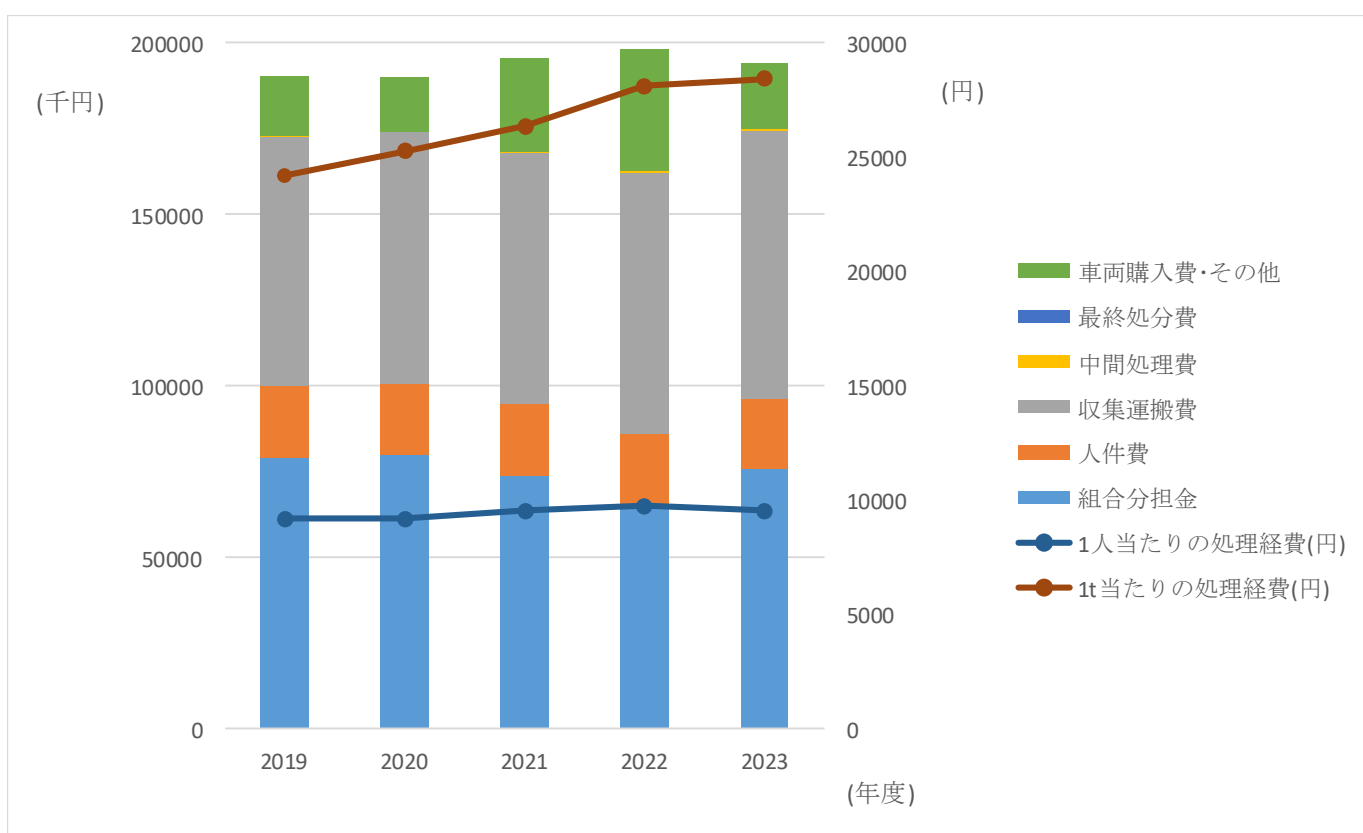


図3-15 処理経費の推移

第2節 ごみ処理の評価

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、本町の状況を類似規模市町村と比較した結果を以下に示します。

結果は指数で表示し、平均値の100より大きいほど良好な結果を示しています。本町では、最終処分減量に要する費用や1人当たり年間処理経費が平均よりやや良く、廃棄物のうち最終処分される割合、1人1日当たりの排出量は平均程度ですが、廃棄物からの資源回収は評価が低くなっています。

数値は、表3-9に示します。

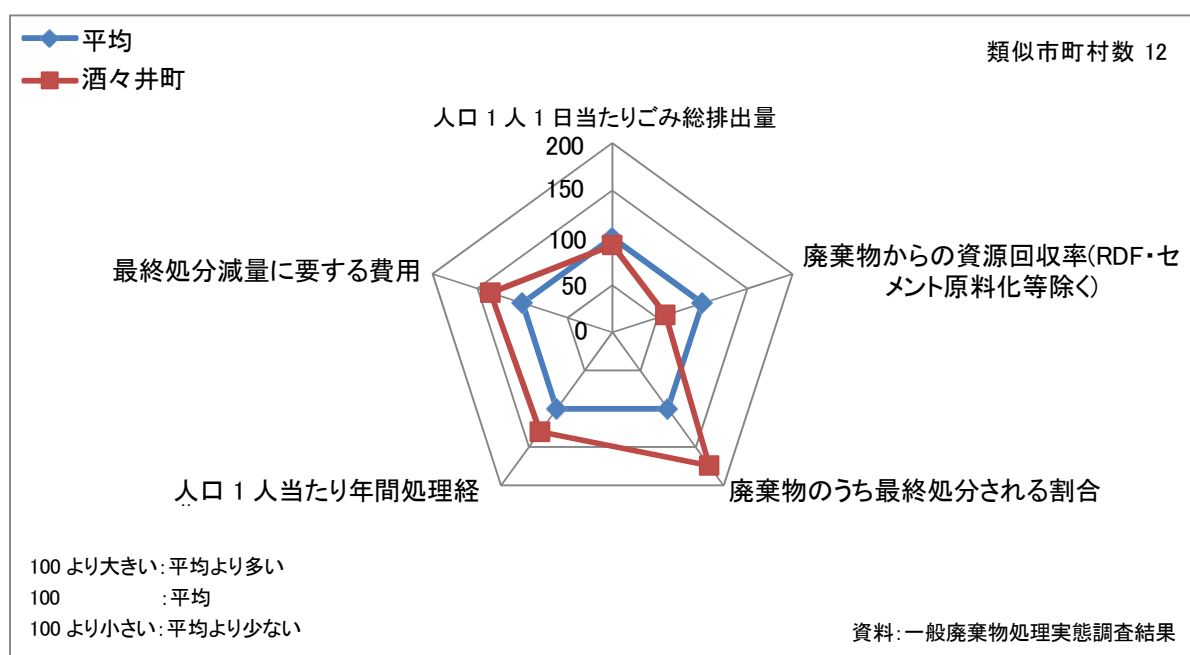


図3-16 本町と類似市町村との比較結果

表3-9 類似市町村との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たりごみ排出量 (g)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (kg)	廃棄物のうち最終処分される割合 (kg)	人口一人当たり年間処理経費 (円)	最終処分減量に要する費用 (円)
平均	914	144	28	15,060	54,066
酒々井町	950	92	29	10,186	29,769
指数値	94.9	63.9	177.4	132.4	144.9
指数の見方	指数が大きいほどごみ排出量は少なくなる	指数が大きいほど資源回収率は高くなる	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少なくなる	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

※最終処分減量に要する費用＝（処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費）÷（ごみ総排出量－最終処分量）

第3節 現行目標の達成状況及び評価

第1項 2022（令和4）年度目標達成状況

2020（令和2）年に改訂した酒々井町一般廃棄物処理基本計画で定めた2022（令和4年）度目標値に対する達成状況及び施策の実施状況については、以下に示します。

1人1日当たりのごみ総排出量、リサイクル率ともに目標達成には更なる努力が必要です。

表3-10 令和4年度目標達成状況

項目	単位	2022 （令和4）年度 実績値	2022 （令和4）年度 目標値	評価
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	951.0	851.0	△
リサイクル率	%	14.2	20.5	×

※○：2022（令和4）年度の目標値に対して100%以上の達成率、△：2022（令和4）年度の目標値に対して80%以上の達成率、×：2022（令和4）年度の目標値に対して80%未満の達成率

第2項 ごみ処理行政の動向

第1項 国の方針及び県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。次に廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・県の計画などの経過を示します。

表 3-11 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・県の計画などの経過

年 月	関連する計画など
1999（平成 11）年 3 月	千葉県広域化計画（千葉県）
2001（平成 13）年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
2003（平成 15）年 3 月	循環型社会形成推進基本計画（国）
2005（平成 17）年 4 月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
2005（平成 17）年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
2008（平成 20）年 3 月	第二次循環型社会形成推進基本計画改訂（国）
2008（平成 20）年 9 月	千葉県廃棄物処理計画・第 7 次（千葉県）
2010（平成 22）年 12 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
2011（平成 23）年 3 月	千葉県廃棄物処理計画・第 8 次（千葉県）
2013（平成 25）年 5 月	第三次循環型社会形成推進基本計画（国）
2016（平成 28）年 1 月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（国）
2016（平成 28）年 3 月	千葉県廃棄物処理計画・第 9 次（千葉県）
2018（平成 30）年 6 月	第四次循環型社会形成推進基本計画（国）
2020（令和 2）年 6 月	プラスチック資源循環促進法の成立（国）
2021（令和 3）年 6 月	千葉県廃棄物処理計画・第 10 次（千葉県）
2022（令和 4）年 6 月	プラスチック資源循環促進法の施行（国）
2024（令和 6）年 8 月	第五次循環型社会形成推進基本計画（国）
2025（令和 7）年 2 月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（国）

第2項 国・県の動向及び達成目標

1. 国の動向及び達成目標

(1) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を定めています。基本方針では、循環型社会への転換をさらに進めていくため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを示しています。

基本方針の数値目標を次に示します。

表 3-12 基本方針の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	2020（令和2）年度に対し、2025（令和7）年度において約16%削減 （家庭系ごみ440g/人・日）
再資源化率	2020（令和2）年度の21%に対し、2027（令和9）年度において約29%に増加
最終処分量	2020（令和2）年度に対し、2025（令和7）年度において約31%削減

(2) 循環型推進基本計画

循環型推進基本計画では、第三次循環型推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）が採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、7つの方向性を示した第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）定められました。

第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標を次に示します。

7つの方向性

- ① 「持続可能な社会づくりとの統合的取組」
- ② 「地域循環共生圏による地域の活性化」
- ③ 「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」
- ④ 「適正処理の推進と環境再生」
- ⑤ 「万全な災害廃棄物処理体制の構築」
- ⑥ 「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」
- ⑦ 「循環分野における基盤整備」

表 3-13 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

項目	目標
一人一日当たりのごみ排出量	2025 年度に約 850g/人・日
一人一日当たりの家庭系ごみ※排出量	2025 年度に約 440g/人・日

※：家庭系ごみ＝生活系ごみ－集団回収量－資源ごみ－直接搬入ごみのうち資源として利用されているもの

2. 県の動向及び達成目標

千葉県では、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用を推進することで、持続可能な循環型社会への一層の転換を目指し、令和 7 年度を目標年度とする「千葉県廃棄物処理計画」（第 10 次）を策定しました。

「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据え、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策を展開しています。同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量などの目標が定められています。数値目標を次に示します。

計画の基本方針

- 県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切にする持続可能な循環型社会を築きます。
- 「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策の展開を図ります。

表 3-14 県の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	2025（令和 7）年度におけるごみ排出量を 183 万 t 以下（1 人 1 日当たり 877g 以下）2025（令和 7）年度実績値（206 万トン）を基準として、約 11%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	2025（令和 7）年度における 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 440g 以下（平成 30 年度実績 507g）
再資源化率	2025（令和 7）年度において 30%以上（平成 30 年度実績 22.4%）
最終処分量	2025（令和 7）年度における最終処分量を 12 万トン以下 平成 30 年度実績値（14.3 万トン）を基準として、約 20%削減

3. 町の動向

(1) 第6次酒々井町総合計画

2021（令和3）年度に策定された第6次酒々井町総合計画では、将来都市像を「人 自然 歴史 文化が調和した 活力あふれるまち 酒々井」としています。この計画の基本目標4章3節1「ごみの減量化・再資源化の促進」の中で一般廃棄物処理に関する方針と施策が定められています。

表 3-15 第6次酒々井町総合計画の施策展開

基本方針	施策	施策の内容
<p>■ 資源循環型社会の構築に向けて、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを徹底し、ごみの減量化、再資源化を推進します。</p> <p>■ ごみの排出量を削減し、コスト削減とごみ処理施設の長寿命化を図るため、分別収集の徹底と収集処理体制の整備に努めます。</p>	1. 減量化・資源化の促進	<p>1. 資源循環型社会の構築に向け、関係団体と協力し、また、町民への啓発活動を行い、ごみの減量化・資源化に取り組みます。</p> <p>2. 再生可能エネルギーとして、バイオマス、チップなどの活用を検討します。</p>
	2. 収集処理体制の整備	ごみの排出量を減らし、ごみ処理経費を抑制するため、民間などの事業を活用し再資源化を図るとともに、町民に対しては分別収集の徹底を推進します。
	3. 処理施設の整備	佐倉市と連携し、「酒々井リサイクル文化センターごみ焼却施設」について計画的に整備し、長寿命化を図ります。

第4節 ごみ処理の課題の抽出

1. 発生抑制に関する課題	<ul style="list-style-type: none">・全国的にごみ排出量は減少傾向にあります。本町のごみ排出量は、千葉県内の市町村の平均と比較して高い傾向にあります。2020（令和2）年度から減少傾向のですが、更なる減量化に向けての努力が必要です。・生活系ごみは過去4年減少傾向で、事業系ごみは過去3年間減少傾向となっています。事業者自らによる減量化、再資源化の努力を計画的に進めるよう、減量計画書による指導強化や事業者独自の環境マネジメントシステムの導入などをさらに促進する必要があります。・既に粗大ごみの有料戸別収集により、生活系ごみの一部有料化を実施していますが、上記の通り減少量が鈍化しています。ごみの排出抑制と減量化の意識啓発のため、さらに経済的手法の導入について検討する必要があります。 <p><1人1日当たり排出量 一般廃棄物処理事業実態調査（2022（令和4）年度）結果> 国：880g/人・日、千葉県：867g/人・日、酒々井町：951g/人・日</p> <p><酒々井町の総排出量>R1：1035 g/人・日、R2：993 g/人・日、R3：990 g/人・日 R4：951 g/人・日、R5：918 g/人・日</p>
2. 資源化に関する課題	<ul style="list-style-type: none">・分別が進んでいるものの、可燃ごみの組成割合で紙類は約40%となっており、2023（令和5）年度の可燃ごみが5,653tであることから、紙は2,261tになります。住民に対する分別の意識付けのための啓発活動の徹底が求められています。・分別項目数は、千葉県内での平均分別収集項目数（13.7項目）を下回り11項目となっています。循環型社会を形成するためにも、住民、事業者と一体となって分別の徹底に取り組むとともに、資源化率の向上を図る上でも、新たにプラスチック製品等、分別品目の検討が必要です。・集団回収は、少子高齢化に伴い活動量が減少していると考えられます。 <p><資源化率 一般廃棄物処理事業実態調査（2022（令和4）年度）結果> 国：19.6%、千葉県：20.2%、酒々井町：15.4%</p>
3. 収集運搬に関する課題	<ul style="list-style-type: none">・排出困難家庭への対応については、福祉施策との調整が必要です。・本町は、高齢化が進んできており、収集ボックスの清掃や維持管理が困難になってきています。収集の形態をボックス型から路地置き型への移行や収集拠点の削減を検討する必要があります。・医療系の感染性廃棄物について、県や医師会・病院側と連携し、在宅医療廃棄物も含めて、適正に回収・処理されるシステムが必要です。・近年、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法が施行された中で、増加している不法投棄対策が必要です。

4. 処理不適廃棄物に関する課題

・分別が進んでいるものの、可燃ごみの中には、資源ごみとして分別するものや不燃ごみなどが混入しています。不適物の混入は、可燃ごみの収集や処理を進める上でも支障をきたすため、分別ルールの周知が必要です。

5. 中間処理に関する課題

・焼却施設は最も古い施設で稼働後 37 年経過しています。佐倉市、酒々井町清掃組合の酒々井リサイクル文化センターでは、施設整備が 2019（平成 31）年 3 月。また、粗大ごみ処理施設も稼働後 35 年経過し、老朽化が懸念されます。酒々井リサイクル文化センターの運営は 2033（令和 15）年度までとなっており、その後の施設運営の検討が必要です。

6. 最終処分に関する課題

最終処分量は、過去 5 年間、R 1～R 5 年度で約 233 t /年～約 340 t /年の間で推移しています。全国的に見ても最終処分率は、低くなっています。

循環型社会を形成するためにも、分別の徹底や中間処理等における再資源化を推進し、最終処分量の削減を継続する必要があります。

＜最終処分率 一般廃棄物処理事業実態調査（2022（令和 4）年度）結果＞

国：8.4%、千葉県：5.8%、酒々井町：3.8%

7. 災害廃棄物に関する課題

巨大な災害により膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性があります。これらは安全にかつ迅速に処理する必要がありますが、その際にも資源化を重視した処理が必要です。また、災害によって生じたがれきの一時保管場所である仮置場の配置計画、仮置き場における分別計画、さらに、広域的な処理・処分計画を作成し、震災時の応急体制の確保する必要があります。

さらに、災害対策に関する協定や相互応援に関する協定など必要に応じて内容を確認し、新しい情報を踏まえた相互応援体制を構築することが必要です。

第4章ごみ処理基本方針の策定

第1節 ごみ処理基本方針

第1項 ごみ処理基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。また、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策への取り組みが求められています。

そこで、廃棄物をめぐる社会状況の変化等を十分に考慮して、本町におけるごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ：資源循環型社会の構築に向けて、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを徹底し、ごみの減量化、再資源化を推進します。

基本方針Ⅱ：ごみの排出量を削減し、コスト削減とごみ処理施設の長寿命化を図るため、分別収集の徹底と収集処理体制の整備に努めます。

第2項 ごみ発生・排出抑制の施策

1. 施策の体系

2つの基本方針を実現するため、本町が進める具体的な施策は以下のとおりです。

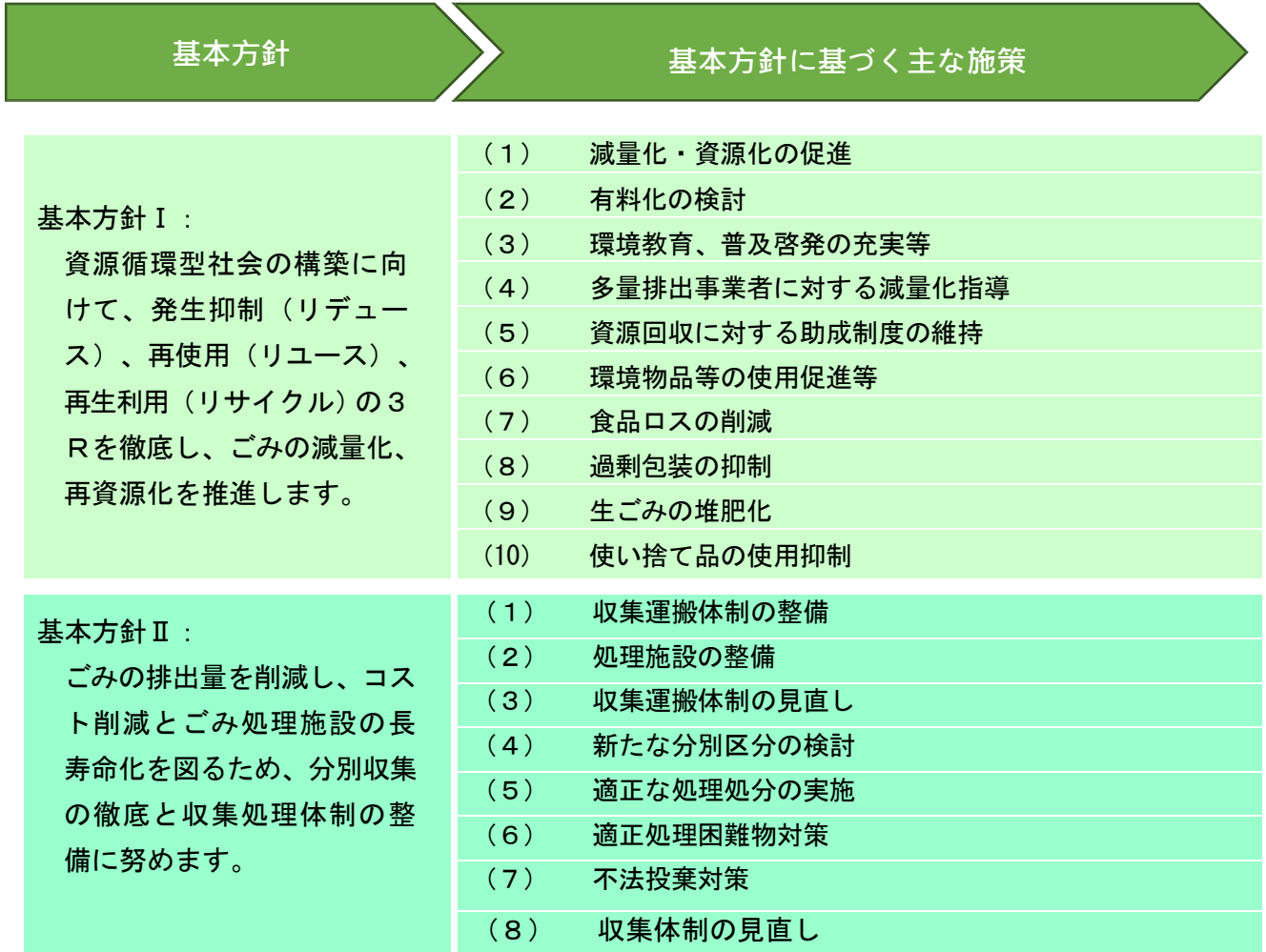


図 3-17 施策体系

2. 各種施策の説明

基本方針に基づく主な施策について、具体的な内容を示します。

基本方針 I : 資源循環型社会の構築に向けて、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを徹底し、ごみの減量化、再資源化を推進します。	
(1)	<p>減量化・資源化の促進</p> <p>1. 資源循環型社会の構築に向け、関係団体と協力し、また、町民への啓発活動を行い、ごみの減量化・資源化に取り組みます。</p> <p>2. 再生可能エネルギーとして、バイオマス、チップなどの活用を検討します。</p>
(2)	<p>有料化の検討</p> <p>ごみ処理の有料化について、清掃組合の中間処理施設及び最終処分場等の更新計画や近隣市町の動向により検討します。</p>
(3)	<p>環境教育、普及啓発の充実等</p> <p>効果的な啓発活動が推進できるよう関係団体と協力し、学校や地域、家庭、職場等において、啓発活動の総合的な取組みに努めます。</p>
(4)	<p>多量排出事業者に対する減量化指導</p> <p>事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。</p>
(5)	<p>資源回収に対する助成制度の維持</p> <p>集団回収や生ごみ減量器具など、ごみの減量化・再資源化に係る住民や事業者の取組みについて、助成などの手段を通じて推進に努めます。また、集団回収の拠点収集を試験的に実施する事を検討します。</p>
(6)	<p>環境物品等の使用促進等</p> <p>本町においては、公共活動全般において事務用品をはじめ、再生品の使用につとめるとともに、不用品の活用など再資源化の推進に努めます。</p>
(7)	<p>食品ロスの削減</p> <p>食べ残しや余分な食材の購入をしないように呼び掛けることで食品廃棄物の発生を抑制します。</p>
(8)	<p>過剰包装の抑制</p> <p>包装など過剰なサービスを行うのではなく、減量化に向けた取組みを推進し、消費者への意識啓発に努めます。</p>
(9)	<p>生ごみの堆肥化</p> <p>生ごみをコンポスト（堆肥）化し、土壌改良剤や肥料として利用します。</p>
(10)	<p>使い捨て品の使用抑制</p> <p>使い捨て品の使用を抑制するとともに、日常生活においても物を大切に使い、大事にする意識を常に持ち、無駄な使用は避け、修理補修を続けるなど、長く使用することによりごみの発生抑制に努めます。</p>

基本方針Ⅱ：ごみの排出量を削減し、コスト削減とごみ処理施設の長寿命化を図るため、分別収集の徹底と収集処理体制の整備に努めます。	
(1)	収集処理体制の整備
	ごみの排出量を減らし、ごみ処理経費を抑制するため、民間などの事業を活用し再資源化を図るとともに、町民に対しては分別収集の徹底を推進します。
(2)	処理施設の整備
	佐倉市と連携し、「酒々井リサイクル文化センターごみ焼却施設」について計画的に整備し、長寿命化を図ります。
(3)	収集運搬体制の見直し
	ごみ収集の効率性などを踏まえた体制を継続します。また、ごみの種類ごとの収集回数は現状を維持しますが、排出困難者に対しては、ボランティアや民間の活用等を試験的に実証実験を行う事を検討します。
(4)	新たな分別区分の検討
	現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たにプラスチック製容器包装及び製品プラスチック、紙類の分別品目を追加します。
(5)	適正な処理処分の実施
	住民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理・処分します。事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めるよう、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ります。
(6)	適正処理困難物対策
	分別されたごみの中には、他の分別区分のごみや収集あるいは処理を進める上で支障をきたすものが混入しているため、継続的に分別ルールを周知します。 また、家電リサイクル法で定められている特定家電品や、廃タイヤ、消火器、バッテリーなど市で適正な処理ができないごみに関しては、購入店で引き取ってもらうなど処理方法を今後も周知徹底していきます。
(7)	不法投棄対策
	不法投棄が頻発する地域を定期的にパトロールするとともに、監視カメラの増設、不法投棄防止啓発看板の設置など監視体制の強化、拡充を図ります。 住民、警察、NPO、土地所有者及び管理者と協力して、不法投棄に関する情報の収集や防止対策を推進することにより、不法投棄させない環境を構築します。
(8)	収集体制の見直し
	可燃ごみとして収集している、容器包装プラスチック及び製品プラスチック、紙類を分別収集し、資源化に努めてごみの減量化を図ります。

第3項 ごみ発生量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

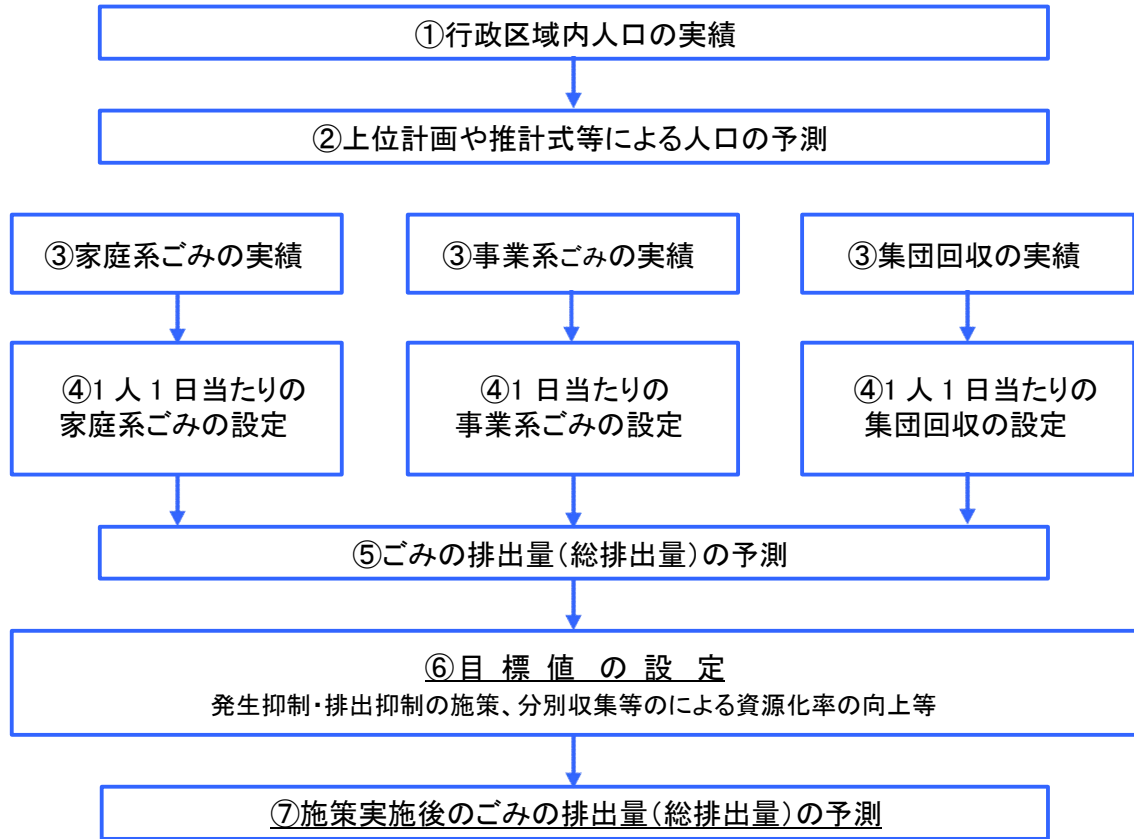


図 3-18 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 生活系ごみ量、事業系ごみ量、集団回収量の過去 5 年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ量、1 日当たりの事業系ごみ量、1 人 1 日当たりの集団回収量を、推計式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した 1 人 1 日当たりの生活系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した 1 日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。集団回収量は、生活系ごみ同様の算出をします。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしないで再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量を算出します。

④で用いる推計式を以下に示します。本計画では、7通りの推計式から相関関係を把握し、将来量の予測、検討をします。

表 3-16 将来予測に用いる推計式

推計式	推 計 式	特 徴
一次傾向線 $y = a \cdot x + b$	$a < 0$ 	最も基本となる式であり、傾きが一定で推移する直線式。
二次傾向線 $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	$a > 0$ 	放物線状のグラフとなる曲線式。
一次指数曲線 $y = a \cdot x \cdot b$	$a > 0$ $0 < b < 1$ 	年次とともに緩やかに増減していく曲線式。
べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$	$a < 0$ $b > 1$ 	年次とともに徐々に増減率が大きくなっていく曲線式。
ルート式 $y = a \cdot \sqrt{x} + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線式。
対数式 $y = a \cdot \log(x) + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が収束していく曲線式。
ロジスティック式 $y = k / (1 + e^{a-bx})$	$b < 0$ 	最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式。

※y=人口あるいはそれぞれの排出量等原単位、x=年度数、a、b、c=実績値から定められる係数

1. 行政区域内人口の予測

1) 人口の予測（修正あり）

人口実績は、徐々に減少傾向にあるため、予測式は全て減少傾向を示しました。本町では、現在の人口と将来の展望を提示する「酒々井町人口ビジョン」（令和 4 年 10 月）を策定していることを踏まえ、この「酒々井町人口ビジョン」における推計の数値を将来人口とします。

将来人口は 2025（令和 7）年度で 20,660 人、2029（令和 11）年度で 20,367 人と見込んでいます。

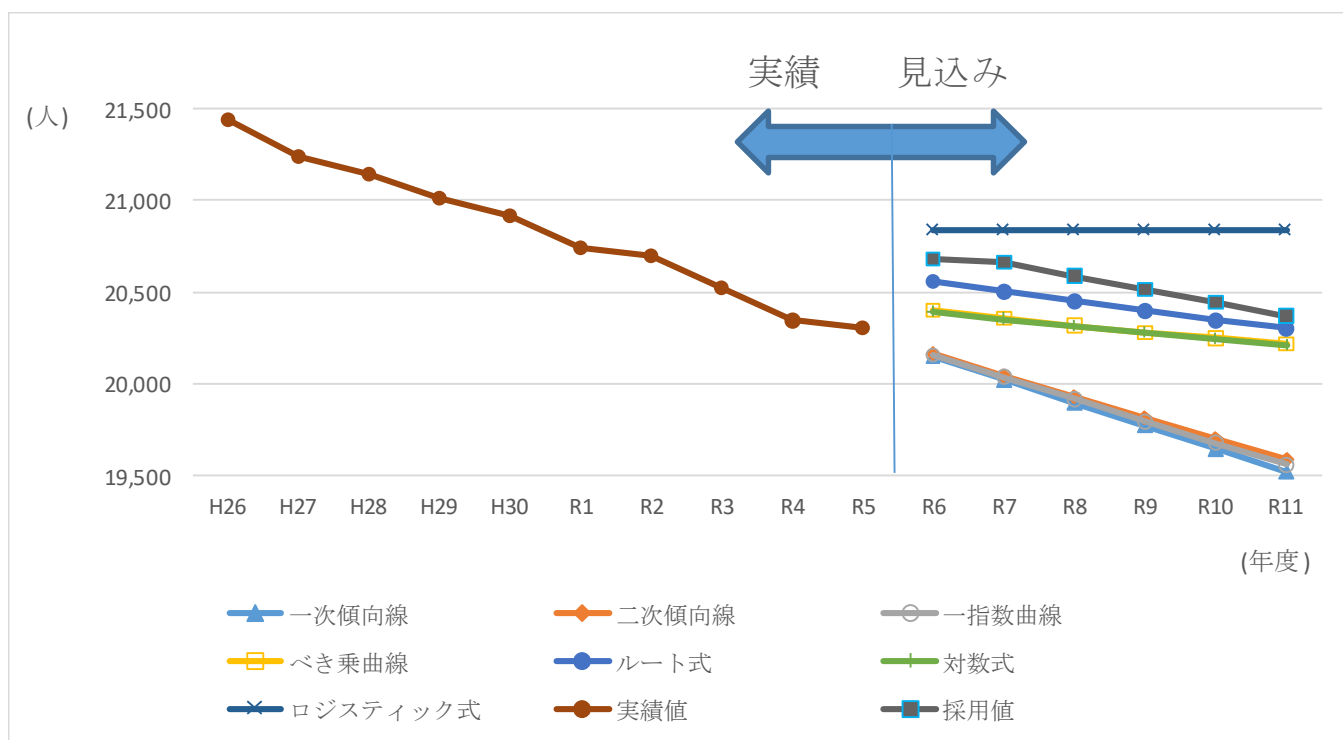


図 3-19 人口の予測結果

2. ごみ排出量の予測

1) 生活系ごみ

生活系ごみは、過去の実績値等から、推計式は一次傾向線を採用することとします。

2024（令和 6）年度には、626g/人・日、2029（令和 11）年度には 614g/人・日で推移すると予測されます。

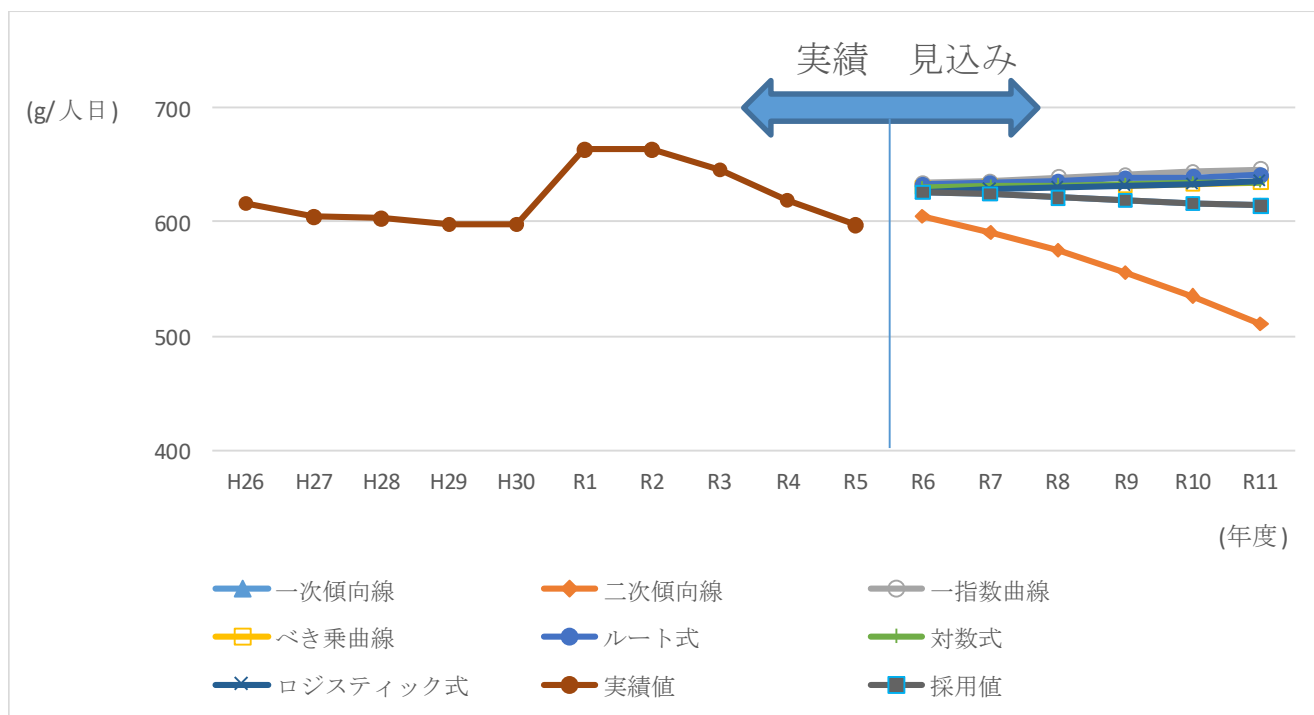


図 3-20 生活系可燃ごみの予測結果

2) 事業系ごみ

事業系ごみは、過去の実績値等から、推計式はルート式を採用することとします。

2024（令和 6）年度には、303g/人・日、2029（令和 11）年度には 336g/人・日で推移すると予測されます。

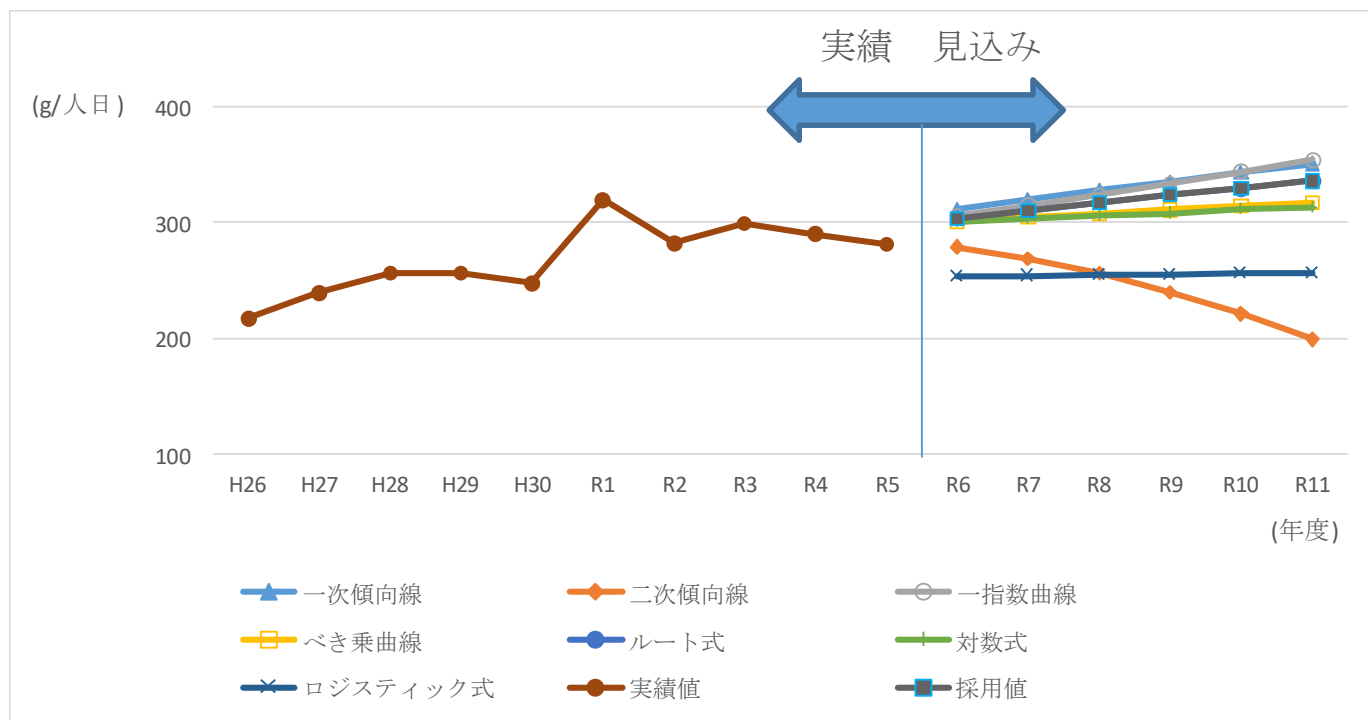


図 3-21 事業系ごみの予測結果

3) 集団回収

集団回収は、過去の実績値等から、推計式は一次指数曲線を採用することとします。

2024（令和 6）年度には、33g/人・日、2029（令和 11）年度には 23g/人・日で推移すると予測されます。

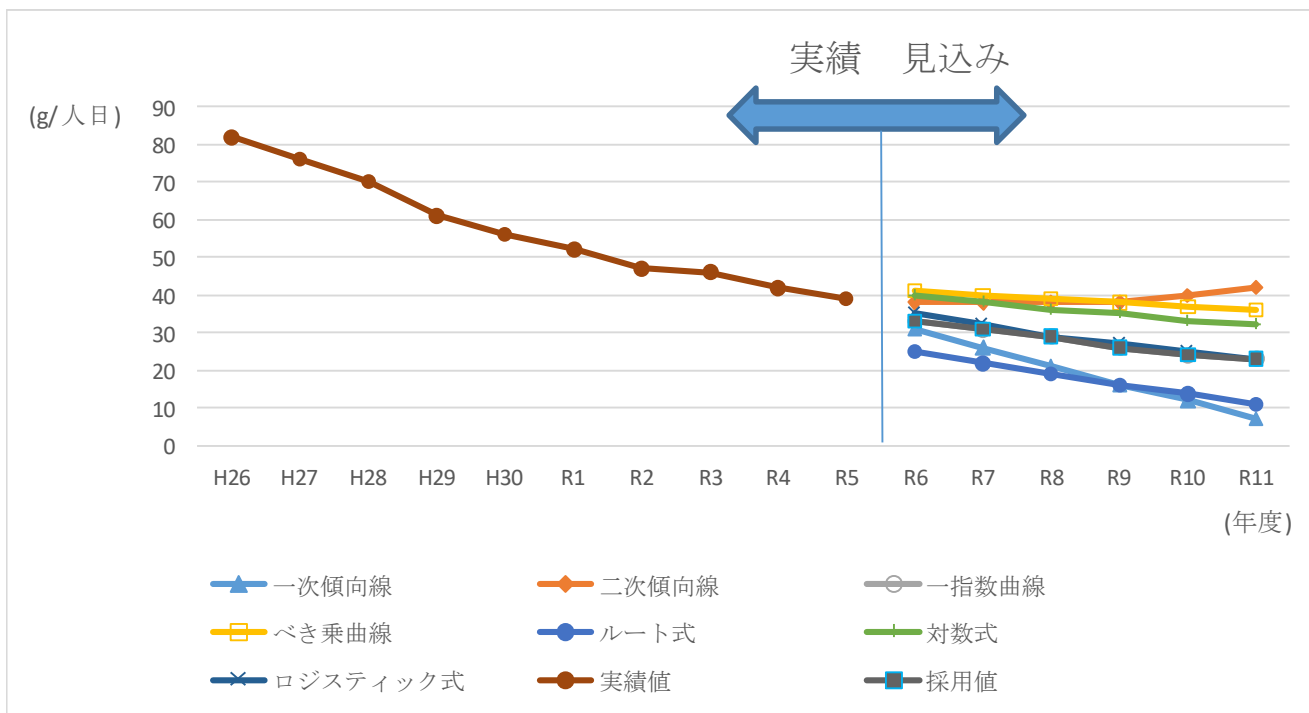


図 3-22 集団回収の予測結果

3. 種類別ごみ排出量の予測

1) 生活系ごみ排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合の生活系ごみは、2024（令和 6）年度に 4,664t、2029（令和 11）年度に 4,409t と減少傾向で推移すると見込まれます。

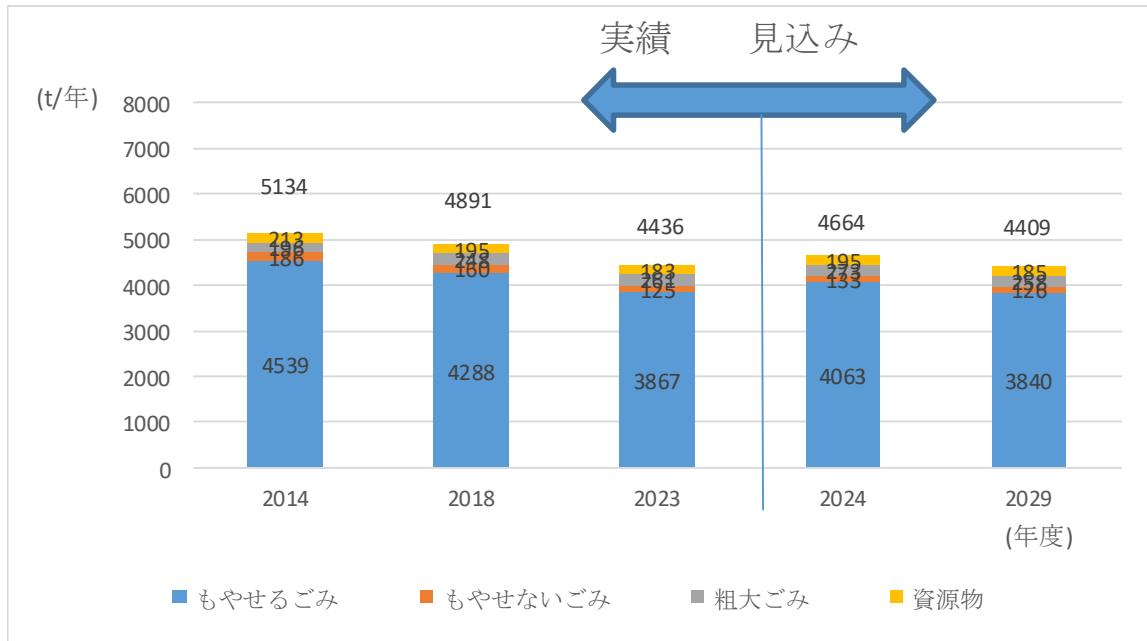


図 3-23 生活系ごみの見通し

2) 事業系ごみ排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合の事業系ごみは、2024（令和 6）年度に 2,272t、2029（令和 11）年度に 2,357t と年々増加することが見込まれます。

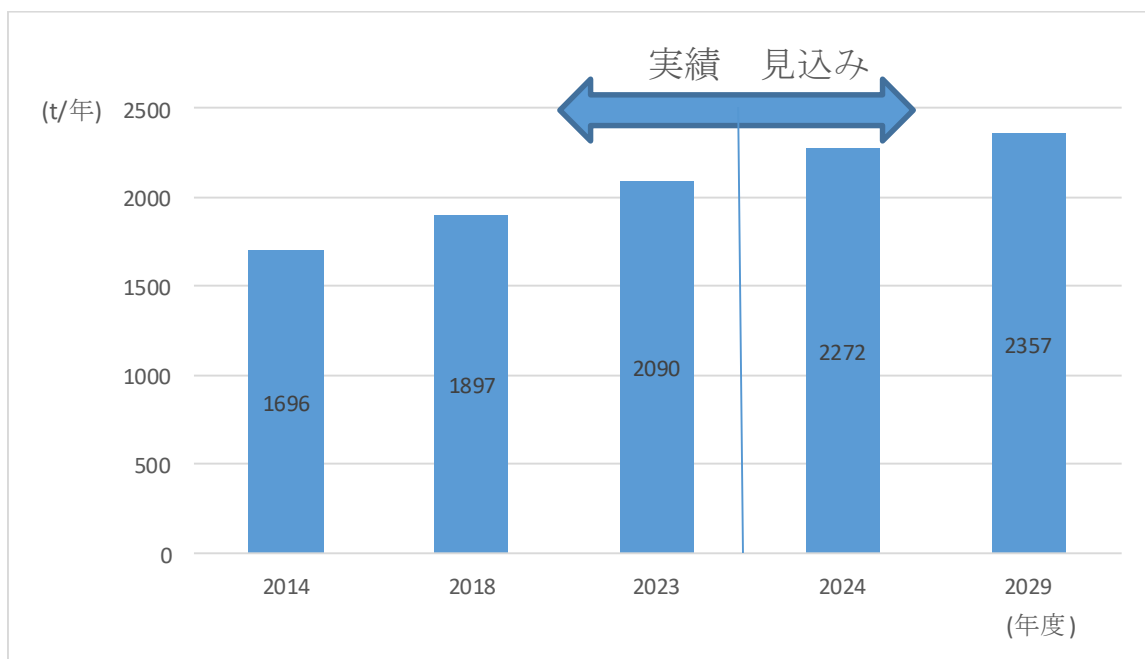


図 3-24 事業系ごみの見通し

3) 集団回収の見通し

現状の傾向が継続した場合の集団回収による回収量は、2024（令和 6）年度に 264t、2029（令和 11）年度に 156t と年々減少すると見込まれます。

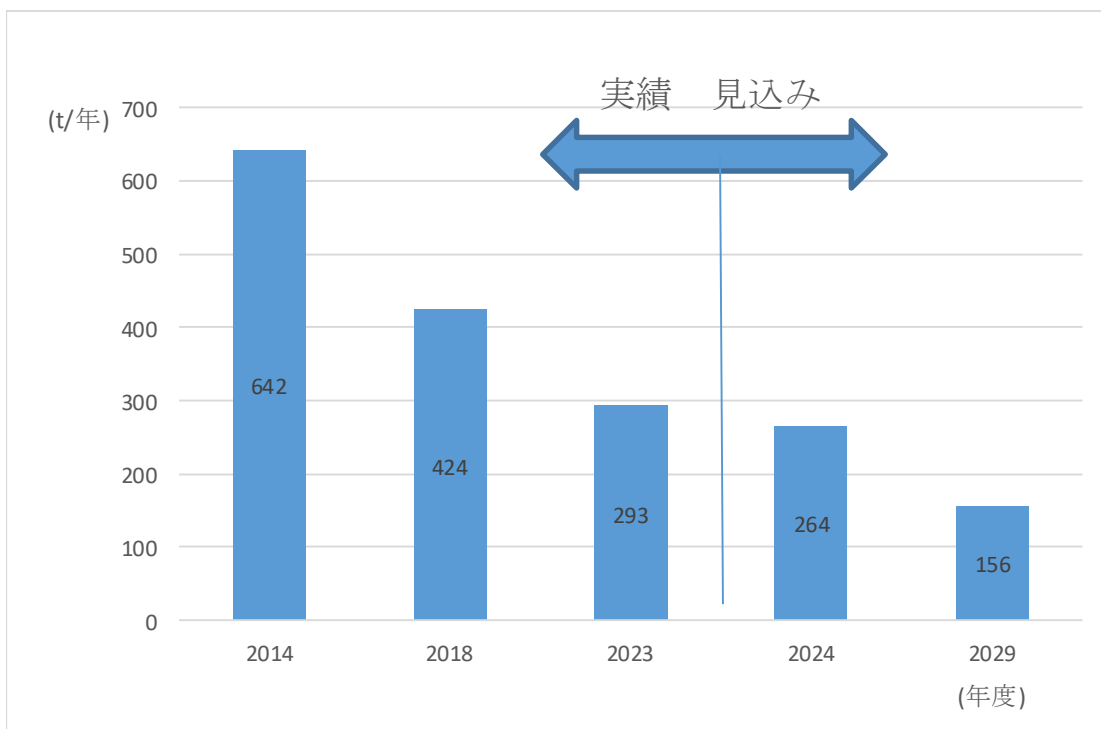


図 3-25 集団回収の見通し

4) ごみ排出量の見通し

1) ~ 3) までを合わせた排出量の見通しは、以下ようになります。2024（令和 6）年度に 7,200t、2029（令和 11）年度に 6,922t となり、やや減少すると見込まれます。

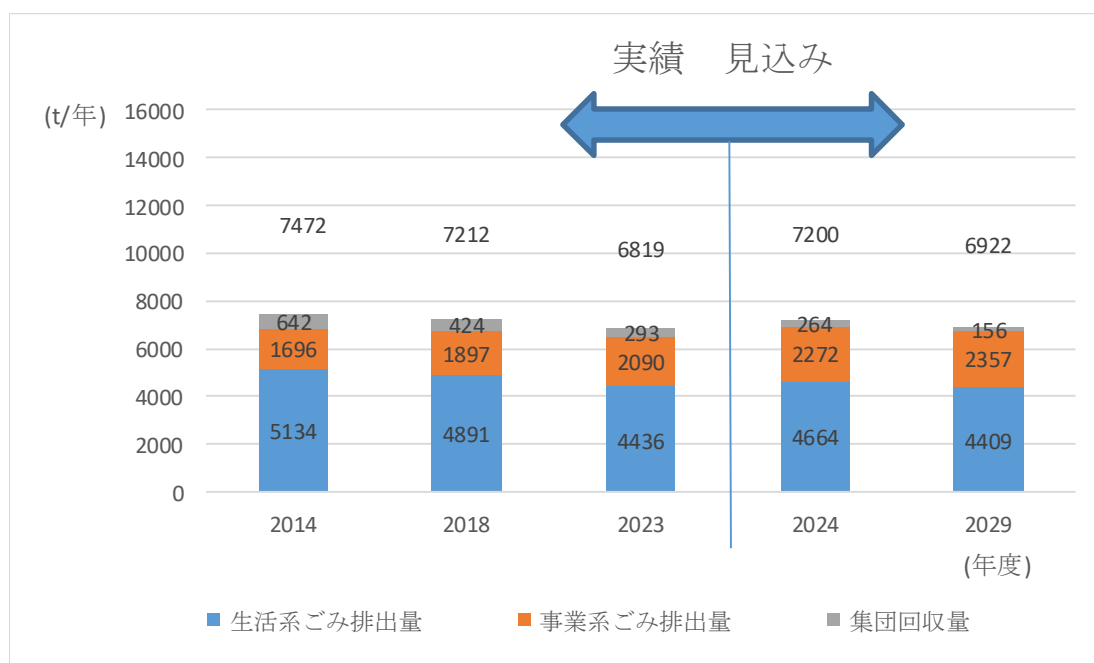


図 3-26 ごみ排出量の見通し

表 3-17 ごみ排出量の見通し

	単位	実績			中間目標	目標
		2014	2018	2,023	2024	2029
年間日数	日	365	365	366	365	365
人口	人	21,438	20,918	20,303	20,677	20,367
ごみの排出量	t/年	6,830	6,788	6,526	6,936	6,766
生活系ごみ排出量	t/年	5,134	4,891	4,436	4,664	4,409
燃やせるごみ	t/年	4,539	4,288	3,867	4,063	3,840
燃やせないごみ	t/年	186	160	125	133	126
粗大ごみ	t/年	196	248	261	273	258
資源物	t/年	213	195	183	195	185
カン類	t/年	68	59	56	60	57
ビン類	t/年	142	132	117	125	118
乾電池	t/年	2	3	4	4	4
蛍光管・ペットボトル	t/年	1	1	6	6	6
事業系ごみ排出量	t/年	1,696	1,897	2,090	2,272	2,357
燃やせるごみ	t/年	1,334	1,632	1,786	1,942	2,014
燃やせないごみ	t/年	1	2	1	1	1
粗大ごみ	t/年	361	263	303	329	342
集団回収量	t/年	642	424	293	264	156
総排出量	t/年	7,472	7,212	6,819	7,200	6,922
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	873	889	878	919	910
生活系+事業系	g/人日	873	889	878	919	910
燃やせるごみ	g/人日	751	775	760	795	788
燃やせないごみ	g/人日	24	21	17	18	17
粗大ごみ	g/人日	71	65	76	80	81
資源物	g/人日	27	25	25	26	25
生活系ごみ排出量	g/人日	656	641	597	618	593
燃やせるごみ	g/人日	580	562	520	538	517
燃やせないごみ	g/人日	24	21	17	18	17
粗大ごみ	g/人日	25	32	35	36	35
資源物	g/人日	27	26	25	26	25
(資源物を除く家庭ごみ排出量)	g/人日	629	615	572	592	568
事業系ごみ排出量	g/人日	217	248	281	301	317
燃やせるごみ	g/人日	170	214	240	257	272
燃やせないごみ	g/人日	0	0	0	0	0
粗大ごみ	g/人日	46	34	41	44	46
1人1日当たりの集団回収量	g/人日	82	55	39	35	21
1人1日当たりの総排出量	g/人日	955	945	918	919	910
1日当たりの事業系ごみ排出量※1	t/日	5	5	5	5	5

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1 表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

4. 国及び県の達成目標との比較

2018（平成 30）年度において、2020（令和 2）年度や 2025（令和 7）年度の国や県の目標値と本町の実績を比較すると、ほとんどの項目において目標を達成できていません。また、現状の傾向が継続した場合の見込みと比較しても多くの項目で達成は難しい状況です。

		廃棄物処理法に基づく基本方針 ※1	第 4 次循環型社会形成推進基本計画 ※2	第 5 次循環型社会形成推進基本計画	第 10 次千葉県廃棄物処理計画 (R3 年 3 月) ※3	酒々井町						
						実績値		見込み		備考		
						2020(R2)	2025(R7)	2030(R12)	2025(R7)	2018(H30)	2023(R5)	2024(R6)
総排出量(集団回収含む)	t/年	6,422	—	—	6,404	7,212	6,819	7,200	6,922	7,179	7,542	—
1人1日当たりの排出量(集団回収含む)	g/人日	—	911	—	—	945	918	919	910	—	—	986
1人1日当たりの生活系ごみ(資源除く)	g/人日	478	566	—	534	615	572	592	568	559	547	633
一人一日当たりごみ焼却量	g/人日	—	—	580	—	776	760	795	788	—	—	—
再生利用率	%	26%	—	—	15.7%	14.6%	14.0%	13.4%	12.1%	14.7%	14.7%	—
最終処分量	t/年	240	—	—	291	347	233	248	240	268	228	—

表 3-18 国及び県の目標との比較

□は未達成

※1におけるごみ排出量

※1における最終処分量

※2における1人1日当たりの総排出量

※2における1人1日当たりの生活系ごみ排出量

※3における総排出量

※3における生活系ごみの1人1日あたり排出量

※3における再生利用率

※3における最終処分量

=R4 年度の 9%減

=R4 年度の 5%減

=H28 年度の約 8%減 数値目標 850g/人日(-75g/人・日)

=H28 年度の約 11%減 (-67g/人・日)

=H25 年度の約 10.1%減

=H25 年度の約 7.7%減(-42g/人・日)

=H25 年度の約 6.5%増

=H25 年度の約 20.2%減

5. 発生抑制の目標値

1) 目標値の設定

本町では、経年的にごみ排出人口が減少するため、ごみ排出量が減少見込みです。2018（平成30）年度実績と比較すると2024（令和6）年度では約1.2%減少する見込みです。第10次千葉県廃棄物処理計画では、総排出量において平成30年度比で約11.2%低減する目標となっておりますが、厳しい状況です。

本町では、第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値である一人一日当たりの生活系ごみ排出量（資源物は除く）について目標設定を検討します。

生活系ごみ排出量では、1人1日当たりの人口における、減量や資源化の目標を設定し、廃棄物処理法に基づく基本方針の目標達成（2030（令和12）年度に478g/人・日）、（本町の目標年度2029（令和11）年度に478g/人・日）を目指すこととします。

一人一日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみを除く）

目標値：478g/人・日（2029（令和11）年度）

表 3-19 排出量の目標設定

	廃棄物処理法に基づく基本方針 ※1	第4次循環型社会形成推進基本計画 ※2	第5次循環型社会形成推進基本計画	第10次千葉県廃棄物処理計画 (R3年3月) ※3	酒々井町							
					実績値		見込み		備考			
					2020(R2)	2025(R7)	2030(R12)	2025(R7)	2018(H30)	2023(R5)	2024(R6)	2029(R11)
総排出量(集団回収含む)	t/年	6,422	—	—	6,404	7,212	6,819	7,200	6,922	7,179	7,542	—
1人1日当たりの排出量(集団回収含む)	g/人日	—	911	—	—	945	918	919	910	—	—	986
1人1日当たりの生活系ごみ(資源除く)	g/人日	478	566	—	534	615	572	592	568	559	547	633
一人一日当たりごみ焼却量	g/人日	—	—	580	—	776	760	795	788	—	—	—
再生利用率	%	26%	—	—	15.7%	14.6%	14.0%	13.4%	12.1%	14.7%	14.7%	—
最終処分量	t/年	240	—	—	291	347	233	248	240	268	228	—

□は未達成

※1におけるごみ排出量

※1におけるリサイクル率

※1における最終処分量

※2における1人1日当たりの総排出量

※2における1人1日当たりの生活系ごみ排出量

※3における総排出量

※3における生活系ごみの1人1日あたり排出量

※3における再生利用率

※3における最終処分量

=R4年度の9%減

=H24年度の6%増

=R4年度の5%減

=H28年度の約8%減 数値目標850g/人日(-75g/人・日)

=H28年度の約13%減 (-67g/人・日)

=H25年度の約10.1%減

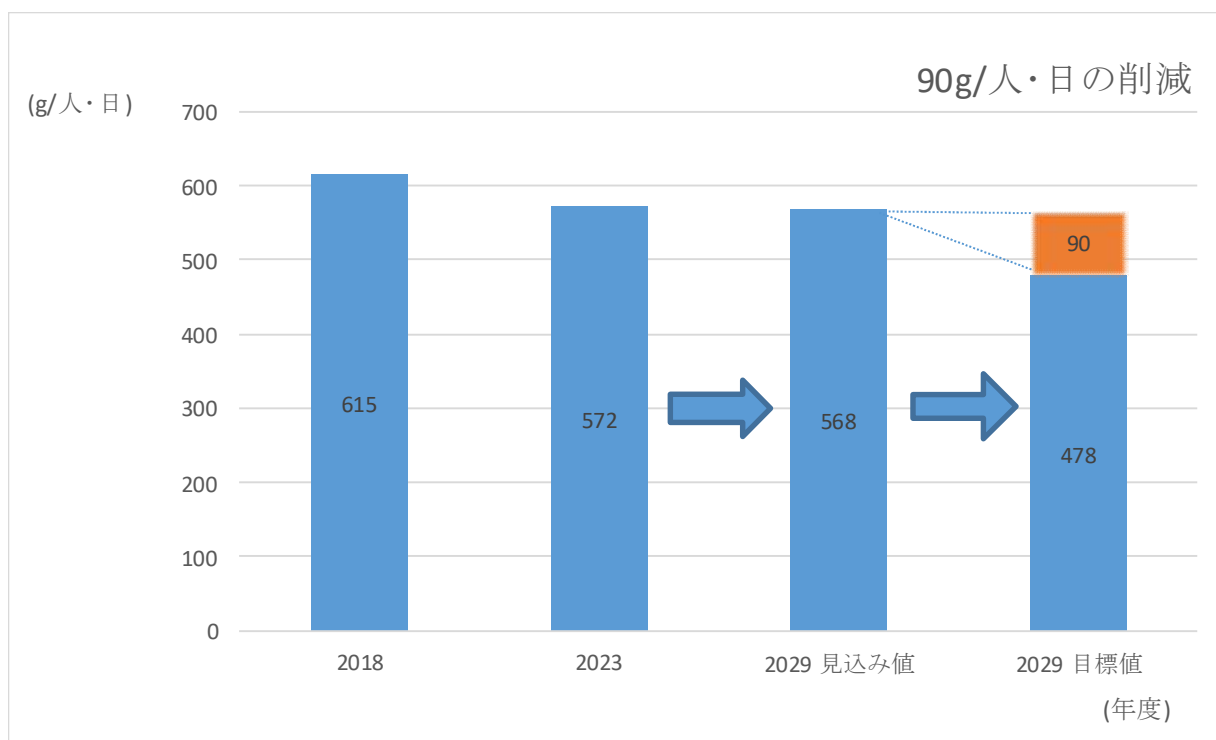
=H25年度の約7.7%減(-42g/人・日)

=H25年度の約6.5%増

=H25年度の約20.2%減

2) 削減目標の設定

本計画では、目標年度における町民 1 人当たりの可燃ごみ削減量を 1 日 90g と設定し、478g/人・日を目指します。



※小数点の兼ね合いで数値が合わない箇所がございます。

図 3-27 生活系ごみ（資源物を除く）の実績と目標値

排出されるごみの 9 割弱は、可燃ごみが占めています。

2023（令和 5）年度の生活系ごみの可燃ごみは 3,867t を占めており、ごみ組成分析の結果からでは、可燃ごみに紙類や食べ残し等の生ごみ、レジ袋とプラスチック、さらに重量の半分近くを占める生ごみに含まれる水分があります。そこで、生活系ごみの可燃ごみに含まれている紙類は資源物として分別し、レジ袋等はマイバック持参等でごみの発生を抑え、食べ残しは、食材の「使い切り」、料理の「食べきり」、生ごみの「水切り」を啓発し可燃ごみを削減します。

また、家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、生ごみ減量器具購入世帯に対して、購入費用の一部を補助します。

このような取り組みにより、可燃ごみを 1 人 1 日当たり 90g 減らすことができます。

表 3-20 生活系可燃ごみの内訳及び削減目標

	平均ごみ質 (湿ベース)	R5 家庭系 可燃ごみ 内訳	原単位	削減目標	削減割合	備考	
	%	t/年	g/人・日	g/人・日	%		
組成	紙類	38.5	1,489	200	36	18	紙類の資源化
	布類	3.8	147	20			
	木・竹・ワラ類	6.5	251	34			
	プラスチック類	16.2	626	84	20	24	レジ袋の削減
	ゴム・皮革類	5.1	197	27			
	厨芥類 (生ごみ)	27.3	1,056	142	34 (17) (17)	24 (12) (12)	食べ残し等の削減 水切りの強化
	不燃物類	1.5	58	7			
	その他	1.1	43	6			
	合計	100.0	3,867	520	90		
削減目標				90			

※平均ごみ質（湿ベース）は、「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要（平成 27 年度）」（環境省）を参考に算出しています。

事業系ごみは、見込み値が増加傾向を示しているので、原単位を 2018（平成 30）年度の水準を維持すること（248 g/人・日）を目指します。

事業系ごみ排出量：目標値 1,830t/年（令和 11 年度）

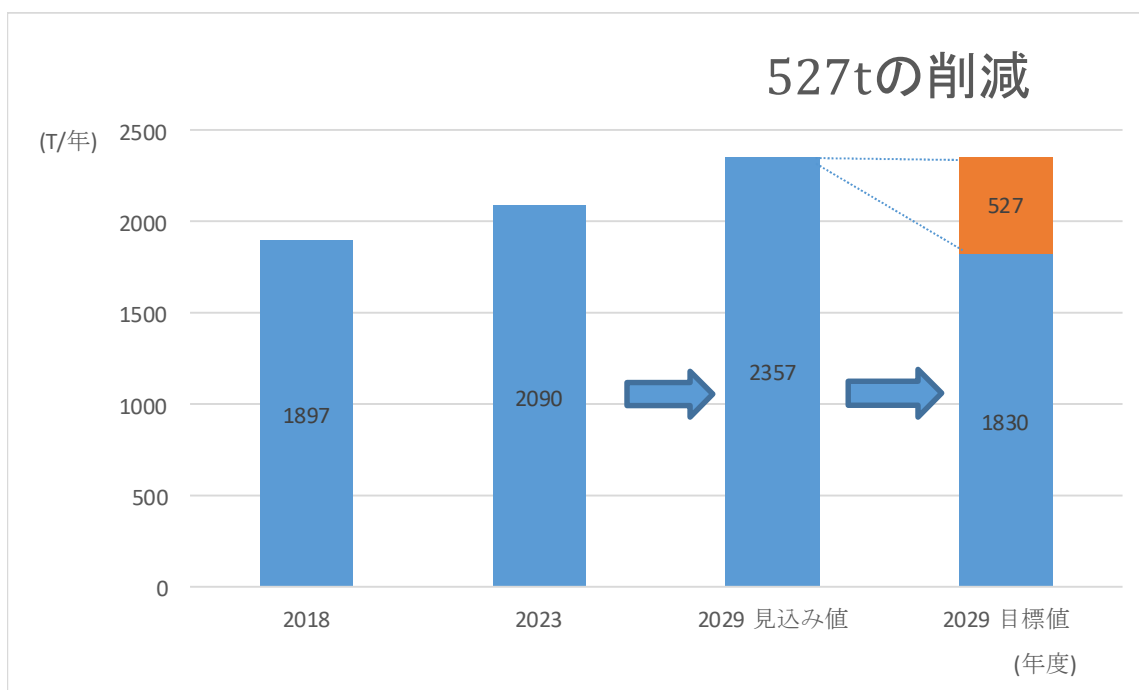


図 3-28 事業系ごみの実績と目標値

6. 目標を達成した場合のごみ排出量

1人が毎日90gの生活系可燃ごみの低減と事業系ごみの原単位を2018（平成30）年度の水準を維持することにより、他の項目についても以下のような削減目標値を設定できます。

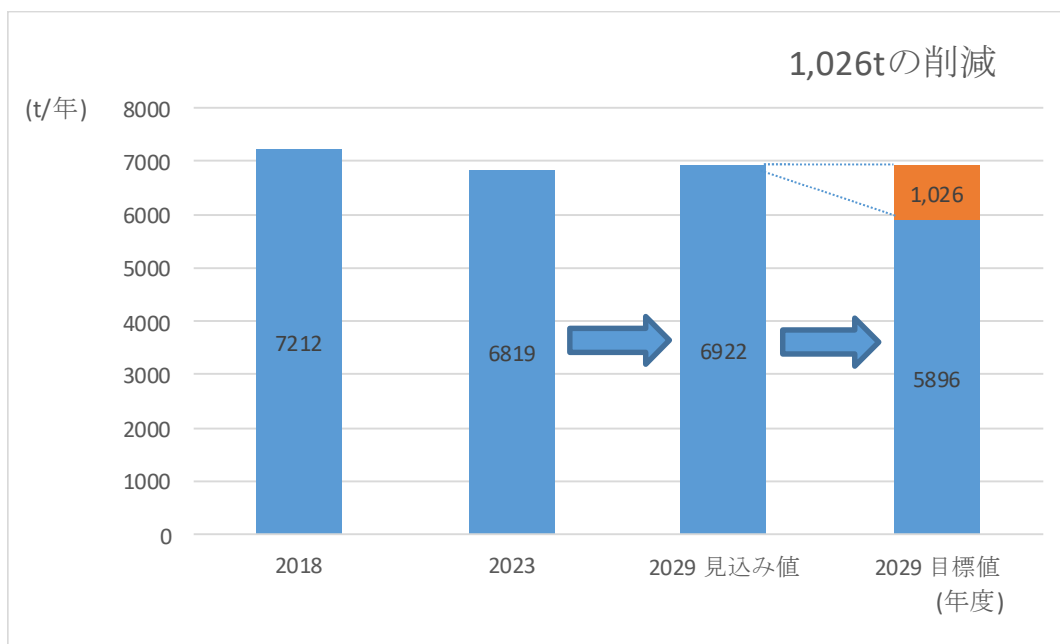
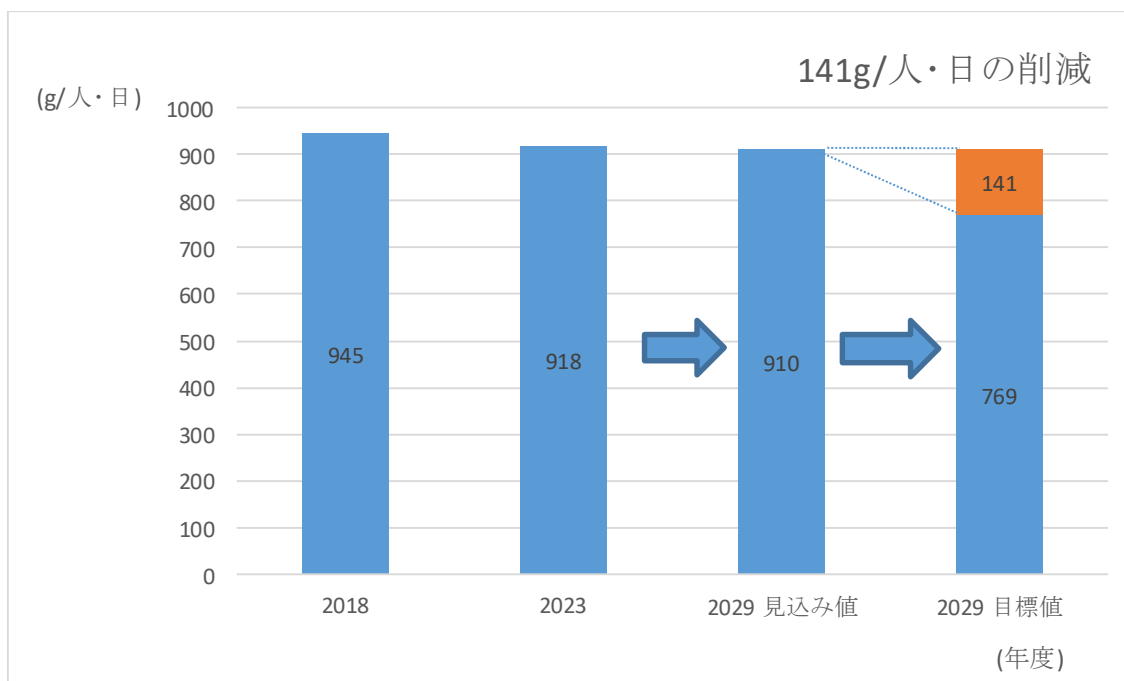


図 3-29 排出量の実績と目標値



3-30 1人1日当たり排出量の実績と目標値

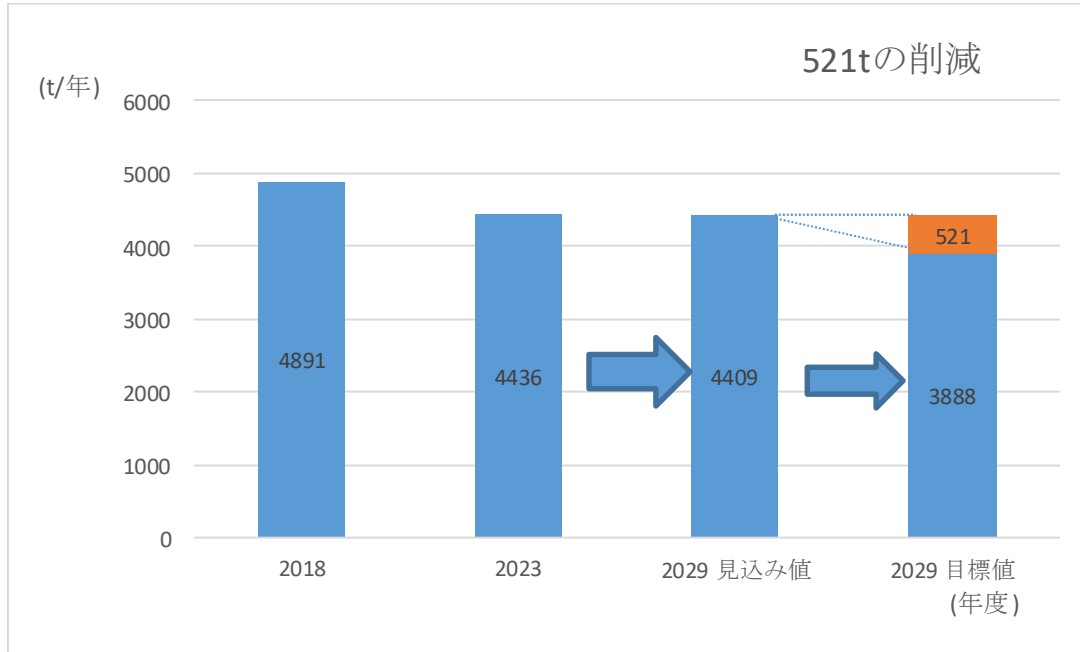


図 3-31 生活系ごみ排出量の実績と目標値

紙類の分別を強化することにより、2018（平成 30）年度の水準を維持するものとします。

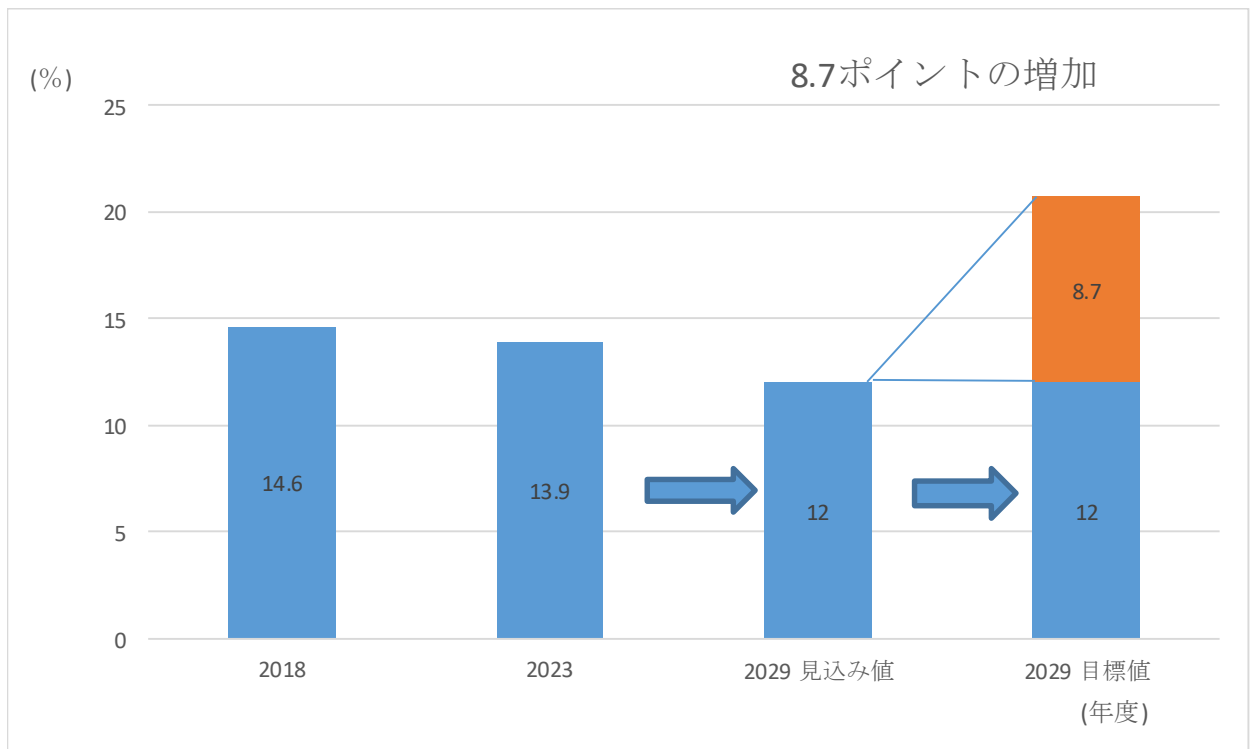


図 3-32 リサイクル率の実績と目標値

表 3-21 目標を達成した場合の排出量

	単位	実績			中間見通し	目標	
		2014	2018	2023	2024	2029	
年間日数	日	365	365	366	365	365	
人口	人	21,438	20,918	20,303	20,677	20,367	
ごみの排出量	t/年	6,830	6,788	6,526	6,327	5,718	
生活系ごみ排出量	生活系ごみ排出量	t/年	5,134	4,891	4,436	4,452	3,888
	燃やせるごみ	t/年	4,539	4,288	3,867	3,813	3,171
	燃やせないごみ	t/年	186	160	125	133	126
	粗大ごみ	t/年	196	248	261	273	258
	資源物	t/年	213	195	183	233	333
	カン類	t/年	68	59	56	71	102
	ビン類	t/年	142	132	117	149	213
	乾電池	t/年	2	3	4	5	7
	蛍光管	t/年	1	1	6	8	11
	事業系ごみ排出量	t/年	1,696	1,897	2,090	1,875	1,830
	燃やせるごみ	t/年	1,334	1,632	1,786	1,613	1,574
	燃やせないごみ	t/年	1	2	1	2	2
粗大ごみ	t/年	361	263	303	260	254	
集団回収量	t/年	642	424	293	258	178	
総排出量	t/年	7,472	7,212	6,819	6,585	5,896	
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	873	889	878	838	769	
生活系ごみ排出量	生活系ごみ排出量	g/人日	656	641	597	623	614
	生活系ごみ減量化後					590	523
	燃やせるごみ	g/人日	580	562	520	538	517
	燃やせるごみ(減量化後)					505	427
	燃やせないごみ	g/人日	24	21	17	18	17
	粗大ごみ	g/人日	25	32	35	36	35
	資源物	g/人日	27	26	25	31	45
	(資源物を除く家庭ごみ排出量)					559	478
	事業系ごみ排出量	g/人日	217	248	281	248	246
	燃やせるごみ	g/人日	170	214	240	214	212
	燃やせないごみ	g/人日	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	g/人日	46	34	41	34	34
1人1日当たりの集団回収量	g/人日	82	55	39	34	24	
1人1日当たりの総排出量	g/人日	955	945	918	872	793	

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1 表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

ごみを減らしましょう！

4. 紙類の資源化

紙類は可燃ごみの 38.5%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 216g となります。このうち約 6.5%に当たる 15g を削減(資源化)する必要があります。これは新聞紙に換算すると約 1 枚分となります。

・新聞紙一枚の重さ 軽量新聞用紙の重さ:46.2g/m²

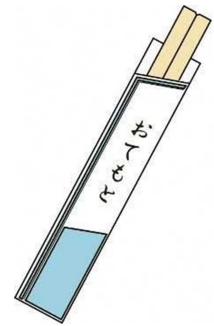
新聞紙一枚の大きさ:545mm×820mm(JIS 規格)=0.45 m²

したがって新聞紙一枚の重さは 46.2g/m²×0.45 m²≒20.79g



5. 木竹類の削減

木竹類は可燃ごみの 6.5%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 37g となります。割り箸一善は約 7g です。



6. 食べ残し等の削減

食べ残し等の厨芥類(生ごみ)は、可燃ごみの 27.3%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 153g となります。このうち約 4.6%に当たる 7g を削減する必要があります。これは ごはんに換算するとお茶碗 1 杯のおよそ 20 分の 1 となります(お茶碗 1 杯はおよそ 150g)。



7. 水切りの強化

水分は可燃ごみの半分近くを占めています。水切りなどで 7g を削減する必要があります。これはペットボトルのキャップに換算すると約 2 杯分となります(ペットボトルのキャップの容量およそ 5mL(5g))。



8. 不燃ごみ・粗大ごみ等の削減

ものを長く、大切に使用することで、ごみとして排出することを減らします。

9. 事業系ごみの削減

紙類や厨芥類の資源化、事業系資源物の自己処理等により事業系ごみを減らします。



第4項 ごみの発生・排出抑制施策の展開

1. 行政による施策の展開

行政が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策	
(1)	減量化・資源化の促進
(2)	有料化の検討
(3)	多量排出事業者等への指導
(4)	環境教育、普及啓発の充実等
(5)	資源回収に対する助成制度の維持
(6)	環境物品等の使用促進等
(7)	新たな分別区分の検討（その他紙製容器包装、プラスチック製容器包装等の収集袋の導入）
(8)	適正処理困難物対策
(9)	不法投棄対策
(10)	収集運搬体制の整備
(11)	処理施設の整備
(12)	収集運搬体制の見直し
(13)	公共施設等による資源ごみ回収の強化 （製品プラスチック等）

2. 住民による施策の展開

住民が自ら実施する取り組み及び住民が実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策	
(1)	マイバックスの活用とレジ袋の削減
(2)	生ごみの水切り、食品ロスの削減
(3)	環境教育への参加
(4)	集団回収への参加
(5)	ごみの発生抑制・資源化の推進
(6)	ごみ分別への協力
(7)	適正な処理・処分の実施
(8)	環境物品等の使用促進等

3. 事業者による施策の展開

事業者が自ら実施する取り組み及び事業者が実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策	
(1)	生ごみの水切り、食品ロスの削減
(2)	レジ袋、過剰包装の削減
(3)	ごみ分別への協力
(4)	食品リサイクル法に基づく肥料化・飼料化の推進
(5)	ごみの発生抑制・資源化の推進
(6)	適正な処理・処分の実施
(7)	環境物品等の使用促進等

第5項 ごみの適正処理に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

1) 現行収集・運搬体制の継続

本町では家庭からのごみ（もやせるごみ、うめたてごみ、粗大ごみ、カン、ビン、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル）は委託による収集運搬となっています。事業系（一般廃棄物）ごみは、事業者の責任で適正処理することとなっています。

2) 収集区域

収集区域は、行政区域全域を収集区域とします。

3) 収集・運搬体制の見直し

ごみ収集・運搬については、佐倉市、酒々井町清掃組合が行う中間処理、再資源化、最終処分場の計画と整合を図りつつ効率的な収集運搬体制を適宜見直していきます。

2. 中間処理計画

1) 中間処理体制

中間処理と再資源化にあたっては、これまでどおりに佐倉市、酒々井町清掃組合の酒々井リサイクル文化センター及び他の民間施設にて、生活環境への影響がないように適正に処理を進めます。

2) 焼却灰等による資源の回収

今後も焼却施設での焼却灰及び焼却残渣は可能な範囲で再資源化（スラグ化など）することを基本とし、酒々井リサイクル文化センター内の最終処分場延命に配慮しながら、財政状況などを総合的に判断しながら処理を行うこととします。

3) 中間処理量

中間処理量を以下に示します。

もやせるごみごみ減少により焼却処理量の推移は、年々減少する見込みです。

一方、資源化量は分別の徹底等の施策により 2029（令和 11）年度に 1,223t となり、リサイクル率は 20.7%となる見込みです。

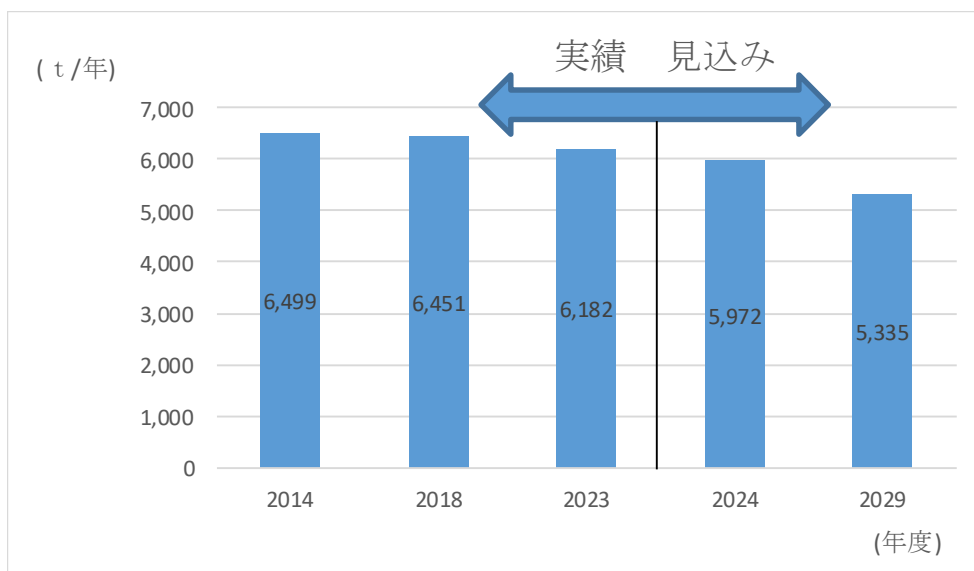


図 3-33 中間処理量の見通し

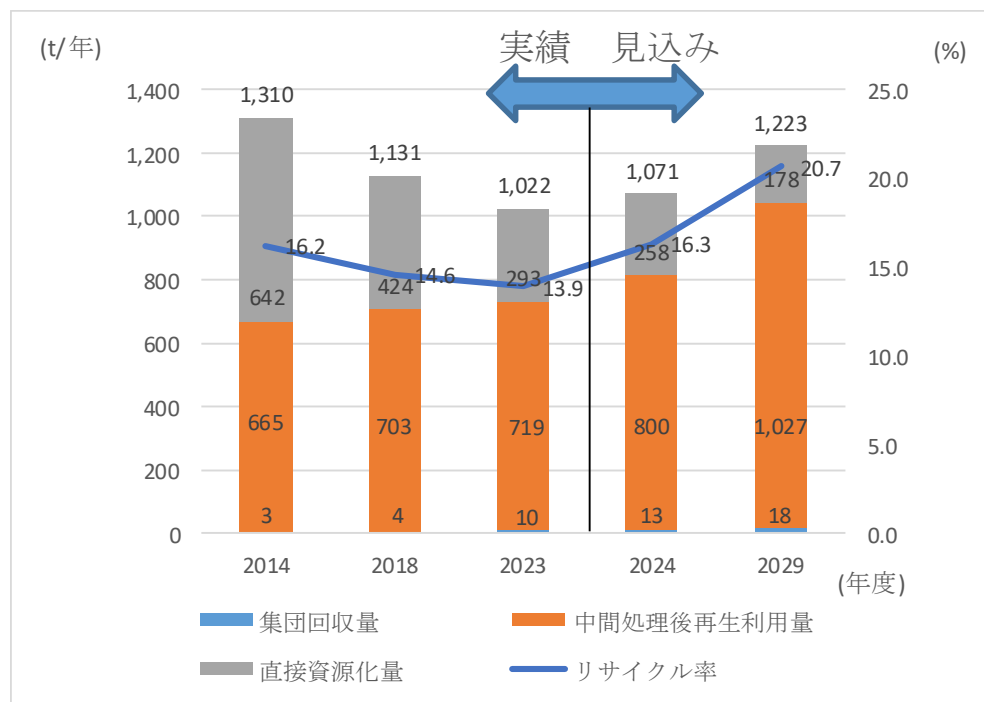


図 3-34 資源化量と資源化率の見通し

4) 中間処理施設の整備

本町の中間処理は佐倉市、酒々井町清掃組合で行っています。焼却施設の基幹的設備改良工事を平成 31 年 3 月に完了いたしました。今後の施設整備に関しては、本町と佐倉市、組合とで協議していきます。

3. 最終処分計画

1) 最終処分量の減量化

最終処分量を減量化するため、「焼却灰の資源化」、「焼却残渣のエコセメント化」を行っていましたが、2012（平成 24）年度で「焼却残渣のエコセメント化」が震災の影響でできなくなってしまいました。今後は新たな資源化先を検討するとともに焼却灰の資源化を継続します。

2) 最終処分先の検討

本町から排出される焼却残渣、固化灰等の最終処分は、民間の最終処分場で埋立処分を行っています。今後も継続して民間の最終処分場を利用しますが、新たな最終処分先の検討も行います。埋立処分する多くのものは、再生利用に適さない残渣であるため、ごみの発生抑制や資源化等の施策により処分量を削減していきます。

3) 最終処分量

最終処分の計画量を以下に示します。

ごみ排出量が年々減少すると予測されるため、最終処分量も減少する見込みです。

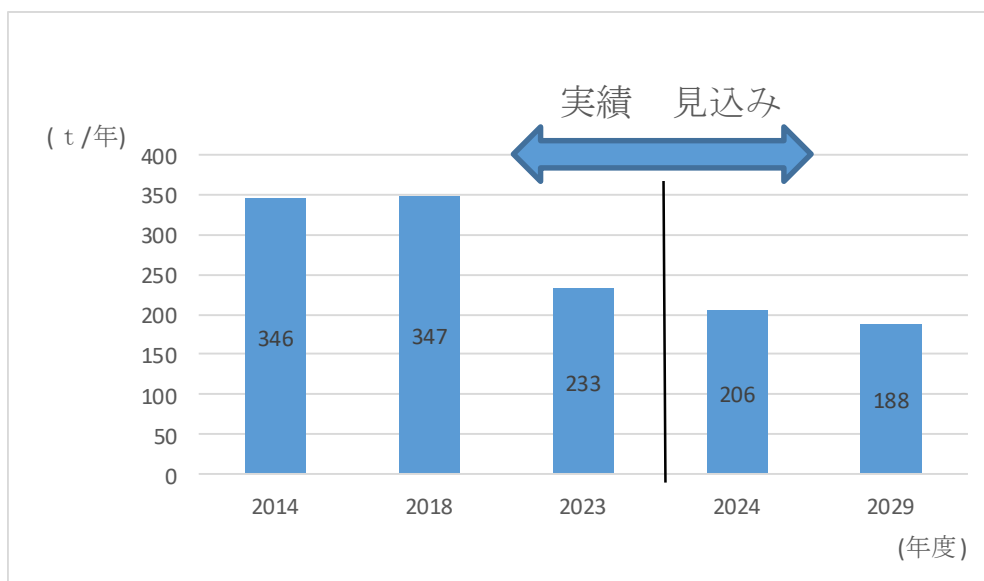


図 3-35 最終処分量

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

第1項 生活排水の処理体系

本町の生活排水の処理体系を以下に示します。

本町における生活排水は、公共下水道施設をはじめ、各家庭や集合住宅、事業所等に設置された合併処理浄化槽で、し尿は、単独処理浄化槽、汲み取りで処理されています。浄化槽の汚泥、汲み取りのし尿については、酒々井町、佐倉市、四街道市、八街市、富里市の4市・1町で構成される印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターで広域処理がなされています。

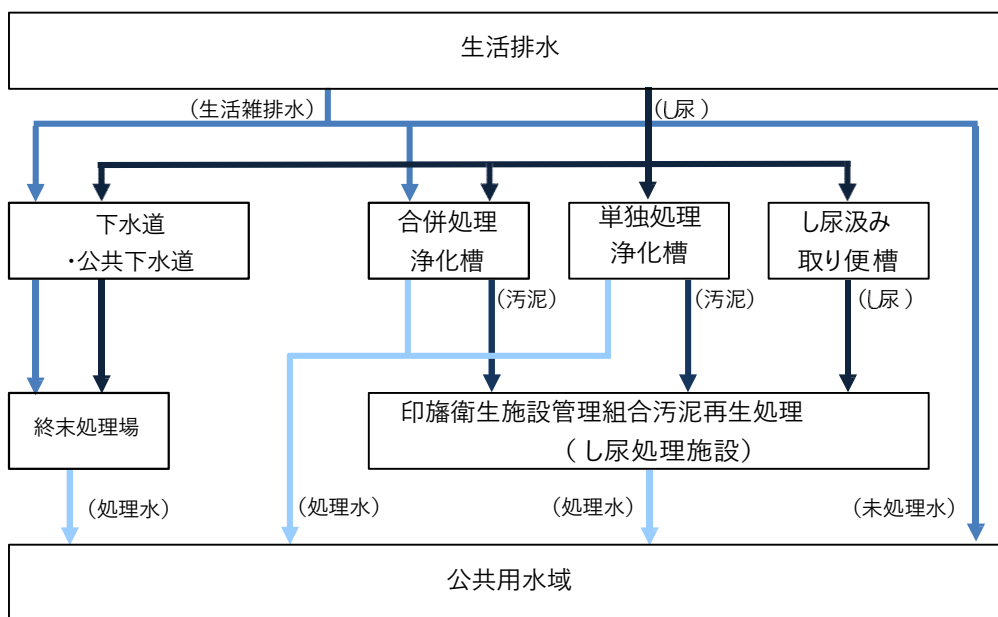


図 4-1 生活排水の処理体系

表 4-1 生活排水の処理主体

項目		区分		
		生活雑排水	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬		—	許可業者	許可業者
処理	公共下水道	千葉県		—
	合併処理浄化槽	個人・事業者		
	単独処理浄化槽	—	個人・事業者	
	し尿処理施設	—	印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センター	

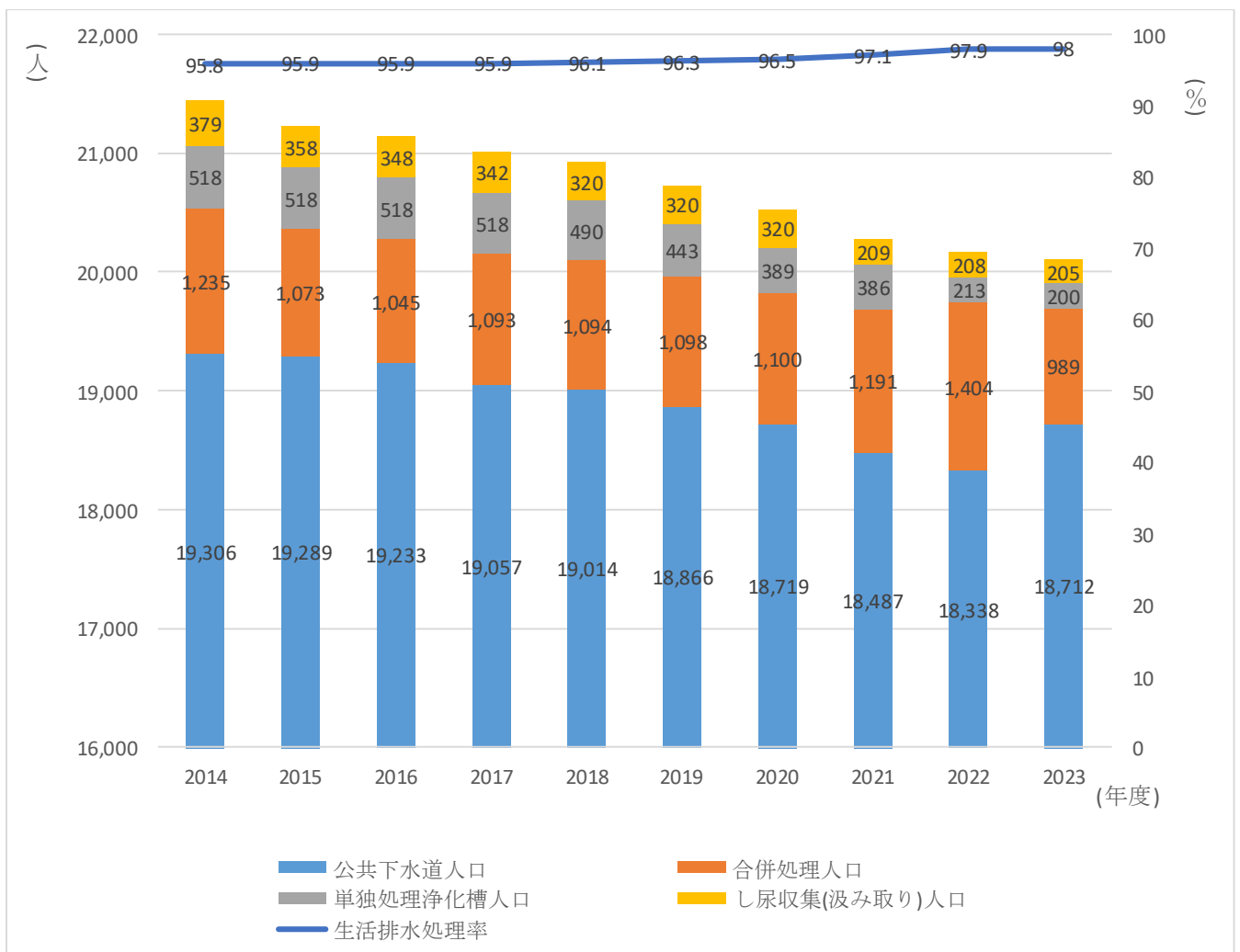
第2項 生活排水の処理形態別実績

1. 処理形態別人口

本町における水洗化・生活雑排水処理人口（公共下水道、合併処理浄化槽）、水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）、非水洗化人口（汲み取りし尿）の人口の推移は、以下のとおりです。

過去5年間に於いて処理形態別人口はほぼ横ばいで推移しており、処理形態別人口比率も大きな変動がありません。2023（令和5）年度で、公共下水道人口93.0%、合併処理浄化槽人口4.9%、単独処理浄化槽人口1.0%、汲み取りし尿人口1.1%となっています。

公共下水道人口と合併処理浄化槽人口を合わせ、人口で除した生活排水処理率も同様に横ばいで推移し、2023（令和5）年度では98.0%となっています。



資料：酒々井町

図4-2 処理形態別人口の実績

2. し尿等の量と処理残渣搬出量

本町におけるし尿等は、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターにて広域化処理を実施しています。

処理量は減少傾向にあり、2023（令和5）年度1日当たり3.2kℓとなっています。なお、し尿等の比率は、2023（令和5）年において、汲み取りし尿54.2%、浄化槽汚泥45.8%となっています。

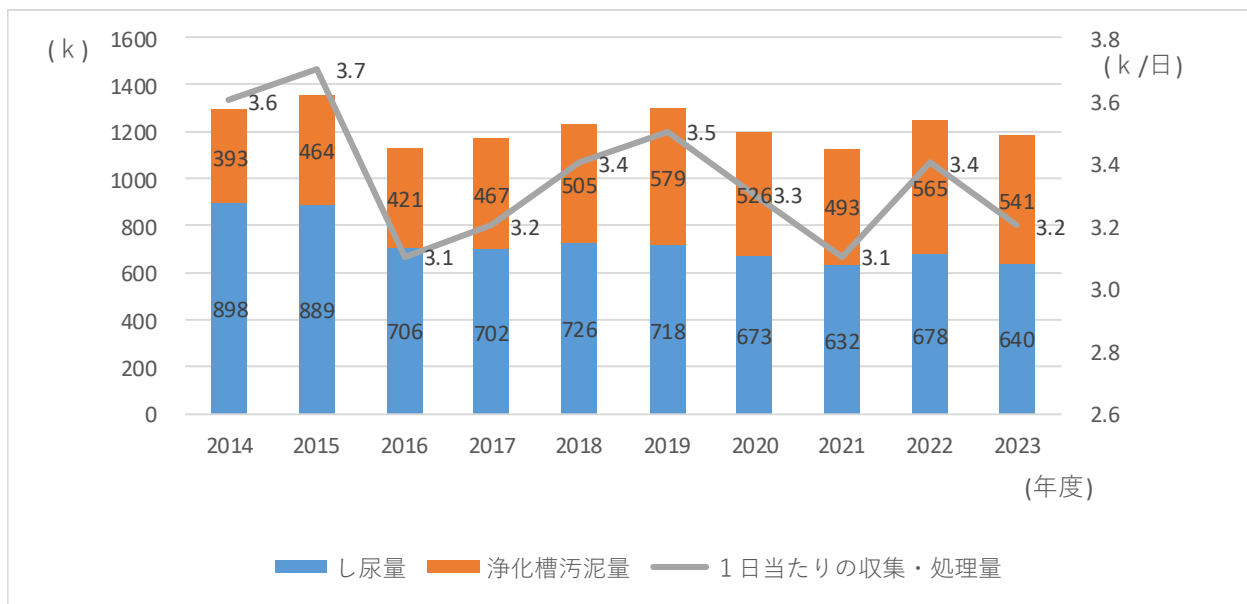


図 4-3 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥量

第2節 生活排水処理の体制

第1項 収集・運搬の状況

し尿等は、本町が許可した収集事業者に直接収集を依頼する方式を取っています。許可業者では、バキューム車を6台保有しています。

表 4-2 収集・運搬体制

区分	業者数 (社)	バキューム車		
		3 t	3.7 t	計
許可	2	4	2	6

資料：酒々井町

第2項 現有施設の状況

本町での生活排水処理に関しては、公共下水を千葉県が管理する花見川終末処理場で浄化処理を行い、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターで浄化処理しています。

印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターは、酒々井町、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、の5市町のし尿及び浄化槽汚泥を一括処理しています。

表 4-3 下水道終末処理場の概要

項目	内容
施設名称	花見川終末処理場
所在地	千葉県美浜区磯辺 8-24-1
処理能力	224,900 m ³ /日
処理区域面積	27,391ha
処理区域人口	1,406,200 人
放流先	東京湾

印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターでは、佐倉市に隣接する酒々井町、四街道市、八街市、富里市の4市・1町の下水道に接続していない家庭のし尿等を処理しています。2018(平成30)年度は9,519kℓを処理しています。

中間処理後の処理水は、南部川に放流されます。また、中間処理後に発生するし渣は脱水後、し尿処理施設内にある乾燥焼却設備で焼却しています。汚泥は堆肥化処理されます。

表 4-4 し尿処理施設の概要

項目	内容
施設名称	汚泥再生処理センター(し尿処理施設)
所在地	千葉県佐倉市宮本 332 番地
処理能力	195kℓ/日 (し尿:43kℓ/日、浄化槽汚泥:152kℓ/日)
処理方式	高負荷脱窒素処理+高度処理
竣工	平成15年度

表 4-5 放流水水質

測定項目	処理水質
pH	-
BOD (mg/ℓ)	10 以下
COD (mg/ℓ)	10 以下
SS (mg/ℓ)	10 以下
大腸菌群数 (個/mℓ)	3000 以下
全窒素 (mg/ℓ)	10 以下
全リン (mg/ℓ)	1 以下

第3項 生活排水処理経費の状況

生活排水の処理経費の状況を以下に示します。

本町では、組合分担金として中間処理費を計上しています。2019（令和元年）年度以降、処理経費は増加傾向にあり 1ℓ当たり年間約 18,000 円～20,000 円の処理費用が掛かっています。

表 4-6 処理経費

（単位：千円）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
建設・改良費	0	0	0	0	0
人件費	8,215	7,985	7,896	8,535	7,057
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
車両購入費	0	0	0	0	0
組合分担金	14,932	15,387	14,763	14,199	15,101
合計	23,147	23,372	22,659	22,734	22,158
1人当たりの処理経費（円）	1,116	1,129	1,104	1,117	1,091
1ℓ当たりの処理経費（円）	17,847	19,493	20,141	18,290	18,762

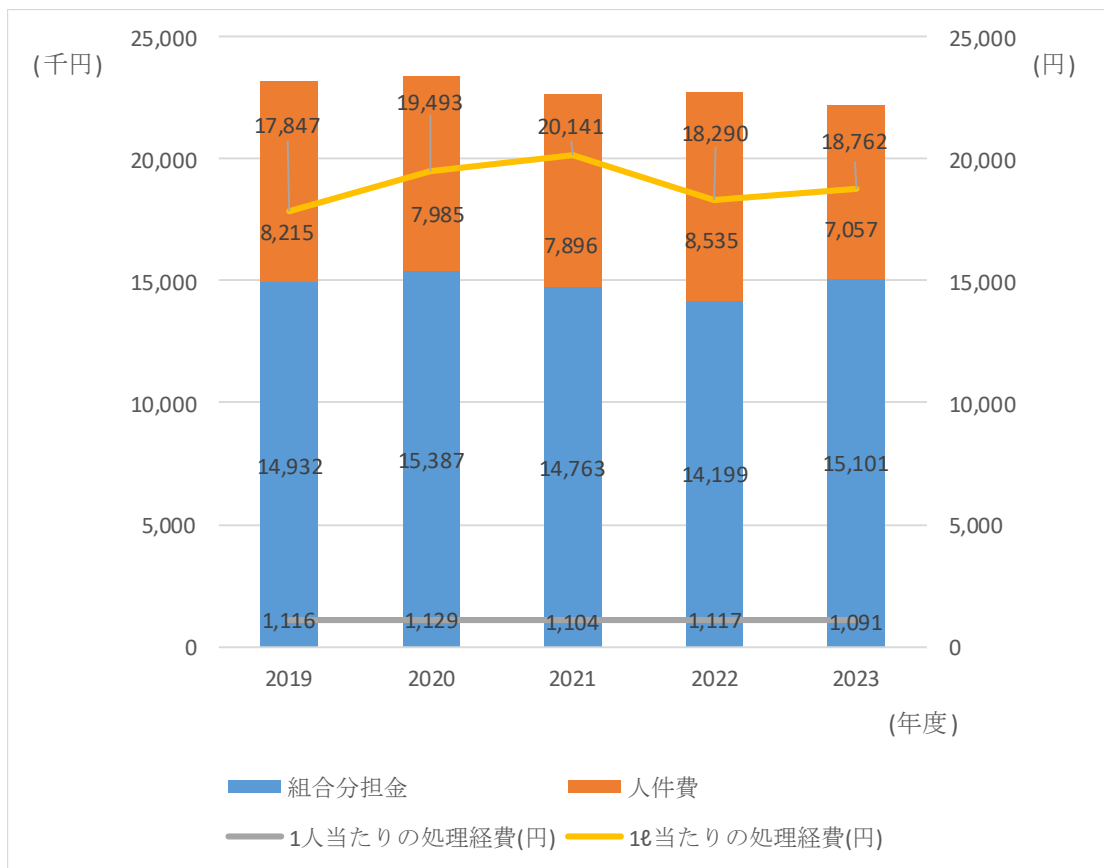


図 4-5 処理経費

第3節 生活排水処理の施策

本町における生活排水処理の整備を進める上での基本的な考え方と施策の状況を以下に示します。

本町は、ほとんどが印旛沼の流域圏で、水質保全については、千葉県が湖沼水質保全特別措置法に基づき、1987（昭和 62）年 3 月に「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」を策定し、水質浄化に努めてきました。また、本町は水質汚濁防止法に基づき、1993（平成 5）年 3 月に印旛沼流域の他の市町村とともに、「生活排水対策重点地域」に指定され、印旛沼の水質浄化に努めてきました。

さらに、2013（平成 25）年 3 月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画—生活排水処理基本計画」により、生活排水の処理とし尿・浄化槽汚泥の処理を推進してきたところです。

本計画は、河川と湖沼の水質改善と生活環境保全のために、生活排水（し尿と生活雑排水）を適切に処理することを目的に、生活排水の処理と生活排水を処理する過程で発生する汚泥の処理方法などの基本方針を定めるものであり、「印旛沼にやさしい水づくり」を目標とします。

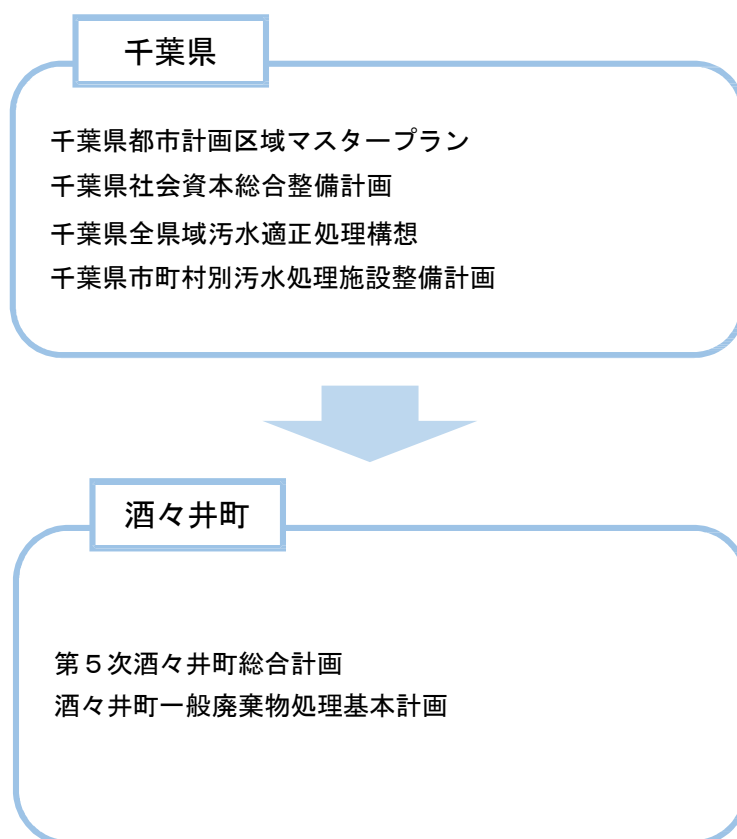


図 4-6 生活排水処理に関する計画

第4節 現行目標の達成状況及び評価

2013（平成25）年3月に改訂された一般廃棄物処理基本計画での生活排水処理率の目標値と実績値の比較をしてみると、目標値を達成しています。2022（令和4）年度の目標値95.0%の達成もしている状況です。

表4-7 現行目標の達成状況（生活排水処理率）

	2017	2018	2023
前計画の目標値（%）	93.9	95.0	-
実績値（%）	95.9	96.1	98.0

第5節 生活排水処理の課題の抽出

1. 発生源に関する課題

生活排水処理人口は、全国平均と比較すると高い値ですが、県平均と比較しても高く、生活排水処理が普及しています。

しかし、公共用水域へ雑排水を未処理で排出している人口が、2023（令和5）年度末でまだ2%程度存在しているため、河川の汚濁及び地下水の汚染が懸念されます。公共下水道が整備されている場合は下水道への接続、整備されていない場合には合併処理浄化槽の設置が必要です。

<生活排水処理人口普及状況結果>

国：91.7%、千葉県：90.1%、酒々井町：98.0%

2. 生活排水処理に関する課題

千葉県では、各種生活排水処理の整備を計画的、効率的かつ適切に実施していくために「千葉県生活排水処理施設整備構想」を策定し、快適で質の高い循環型社会づくりのため、生活排水処理施設の整備を推進しています。

本町においては、上位計画達成のためにも、下水道及び合併処理浄化槽の整備・普及等、生活排水を適正に処理する環境づくりが必要です。

第6章 生活排水処理基本方針の策定

第1節 生活排水処理基本方針

第1項 生活排水処理基本方針

生活環境の保全と公衆衛生の向上の観点、印旛沼の水質汚濁防止に向けて、下水道未整備地域での合併処理浄化槽の普及を促進します。

基本方針Ⅰ：生活排水を処理する施設の整備、維持管理を促進します。

- ① 公共下水道の整備と接続の促進に努めます。
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な指導に努めます。

基本方針Ⅱ：生活排水が適正に処理されるように啓発、情報提供を進めます。

- ① 地域の水域の水質汚濁状況や汚濁の原因などについての情報発信を進めます。
- ② 供用開始区域における各家庭の公共下水道への接続を促進します。
- ③ 単独処理浄化槽が早期に合併処理浄化槽など他の処理施設に転換するように啓発を行います。
- ④ 印旛沼の水質汚濁防止に向けた住民意識の高揚を図ります。

第2項 生活排水排出抑制の施策

1. 施策の体系

2つの基本方針を実現するため、本町が進める具体的な施策は以下のとおりです。

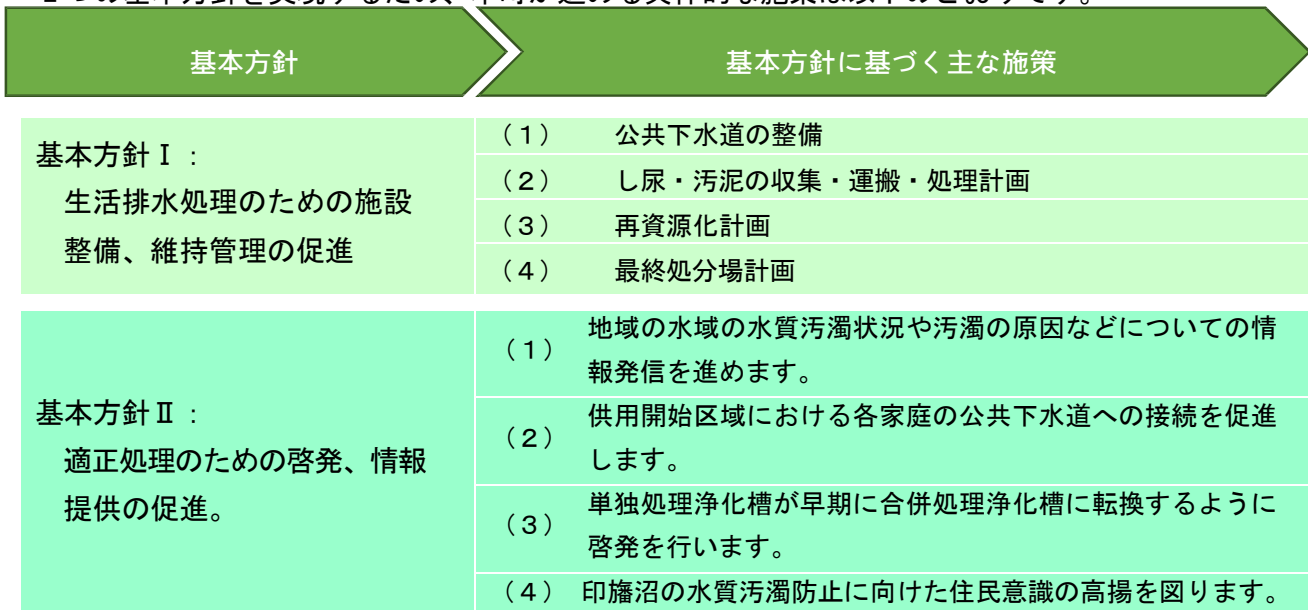


図 4-7 施策体系

2. 各種施策の説明

基本方針Ⅰ：生活排水処理のための施設整備、維持管理の促進	
(1)	<p>公共下水道の整備</p> <p>公共下水道の整備区域においては、公共下水道への接続の促進を図ります。</p>
(2)	<p>し尿・汚泥の収集・運搬・処理計画</p> <p>収集・運搬に関する基本方針</p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、今後も許可業者により適正に実施します。</p> <p>収集区域の範囲</p> <p>収集区域は、本町の行政区域全域とします。</p> <p>収集運搬の方法及び収集量</p> <p>し尿及び浄化槽処理の収集・運搬は、下水道整備の進捗に伴い収集量が減少傾向にあり、許可業者のバキューム車 6 台を限度として収集します。</p> <p>収集は、随時収集とします。</p>
(3)	<p>再資源化計画</p> <p>し尿・浄化槽汚泥の中間処理に関する基本方針</p> <p>本町では、下水道整備が既に普及率 98.0%となっていますが、2029（令和 11）年度時点でし尿・浄化槽汚泥が合わせて年間 253 ｷｰﾘｯﾄﾙ以上排出される見通しとなっています。</p> <p>このことから今後もこれまでと同様に、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、印旛衛生施設管理組合の中間処理施設において適正に処理するものとします。</p>
(4)	<p>最終処分場計画</p> <p>本計画の目標年度 2029（令和 11）年度までに排出されるし尿・浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターにおいて適正に処理します。し尿と浄化槽汚泥から除かれた異物は、し尿焼却炉で適正に処理、発生する排水は高度処理します。処理の過程で発生する汚泥は、堆肥化します。</p>

基本方針Ⅱ：適正処理のための啓発、情報提供の促進。	
(1)	<p>地域の水域の水質汚濁状況や汚濁の原因などについての情報発信を進めます。</p> <p>地域の水域の水質汚濁状況や汚濁の原因などについてホームページや広報等で情報発信を進めます。</p>
(2)	<p>供用開始区域における各家庭の公共下水道への接続を促進します。</p> <p>供用開始区域における各家庭の公共下水道への接続をホームページや広報等で促進します。</p>
(3)	<p>単独処理浄化槽が早期に合併処理浄化槽に転換するように啓発を行います。</p> <p>合併処理浄化槽の普及促進及び適正な保守点検と維持管理の徹底を図るため、啓発、指導に努めます。</p>
(4)	<p>印旛沼の水質汚濁防止に向けた住民意識の高揚を図ります。</p> <p>印旛沼の水質汚濁状況や汚濁の原因などについてホームページや広報等で情報発信を進めます。</p>

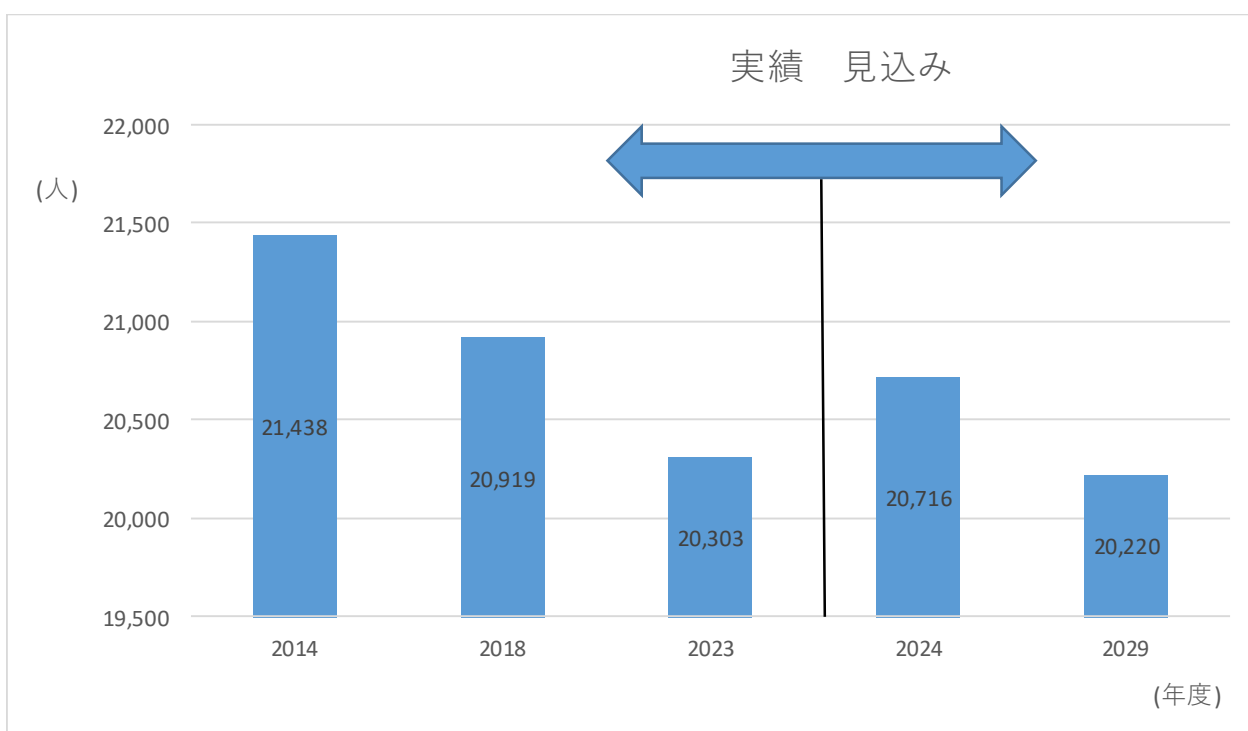
第2節 生活排水処理基本計画の策定

第1項 生活排水の発生量及び処理量の見通し

1. 行政区域内人口の予測

行政区域内人口は、現在の人口と将来の展望を提示する「酒々井町人口ビジョン」（平成27年10月）を策定していることを踏まえ、この「酒々井町人口ビジョン」における推計の数値を将来人口とします。

将来人口は2020（令和2）年度で20,958人、2025（令和7）年度で20,646人と見込んでいます。中間目標の2024（令和6）年度は20,716人、目標年度の2029（令和11）年度は20,220人と見込んでおります。



2. 生活排水処理量の予測

1) 処理形態別人口の予測

千葉県污水適正処理構想の割合に従い、下水道への接続が普及するものとし、2024（令和 6）年度には 98.6%、2029（令和 11）年度には 100%とされています。

合併処理浄化槽人口においても千葉県污水適正処理構想の割合に従うものとし、合併浄化槽割合は 2024（令和 6）年度には、849 人、2029（令和 11）年度には 839 人と見込まれます。

単独処理浄化槽人口、汲み取りし尿人口は、上記で算出された生活排水処理人口を行政区域内人口から引き、2018（H30）年度の単独浄化槽人口、汲み取りし尿人口の割合で算出しました。

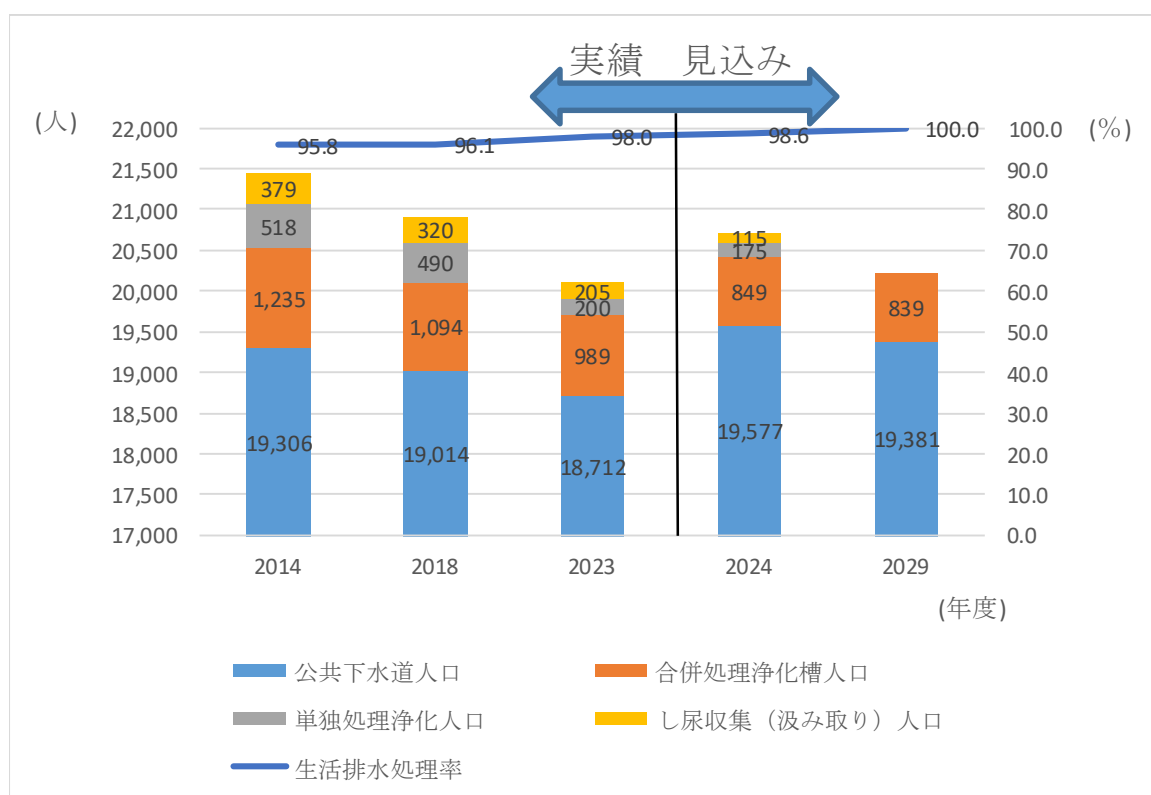


図 4-9 処理形態別収集人口の予測結果

2) し尿・汚泥（浄化槽汚泥等）の排出量の予測

し尿と汚泥の排出量は、2024（令和6）年度には549kℓ、2029（令和11）年度には253kℓと見込まれます。

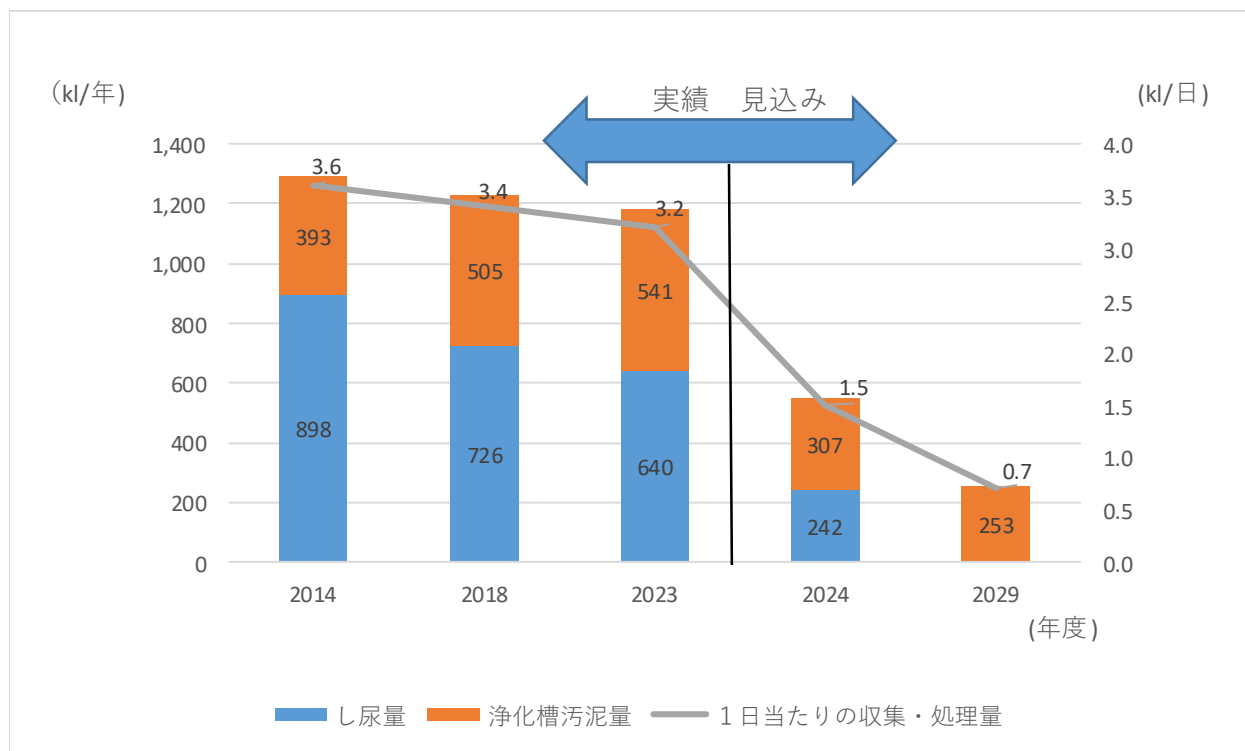


図 4-10 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥量の予測結果

表 4-7 生活排水量の見通し

		(単位)	2014	2018	2023	2024	2029
			実績			見込み	見込み
1.	計画処理区域内人口	(人)	21,438	20,919	20,106	20,716	20,220
	(1) 生活排水処理人口	(人)	20,541	20,109	19,701	20,426	20,220
	① 公共下水道人口	(人)	19,306	19,014	18,712	19,577	19,381
	② 合併処理浄化槽人口	(人)	1,235	1,094	989	849	839
	(2) 生活雑排水未処理人口	(人)	897	810	405	290	0
	③ 単独処理浄化槽人口	(人)	518	490	200	175	0
	④ し尿収集(汲み取り)人口	(人)	379	320	205	115	0
	(3) 計画処理区域外人口(自家処理)	(人)	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	(%)	95.8	96.1	98.0	98.6	100.0
	し尿・汚泥量	(4) し尿くみ取り量	(kℓ/年)	898	726	640	242
(5) 浄化槽汚泥量		(kℓ/年)	393	505	541	307	253
(6) 自家処理し尿量		(kℓ/年)	0	0	0	0	0
(7) 計((4)+(5)+(6))		(kℓ/年)	1,291	1,231	1,181	549	253
年間日数	(日)	365	365	365	366	366	
年間処理量	(kℓ/年)	1,291	1,231	1,181	549	253	
し尿量	(kℓ/年)	898	726	640	242	0	
浄化槽汚泥量	(kℓ/年)	393	505	541	307	253	
1日当たりの収集・処理量	(kℓ/日)	3.6	3.4	3.2	1.5	0.7	
し尿量	(kℓ/日)	2.5	2.0	1.8	0.7	0.0	
浄化槽汚泥量	(kℓ/日)	1.1	1.4	1.5	0.8	0.7	
合併処理浄化槽	(kℓ/日)	0.3	1.0	1.2	0.7	0.7	
単独処理浄化槽	(kℓ/日)	0.3	0.4	0.3	0.1	0.0	
1人1日当たりのし尿量	(ℓ/人日)	6.49	6.22	8.78	5.79	5.79	
1人1日当たりの合併処理浄化槽汚泥量	(ℓ/人日)	0.26	0.88	1.21	0.82	0.82	
1人1日当たりの単独処理浄化槽汚泥量	(ℓ/人日)	0.63	0.88	1.5	0.82	0.82	

3. 国及び県の達成目標との比較

生活排水処理率について、現在推進されている国や県の計画値と本町における計画値を比較します。

本町における目標値は、千葉県が定める「千葉県全県域汚水適正処理構想」に準じた目標として設定します。

表 4-8 国及び県の達成目標との比較（生活排水処理率）

計画		2013	2014	2029	2034
国	社会資本整備重点計画 (平成 27 年 9 月)	約 89% (基準年)	—	約 96% (目標)	—
千葉県	千葉県全県域汚水適正処理構想 (平成 28 年 3 月)	—	85.8% (基準年)	—	100.0% (目標)

4. 目標値の設定

本町で定める「酒々井町汚水適正処理構想」のように公共下水道への接続人口と合併処理浄化槽人口の比率が増加する事を見込み、本計画での目標値を設定します。

生活排水処理率 100% (2029 (令和 11) 年度末)

第2項 生活排水排出抑制施策の展開

1. 行政における方策

行政が自ら実施する取り組み及び住民・事業者が実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策	
(1)	地域に応じた生活排水処理施設の整備
(2)	公共下水道の普及と更新
(3)	合併処理浄化槽の普及
(4)	適正な処理・処分の実施
(5)	許可業者への指導
(6)	浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の推進
(7)	情報提供と普及啓蒙
(8)	環境教育の推進
(9)	環境美化の推進

2. 住民における方策

住民が自ら実施する取り組み及び住民が実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策	
(1)	公共下水道の普及
(2)	合併処理浄化槽の普及
(3)	汚濁負荷の低減
(4)	浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の推進
(5)	環境美化の推進

3. 事業者における方策

事業者が自ら実施する取り組み及び事業者が実施する取り組みへの支援策等について、今後も継続して行います。

施策	
(1)	公共下水道の普及
(2)	合併処理浄化槽の普及
(3)	汚濁負荷の低減
(4)	適正な処理・処分の実施
(5)	浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の推進

参考資料

用語集

[アルファベット・数字]

● BOD (Biochemical oxygen demand の略)

生物化学的酸素要求量のことであり、最も一般的な水質指標のひとつ。数値が大きいほど、水質が悪いことを示す。試料水中の有機物などの酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量のこと。

● COD (Chemical oxygen demand の略)

化学的酸素要求量のことであり、最も一般的な水質指標のひとつ。数値が大きいほど、水質が悪いことを示す。試料水中の有機物を酸化してその際使われる酸化剤の消費量のこと。

● PDCA サイクル

もともとは生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進めるための手法として、W・エドワーズ・デミング博士らが提唱した考え方。Plan (計画) -Do (実行) -Check (検証) -Action (改善) を繰り返すことで改善される。

● pH

水素イオン濃度指数のこと。0～14 の範囲にあり、pH=7 が中性を示す。値が小さいほど酸性が強く、値が大きいほどアルカリ性が強い。

● SS (Suspended substance の略)

懸濁物質 (水中に浮遊する粒子径 2 mm以下の不溶解性物質の総称のこと) であり、最も一般的な水質指標のひとつ。

● 3R

リデュース (廃棄物の発生抑制)、リユース (再利用)、リサイクル (再利用) の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会 (=循環型社会) をつくろうとするもの。

[あ]

● 一般廃棄物

廃棄物処理法で定められており、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。主に、家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、し尿、事業所から排出される紙くずなどを示す。

● 汚水処理人口 (生活排水処理人口)

下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽及びコミュニティ・プラントなどの汚水処理施設を、どれだけの方が利用可能であるかを人口で表した指標。行政人口に対する汚水処理が可能な人口の割合を汚水処理人口普及率として算出。

● 汚濁負荷

汚濁物質 (BOD やSS など) が水系に流入することにより、水域環境や水産業、農業、レクリエーション等に対して及ぼす悪影響のこと。

[か]

● 合併処理浄化槽

トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20 mg/l以下になる。

● 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)

特定家庭用機器の適正な収集運搬や再商品化等の実施を促し、廃棄物としての排出を抑制するとともに、再資源化を推進するために定めた法律。エアコン、テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が特定家庭用機器として指定。

● カレット

ガラス製品 (ソーダ石灰ガラス) をリサイクルする際に、いったん破碎した状態の「ガラス屑」のこと。

● 環境基本法

環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた法律。

● 感染性廃棄物

医療機関、研究機関などから排出される、感染性の病原体の付いた、また付いている恐れのあるごみ。特別一般廃棄物、産業廃棄物の一種。使用済みの注射針や血液などの付いたガーゼなど。

● グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指した法律。

● 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

資源の有効な利用を確保する観点から、建設工事に伴って廃棄される廃棄物について再資源化を行い、再び利用することを目的とした法律。

● 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等には有用な金属が含まれているにも関わらず、それらが廃棄されていることから、再資源化を推進するために定められた法律。

[さ]

● 災害廃棄物

地震や台風など巨大な災害が発生した際に発生するがれきなどの廃棄物。

● 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される医療廃棄物のこと。

● 産業廃棄物

廃棄物処理法で定められており、産業廃棄物は、燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、鋳さい、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体やふん尿など 20 種。事業者処理が義務付けられている。

● 三成分値

ごみの性状を把握するために、燃えるゴミを水分、灰分、可燃分の 3 つの成分の構成比で示したもの。

● 資源化率

$(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$ で示される値。

● 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

循環型社会を形成していくために必要な 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するための法律。

● 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

ゴミを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、クルマのリサイクルについてクルマの所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。

● 循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われ、促進されることが基本となる社会形態。

● 循環型社会形成推進基本法

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立された。

● 浄化槽法

浄化槽の製造と設置方法、保守点検と清掃方法などについて定めた法律。浄化槽によってし尿（水洗トイレの汚水）と生活雑排水を適切に浄化処理し、河川など生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とした法律。

● 浄化槽法第 11 条検査

毎年 1 回定期的に受ける検査で、保守点検や清掃が適正に実施され、機能が十分に発揮されているかどうかを検査する。

● 焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃ごみの灰分、不燃ごみ・可燃ごみの燃え残りなどを指す。

● 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品関連事業者から排出される食品廃棄物等について、その排出抑制と資源としての有効利用を推進するために定められた法律。

● 食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残り・食材の余りなど。

● ストックヤード

搬入されたごみや、処理された資源物を一時的に貯留する施設。コンクリートなどで仕切られている。

● ストレーナー

液体から固形成分を取り除くために用いる網状の器具。

● 全窒素

環境基準のひとつ。有機および無機（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）の窒素化合物の総量。湖沼の窒素に関する環境基準になっている。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

● 全リン

環境基準のひとつ。水中に溶解している無機リンと有機リンの総量。水環境を富栄養化させる要素の一つであり、湖沼などでは排出基準が定められている。

[た]

● ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル (DL-PCB) の総称。ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成する。

● 大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

● 単位容積重量

燃えるゴミ1 m³あたりの重量のこと。

● 単独処理浄化槽

水洗トイレの排水の処理のみで、台所や洗たく、風呂などの生活雑排水の処理をしない浄化槽。

● ちゅう芥類

台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみ。

● 中間処理施設

廃棄物を埋立処分する前に、選別・減量などの処理をすることをいい、中間処理施設とはそのような廃棄物を処理する設備を備えた施設をいう。選別は、廃棄物の中から再利用（リサイクル）できる金属類やビン、缶、ペットボトルなどを選別すること。減量は、木屑、繊維くず、紙くずなどを焼却、破砕すること、また汚泥などの脱水すること。

● 長寿命化対策

ごみ焼却炉等のインフラ（社会基盤）を長く利用し、建て替えの回数を減らし、建設費用等を削減するために、定期的に補修を行うこと。

● 低位発熱量

低位発熱量は、水分が蒸気のまま（気体）でいる場合の発熱量で、実際に利用できる熱量にあたり真発熱量ともいわれている。焼却炉でごみを燃焼させた時の熱量は低位発熱量となる。

● 低炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

● トップランナー制度

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく機器のエネルギー消費効率基準の策定方法。エネルギー多消費機器のうち省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器（トップランナー）」の性能以上に設定する制度のこと。

[は]

● 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活

環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として定めた法律。

🌍 不燃残渣

物理的に焼却不可能であり、焼却後も残渣として残存し、最終処分場での埋立てを必要とする廃棄物。

[ま]

🌍 マイバック

レジ袋の使用を削減するため、個々で購入する買い物袋。このマイバックの持参率を上げ、レジ袋の削減を促す行動を「マイバック持参運動」という。

[や]

🌍 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装廃棄物の減量化と再資源化を促進するため制定された法律。

🌍 溶融処理

ごみの減容化や無害化、再資源化を目的として、ごみを燃焼したり、その燃焼によって生じる焼却灰を溶融したりする技術のこと。

🌍 溶融スラグ

廃棄物溶融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1,300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。近年では建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。

[ら]

🌍 リターナブル容器

ビールびんや一升びんなどの使用済みの容器を回収、洗浄して再び使用する繰り返し使用が可能な製品のこと。



酒々井町一般廃棄物処理基本計画

発行年月	2025（令和7）年3月発行（改訂）
発行	酒々井町役場経済環境課環境対策室
住所	千葉県印旛郡酒々井町中央台4-1-1
電話番号	043-496-1171